Ⅷ. 児童福祉法等の改正及び施行に ついて

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、家庭的保育事業等の新たな子育で支援サービスの創設、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、仕事と生活の両立支援のための一般事業主行動計画の策定の促進など、地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

【主な内容】

地域における次世代育成支援対策の推進

①新たな子育て支援サービスの創設(児童福祉法等の一部改正)

- 一定の質を確保しつつ、多様な主体による保育サービスの普及促進とすべての家庭における子育で支援の拡充を図るため、新たに家庭的保育事業(保育ママ)、すべての子どもを対象とした一時預かり事業、乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)、養育支援訪問事業及び地域子育で支援拠点事業を法律上創設し、市町村におけるサービスの実施の促進等を図る。
- ②困難な状況にある子どもや家族に対する支援の強化(児童福祉法等の一部改正)
- 里親制度を社会的養護の受皿として拡充するため、養子縁組を前提としない里親(養育里親)を制度化し、一定の研修を要件とするなど里親制度を見直す。
- 家庭的な環境における子どもの養育を推進するため、虐待を受けた子ども等を養育者の住居において養育する事業(ファミリーホーム)を創設。
- 児童養護施設等の内部における虐待対策の強化のため、虐待を発見した者の通告義務等を設けるほか、地域における児童虐待対策の強化を行う。
- ③地域における子育で支援サービスの基盤整備(次世代育成支援対策推進法の一部改正)
- 働き方の見直しも踏まえた中長期的な子育て支援サービスの基盤整備を図るため、市町村の行動計画策定に当たり参酌すべき保育サービスの量 等に関する標準を国において定める等の見直しを行う。

Ⅱ 職場における次世代育成支援対策の推進

仕事と家庭の両立支援の促進(次世代育成支援対策推進法の一部改正)

- 〇 仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する一般事業主行動計画の策定・届出の義務づけの対象範囲を 従業員301人以上企業から従業員101人以上企業に拡大する。
- 一般事業主行動計画の公表・従業員への周知を計画の策定・届出義務のある企業に義務づける。

(施行期日)

- 原則として平成 21 年 4 月 1 日。(Ⅰの③の行動計画策定指針の見直し等は公布の日から起算して6ヶ月を超えない範囲で政令で定める日、家庭的保育事業(保育マ
- マ)の制度化等は平成22年4月1日、Iの一般事業主行動計画の対象範囲の拡大は平成23年4月1日)

児童福祉法等の一部を改正する法律の主な内容

趣旨

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略等を踏まえ、子育て支援に関する事業の制度上の位置付けの明確化、虐待を受けた子ども等に対する家庭的環境における養護の充実、一般事業主行動計画の策定の促進など、 地域や職場における次世代育成支援対策を推進するための所要の改正を行う。

- 1 児童福祉法の一部改正①(子育て支援事業等を法律上位置付けることによる質の確保された事業の普及促進)
 - (1) 子育て支援事業を法律上位置付け (平成21年4月施行)
 - 以下の事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設け、都道府県知事への届出·指導 監督等にかからしめることとする。
 - ① 乳児家庭全戸訪問事業(※いわゆる生後4か月までの全戸訪問事業)
 - ② 養育支援訪問事業(※いわゆる育児支援家庭訪問事業)
 - ③ 地域子育て支援拠点事業
 - ④ 一時預かり事業
 - また、市町村は、これら①~④の事業が着実に実施されるよう必要な措置の実施に努めるものとする。
 - ※ 上記の改正に併せて社会福祉法を改正し、上記事業及び2(2)の小規模住居型児童養育事業について、第2種社会福祉事業とすることにより、必要な社会福祉法の事業開始・指導監督規定や、消費税等の非課税措置の対象とする。
 - (2) 家庭的保育事業を法律上位置付け (平成22年4月施行)
 - 保育に欠ける乳幼児を、家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士その他の省令で定める者であって、これらの乳幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるもの)の居宅等において保育する事業について、法律上位置付けるとともに、省令で必要な基準等を設ける。
 - 市町村の保育の実施責任に関する規定に、保育所における保育を補完するものとして家庭的保育事業を位置付ける。
 - 市町村は、事前に都道府県知事に届け出て家庭的保育事業を行うことができるものとし、都道府県による指導 、 監督等にかからしめることとする。

2 児童福祉法の改正②(困難な状況にある子どもや家庭に対する支援の強化)

(1) 里親制度の改正 (平成21年4月施行)

- 養子縁組を前提とした里親と養育里親を区別し、養育里親の要件について一定の研修を修めることとする等里親 制度を見直す。
- 都道府県の業務として、里親に対する相談等の支援を行うことを明確化し、当該業務を一定の要件を満たすものに委託できることとする。

(2) 小規模住居型児童養育事業の創設 (平成21年4月施行)

○ 要保護児童の委託先として、養育者の住居で要保護児童を養育する事業(ファミリーホーム)を創設し、養育者の 要件等事業に関する要件を定めるほか、都道府県の監督等必要な規定を設ける。

(3) 要保護児童対策地域協議会の機能強化 (平成21年4月施行)

○ 要保護児童対策地域協議会の協議対象を、養育支援が特に必要である児童やその保護者、妊婦に拡大するほか、 要保護児童対策調整機関に、一定の要件を満たす者を置く努力義務を課す。

(4) 年長児の自立支援策の見直し (平成21年4月施行)

○ 児童自立生活援助事業について、対象者の利用の申込みに応じて提供することとするとともに、義務教育終了後の 児童のほか、20歳未満の者を支援の対象として追加する等の見直しを行う。

(5) 施設内虐待の防止 (平成21年4月施行)

○ 児童養護施設等における虐待を発見した者の通告義務、通告があった場合の都道府県や都道府県児童福祉審議会等が講ずべき措置等施設内虐待の防止のための規定を設ける。

(6) その他 (平成21年4月(提供体制の計画的整備は平成22年4月)施行)

- 児童相談所における保護者指導を児童家庭支援センター以外の一定の要件を満たす者にも委託できることとする。
- 児童家庭支援センターについて、児童福祉施設への附置要件の廃止等を行う。
- 都道府県における里親や児童養護施設等の提供体制の計画的な整備について、必要な措置を講じる。

3 次世代育成支援対策推進法の一部改正① (地域における取組の促進)

- (1) 国による参酌標準の提示 (公布から起算して6月以内に施行)
 - 国は、市町村行動計画において、保育の実施の事業、放課後児童健全育成事業等に関する事項(量)を定めるに際して参考とすべき標準(参酌標準)を定めるものとする。
- (2) 地域行動計画の策定等に対する労使の参画 (公布から起算して6月以内施行)
- 市町村及び都道府県は、行動計画を策定・変更しようとするときは、住民の意見を反映させるほか、労使を参画させるよう努めるものとする。
- (3) 地域行動計画の定期的な評価・見直し (平成22年4月施行)
 - 市町村及び都道府県は、定期的に行動計画に基づく措置の実施状況等を評価し、計画の変更等の措置を講ずるよう努めるものとする。
- 4 次世代育成支援対策推進法の一部改正② (一般事業主による取組の促進)
- (1) 一般事業主行動計画の策定・届出義務の対象の拡大 (平成23年4月施行)
 - 中小事業主のうち一定規模以上(100人超)の事業主について、行動計画を策定・届け出なければならないものとする。
- (2) 一般事業主行動計画の公表・周知 (平成21年4月施行)
 - 行動計画の策定·届出義務のある事業主について、行動計画の公表及び従業員への周知を義務づけるとともに、 行動計画の策定・届出が努力義務の事業主についても、同様の努力義務を設ける。
- 5 次世代育成支援対策推進法の一部改正③ (特定事業主による取組の促進)
- 特定事業主行動計画(国、地方公共団体の長等が所属職員のために策定する次世代育成支援対策に関する計画)について、職員への周知を義務付けるとともに、行動計画に基づく措置の実施状況を公表しなければならないものとする。(平成21年4月施行)

子育て支援事業の定義規定のイメージ

1 乳児家庭全戸訪問事業

市町村内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、厚生労働省令で定めるところにより、①子育てに関する情報の提供、②乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、③養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業

2 養育支援訪問事業

厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した①保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童及びその保護者、②保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者、③出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦に対し、その養育が適切に行われるよう、これらの者の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業

3 地域子育て支援拠点事業

厚生労働省令で定めるところにより、乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

4 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところにより、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業

5 家庭的保育事業

保育に欠ける乳児又は幼児について、家庭的保育者(市町村長が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で 定める者であって、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。)の居宅その他の場 、所において、家庭的保育者による保育を行う事業

子育て支援事業の事業開始・指導監督の仕組みのイメージ

1 社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業の事業開始・ 指導監督の仕組み (乳児家庭全戸訪問事業・養育支援訪問 事業・地域子育て支援拠点事業)

~事業開始時~

事業の開始

都道府県知事へ事業開始の届出(<u>※事後</u>) (事業開始から1ヶ月以内)

~事業開始後の指導監督~

都道府県知事は、必要と認める事項の 報告徴収、検査が可能



都道府県知事は、

- ・事業者が報告徴収・検査に応じない場合
- ・サービス利用者の処遇について不当な行為をした場合 等は、事業の制限・停止を命ずることが可能。

2 児童福祉法に基づく一時預かり事業・家庭的保育事業の事業開始・指導監督の仕組み

~事業開始時~

都道府県知事へ事業開始の届出(※事前)

事業の開始

~事業開始後の指導監督~

都道府県知事は、必要と認める事項の 報告徴収、立入検査が可能

都道府県知事は、事業が基準に適合しない場合は、必要な措置を命ずることが可能。

+

都道府県知事は、

- ・事業者が命令・処分に違反した場合
- ・サービス利用者の処遇について不当な行為をした場合 等は、事業の制限・停止を命ずることが可能。
- ※ このほか、第2種社会福祉事業として位置付けた事業(乳児家庭全戸訪問事業・養育支援家訪問事業・地域子育て支援拠点事業・一時預かり事業)については、①寄付金の募集に際しての許可制度、②サービス利用者に対する情報提供努力義務、③利用申込み時の契約内容等の説明の努力義務、④自己評価等の質の向上の努力義務、⑤誇大広告の禁止等の社会福祉法の規定のほか、⑥消費税等の非課税措置の対象となる。

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行 に伴う政令の改正について

(別冊)

- 98 -

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う 省令・告示の整備について

I 趣旨

児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号。以下「改正法」という。)の施行に伴い、所要の規定の整備を行うもの。

Ⅱ 改正概要

(1) 児童自立生活援助事業関係(平成21年4月1日施行) 【児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)の一部改正】

児童福祉法

第33条の6 都道府県は、その区域内における義務教育終了児童等の自立を図るため必要がある場合において、その義務教育終了児童等から申込みがあつたときは、自ら又は児童自立生活援助事業を行う者(都道府県を除く。次項において同じ。)に委託して、その義務教育終了児童等に対し、厚生労働省令で定めるところにより、義務教育終了児童等が共同生活を営むべき住居において相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、その他の適切な援助を行わなければならない。

②~⑤ (略)

<内容>

- 〇 都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下「(1)児童自立生活援助事業関係」において同じ。(※))は、改正法による改正後の児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第33条の6第1項の規定に基づき、相談その他の日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援を行うときは、義務教育終了児童等が自立した生活を送ることができるよう、当該児童等の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、適切にこれを行うものとする。
 - (※) 指定都市及び児童相談所設置市が処理する事務の範囲は政令事項。
- 事業の実施のための人員・設備・運営等に関する事項について以下の1~4のとおりとする。
- 1 事業の基本方針について

(基本方針)

- 児童自立生活援助事業者は、義務教育終了児童等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、共同で生活する住居において、日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援(以下「児童自立生活援助」という。)を行うものとする。また、退居した場合においても、必要に応じて継続的に相談その他の援助を行うものとする。
 - (入居した者を平等に取り扱う原則)

○ 児童自立生活援助事業者は、利用者(入居者及び入居者であった者をいう。以下同じ。)の国籍、信条、社会的身分又は入居に要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

- 児童自立生活援助事業に従事する職員は、利用者に対し、法第33条の10各号 に規定する虐待等を行ってはならない。
- 児童自立生活援助事業者は、利用者の権利擁護、虐待の防止等のため、責任者を 設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等 の措置を講じなければならない。

2 人員について

- 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業を行う住居(以下「児童自立生活援助事業所」という。) ごとに、指導員(主として児童自立生活援助に携わる者)及び管理者を置かなければならない。ただし、管理者は指導員が兼ねることができる。
- 指導員は、次のとおり配置する。
- ・入居者の数が6までは、3人以上。ただし、指導員が2人以上である場合には、補助員(指導員を補助する者)をもってその他の指導員に代えることができる。
- ・入居者の数が6を超えるときは、3に、入居者が6を超えて3又はその端数を超す ごとに1を加えて得た人数以上。ただし、指導員の人数が、得た人数から1を減じ た人数以上である場合には、補助員をもってその他の指導員に代えることができる。
- 指導員は、児童の自立支援に熱意を有し、①~④のいずれか及び⑤に該当する者 をもって充てられるものとする。補助員は、⑤に該当する者とする。
 - ①児童指導員の資格を有する者
 - ②保育士の資格を有する者
 - ③児童福祉事業及び社会福祉事業に2年以上従事した者
 - ④上記に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
 - ⑤法第34条の15第1項各号に該当しない者

3 設備について

- 児童自立生活援助事業所は、入居者の日常生活に支障がないよう、必要な設備を有し、職員が入居者に対して適切に児童自立生活援助を行うことができる形態とする。
- 入居者の居室を設け、その面積は、1人あたり3.3平米以上とすること、1居 室あたりおおむね2人までとすること、また、男子と女子は別室にすることとする。
- 食堂等入居者が相互交流することができる場所を有することとする。
- 保健衛生及び安全について配慮されたものでなければならないこととする。

4 運営について

- ① 相談・援助等
 - 児童自立生活援助事業者は、利用者に対し、就労への取組姿勢や職場の対人 関係等就労に関する相談に応じるなどの支援を行うとともに、職場開拓を行い、

安定した職業に就かせるための支援を行うものとする。

- 児童自立生活援助事業者は、利用者に対し、対人関係、健康管理、金銭管理、 余暇活用及び食事等の家事に関することその他自立した日常生活及び社会生活 を営むために必要な相談・指導・援助を行うものとする。
- 児童自立生活援助事業者は、入居者の退所に際しては、適切な援助を行うと ともに、福祉サービスを行う者や職場等関係者との連携に努め、入居者であっ た者に対する相談を行うものとする。
- 〇 児童自立生活援助事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の 状況、生活歴等の把握に努めるものとする。

② 衛生管理等

- 児童自立生活援助事業者は、入居者の使用する居室、食器その他の設備及び 飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じ なければならない。
- 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業所において感染症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

③ 食事

- 児童自立生活援助事業者は、入居者に食事を提供するときは、その献立は、 できる限り、変化に富み、入居者の健全な発育に必要な栄養量を含有するもの でなければならない。
- 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並び に入居者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 秘密保持等

- 児童自立生活援助事業に従事する職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 児童自立生活援助事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置 を講じなければならない。

⑤ 記録の整備等

〇 児童自立生活援助事業所には、職員、財産、収支及び入居者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

⑥ 苦情への対応等

- O 児童自立生活援助事業者は、その行った児童自立生活援助に関する利用者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を 設置する等の必要な措置を講じなければならない。
- 児童自立生活援助事業者は、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に 当たって、職員以外の者を関与させなければならない。
- 児童自立生活援助事業者は、自らその行う児童自立生活援助の質の評価を行うほか、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常に その改善を図るよう努めなければならない。

⑦ 都道府県知事の調査

○ 児童自立生活援助事業者は、都道府県知事からの求めに応じ、入居者の状況

について、定期的に都道府県知事の調査を受けなければならないものとする。

⑧ 利用者負担

- 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助の実施に要する費用のうち、 食事の提供に要する費用及び居住に要する費用その他の日常生活で通常必要に なるもので入居者に負担させることが適当と認められる費用については、入居 者に負担させることができるものとする。
- 入居者に負担させることができる額は、運営規程に定めた額以下とし、あらかじめ入居者に知らせ、同意を得なければならない。また、当該額は、入居者の経済状況等に十分配慮した額としなければならない。

9 金銭管理

- 児童自立生活援助事業者は、入居者の金銭管理を行う場合には、あらかじめ、 運営規程に金銭管理の方法、記録の方法を定めておかなければならない。
- 児童自立生活援助事業者は、入居者が金銭管理を希望する場合には、あらか じめ定めた方法等を入居者に説明し、同意を得なければならない。
- 児童自立生活援助事業者は、金銭管理の記録について月に1回以上、入居者 に知らせなければならない。

⑩ 支援体制の確保

○ 児童自立生活援助事業者は、緊急時の対応等を含め、利用者の状況に応じた 適切な児童自立生活援助を行うことができるよう、児童相談所、児童家庭支援 センター、児童委員、公共職業安定所、就労先、警察その他の関係機関との連 携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

⑪ 管理者の責務

- 児童自立生活援助事業所の管理者は、児童自立生活援助事業所の職員及び業 務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。
- 児童自立生活援助事業所の管理者は、児童自立生活援助事業所の職員にこの 省令で定める規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

① 運営規程

- 児童自立生活援助事業者は、児童自立生活援助事業所ごとに、次に掲げる事業運営の重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。
 - イ 事業の目的及び運営の方針
 - ロ 職員の職種、員数及び職務の内容
 - ハ 入居定員
 - ニ 児童自立生活援助の内容
 - ホ 入居者から受領する費用の種類及びその額
 - へ 金銭管理を行う場合には、その方法、記録の方法及び入居者への提示方法
 - ト 緊急時等における対応方法
 - チ 非常災害対策
 - リ 利用者の権利擁護、虐待の防止等を図るために必要な事項
 - ヌ 外部評価の実施状況等児童自立生活援助の質の向上のために図る措置の内 容
 - ル その他運営に関する重要事項
- ③ 勤務体制の確保

- 児童自立生活援助事業者は、利用者に対し、適切な児童自立生活援助を提供 できるよう、児童自立生活援助事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかな ければならない。
- 〇 児童自立生活援助事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

① 定員の遵守

- 児童自立生活援助事業所の入居定員は、5人以上20人以下とする。
- 児童自立生活援助事業者は、入居定員を超えて入居させてはならない。ただ し、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- (15) 非常災害対策
 - 児童自立生活援助事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、これに対する不断の注意と訓練を行うように努めなければならない。

児童福祉法

第33条の6 (略)

② 前項に規定する義務教育終了児童等であつて児童自立生活援助の実施を希望するものは、<u>厚生労働省令の定めるところにより</u>、人居を希望する同項に規定する住居その他<u>厚生労働省令の定める事項</u>を記載した申込書を都道府県に提出しなければならない。この場合において、児童自立生活援助事業を行う者は、<u>厚生労働省令の定めるところにより</u>、当該義務教育終了児童等の依頼を受けて、当該申込書の提出を代わつて行うことができる。

<内容>

- 児童自立生活援助の実施を希望する者が提出する申込書には、以下の事項を記載 するものとする。
 - 児童自立生活援助の実施を希望する者の氏名、居住地、生年月日及び職業
 - ・児童自立生活援助の実施を希望する理由
 - ・その他都道府県知事が必要と認める事項
- 申込書は、児童自立生活援助の実施を希望する者が居住する都道府県に提出する。
- 申込書には法第56条第2項の規定による徴収する額の決定のために必要な事項 に関する書類を添えるものとする。
- 法第33条の6第2項の規定により申込書の提出を代行する児童自立生活援助事業者は、都道府県との連携を努めるとともに、依頼を受けたときは、速やかに、都道府県に当該申込書を提出しなければならない。
- 都道府県は、児童自立生活援助を実施する必要があると認めた者に対しては、申 込がない場合であっても、児童自立生活援助の実施の申込を勧奨しなければならな い。

児童福祉法

第33条の6 (略)

⑤ 都道府県は、義務教育終了児童等の第一項に規定する住居の選択及び児童自立生活援助事業の適正な運営の確保に資するため、厚生労働省令の定めるところにより、その区域内における児童自立生活援助事業を行う者、当該事業の運営の状況その他の厚生労働省令の定める事項に関し情報の提供を行わなければならない。

<内容>

- 〇 都道府県は、義務教育終了児童等その他関係者が当該情報を自由に利用できる方 法により、以下の事項に関し、情報提供を行うものとする。
 - ① 児童自立生活援助事業者の名称、位置に関する事項
 - ② 児童自立生活援助事業所の設備の状況に関する事項
 - ③ 次に掲げる児童自立生活援助事業の運営の状況に関する事項
 - イ 児童自立生活援助事業所の入居定員、入居状況及び職員の状況
 - ロ 児童自立生活援助の実施及び利用者に対する生活の支援の方針
 - ハ その他児童自立生活援助の実施に関する事項
 - 4 運営規程
 - ⑤ 法第56第2項の規定により徴収する額に関する事項
 - ⑥ 食事の提供に要する費用等入居者が負担することとなる額に関する事項
 - ⑦ 入居手続に関する事項
 - ⑧ その他都道府県知事が必要と認める事項

児童福祉法

第34条の3 国及び都道府県以外の者は、<u>厚生労働省令の定めるところにより</u>、あらかじめ、<u>厚生労働省令で定める事項</u>を都道府県知事に届け出て、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行うことができる。

② • ③ (略)

<内容>

〇 児童自立生活援助事業者が事業を開始する際の届出事項として、運営規程を追加 する。また、職員の定数及び職務の内容、事業を行おうとする区域、入所定員につ いては、削除する。

(参考) 現在の届出事項

- 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 条例、定款その他の基本約款
- ・ 職員の定数及び職務の内容
- 主な職員の氏名及び経歴
- 事業を行おうとする区域
- 当該事業の用に供する施設の名称、所在地及び入所定員

事業開始の予定年月日

1

【社会福祉法施行規則(昭和26年厚生省令第28号)の一部改正】

<内容>

社会福祉法施行規則第16条においては、社会福祉事業についての福祉サービスを利用するための契約成立時の書面の交付義務を免除する対象を規定しており、<u>児童自立生活援助事業</u>、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業についても同条の規定に追加し、書面交付義務の対象から除外することとする。

(2) 乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業関係(平成21年4月1日施行) 【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第6条の2 (略)

- ②・③ (略)
- ④ この法律で、乳児家庭全戸訪問事業とは、一の市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内における原則としてすべての乳児のいる家庭を訪問することにより、<u>厚生労働省令で定めるところにより</u>、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他の援助を行う事業をいう。
- ⑤ この法律で、養育支援訪問事業とは、厚生労働省令で定めるところにより、乳児家庭全戸訪問事業の実施その他により把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童(第八項に規定する要保護児童に該当するものを除く。以下「要支援児童」という。)若しくは保護者に監護させることが不適当であると認められる児童及びその保護者又は出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦(以下「特定妊婦」という。)(以下「要支援児童等」という。)に対し、その養育が適切に行われるよう、当該要支援児童等の居宅において、養育に関する相談、指導、助言その他必要な支援を行う事業をいう。

① 乳児家庭全戸訪問事業関係(法第6条の2第4項関係)

<内容>

法第6条の2第4項に規定する乳児家庭全戸訪問事業は、原則として生後4か月に 至るまでの乳児のいる家庭について、市町村長(市町村長が指定する都道府県知事そ の他の機関を含む。)が当該事業の適切な実施を図るために行う研修を受講した者を して訪問させることにより、子育てに関する情報の提供並びに乳児及びその保護者の 心身の状況及び養育環境の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言その他 の援助を行う事業をいう。

② 養育支援訪問事業関係 (法第6条の2第5項関係)

<内容>

法第6条の2第5項に規定する養育支援訪問事業は、要支援児童等に対する支援の 状況を把握しつつ、必要に応じて関係者との連絡調整を行う者の総括の下に、保育士、 保健師、助産師、看護師その他の養育に関する相談及び指導についての専門的知識及 び経験を有する者であって、市町村長(市町村長が指定する都道府県知事その他の機 関を含む。)が当該事業の適切な実施を図るために行う研修を受講した者をして、要 支援児童等の居宅において、これらの相談及び指導を行わせることを基本として行う 事業をいう。

13

児童福祉法

- 第21条の10の2 (略)
- ② (略)
- ③ 市町村は、乳児家庭全戸訪問事業又は養育支援訪問事業の事務の全部又は一部を当該市町村以外の厚生労働省令で定める者に委託することができる。
- ④ (略)

<内容>

法第21条の10の2第3項の厚生労働省令で定める者は、次の一及び二に掲げる場合の区分に応じて、それぞれイ及び口に定める者とする。

- 一 乳児家庭全戸訪問事業の事務の委託を行う場合 次のいずれにも該当する者
 - イ 委託に係る事務を適正かつ円滑に遂行しうる能力を有する人員を十分に有し ていること
 - ロ 職員又は職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又 はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置が講じられていること
- 二 養育支援訪問事業の事務の委託を行う場合 次のいずれにも該当する者
 - イ 一のイ及び口に該当する者であること
 - ロ 要支援児童等の状況等に応じて、支援の目標及び当該目標を達成するための 具体的な支援の内容を決定することができる体制を確保していること

【社会福祉法施行規則の一部改正】

<内容>

社会福祉法施行規則第16条においては、社会福祉事業についての福祉サービスを利用するための契約成立時の書面の交付義務を免除する対象を規定しており、児童自立生活援助事業、<u>乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業</u>及び地域子育て支援拠点事業についても同条の規定に追加し、書面交付義務の対象から除外することとする。

(3) 地域子育で支援拠点事業関係(平成21年4月1日施行) 【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第6条の2 (略)

- ②~⑤ (略)
- ⑥ この法律で、地域子育て支援拠点事業とは、<u>厚生労働省令で定めるところにより</u>、 乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての 相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業をいう。
- ⑦・⑧ (略)

<内容>

法第6条の2第6項に規定する地域子育て支援拠点事業は、次に掲げる基準に従い、 地域の乳児又は幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、当該場所におい て、適当な設備を備える等により、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の 援助を行う事業(市町村(特別区を含む。以下同じ。)又はその委託等を受けた者が行 うものに限る。)をいう。

- ① おおむね10組の乳児又は幼児及びその保護者が一度に利用することが差し支えない程度の十分な広さを有すること。ただし、保育所その他の施設であつて、児童の養育及び保育に関する専門的な支援を行うものは、この限りでない。
- ② 原則として、1日に3時間以上、かつ、1週間に3日以上開設すること。
- ③ 子育て支援に関して意欲のある者であって、子育てに関する知識と経験を有する ものを配置すること。

【社会福祉法施行規則の一部改正】

<内容>

社会福祉法施行規則第16条においては、社会福祉事業についての福祉サービスを利用するための契約成立時の書面の交付義務を免除する対象を規定しており、児童自立生活援助事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業及び地域子育て支援拠点事業についても同条の規定に追加し、書面交付義務の対象から除外することとする。

(4) 一時預かり事業関係(平成21年4月1日施行)

【児童福祉法施行規則の改正】

児童福祉法

第6条の2 (略)

- ②~⑥ (略)
- ⑦ この法律で、一時預かり事業とは、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、<u>厚生労働省令で定めるところにより</u>、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業をいう。

<内容>

法第6条の2第7項に規定する一時預かり事業は、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児(以下「乳幼児」という。)について、主として昼間において、保育所その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業(特定の乳幼児のみを対象とするものを除く。)をいう。

児童福祉法

- 第34条の11 市町村、社会福祉法人その他の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、<u>厚生労働省令で定める事項</u>を都道府県知事に届け出て、一時預かり事業を行うことができる。
- ② 市町村、社会福祉法人その他の者は、前項の規定により届け出た事項に変更を生じたときは、変更の日から一月以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。
- ③ 市町村、社会福祉法人その他の者は、一時預かり事業を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、<u>厚生労働省令で定める事項</u>を都道府県知事に届け出なければならない。

<内容>

- 〇 市町村、社会福祉法人等が一時預かり事業を行う場合には、当該事業を開始するに当たり、あらかじめ、以下の事項を都道府県知事(指定都市、中核市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下「(4)一時預かり事業関係」において同じ。(※))に届け出ることとする。
 - ① 事業の種類及び内容
 - ② 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
 - ③ 条例、定款及び職務の内容
 - 4 職員の定数及び職務の内容
 - ⑤ 主な職員の氏名及び経歴
 - ⑥ 事業を行おうとする区域(市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、当該市町村の名称を含む。)
 - ⑦ 事業の用に供する施設の名称、種類、所在地及び利用定員

- ⑧ 建物その他設備の規模及び構造並びにその図面
- ⑨ 事業開始の予定年月日
- 一時預かり事業の届出を行おうとする者は、都道府県知事に収支予算書及び事業計画書を提出しなければならないこととすること。ただし、都道府県知事が、インターネットを利用してこれらの内容を閲覧することができる場合は、この限りではない。
- 市町村、社会福祉法人等が一時預かり事業を廃止し、又は休止しようとするときは、 あらかじめ、以下の事項を都道府県知事に届け出るものとする。
 - ① 廃止又は休止しようとする年月日
 - ② 廃止又は休止の理由
 - ③ 現に便宜を受けている乳幼児に対する措置
 - 4 休止しようとする場合にあっては、休止の予定期間
- (※) 指定都市、中核市及び児童相談所設置市が処理する事務の範囲は政令事項。

児童福祉法

第34条の12 一時預かり事業を行う者は、その事業を実施するために必要なもの として厚生労働省令で定める基準を遵守しなければならない。

<内容>

- 一時預かり事業の実施のための人員、設備等に関する事項については、以下のとおりとする。
- 1 設備について
 - ① 児童福祉施設最低基準(昭和23年厚生省令第63号)第32条の規定に準じ、 事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備(医務室、調理室 及び屋外遊戯場を除く。)を設けること。
 - ② 食事の提供を行う場合(施設外で調理し運搬する方法により行う場合も含む。) においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。

2 運営について

- ① 児童福祉施設最低基準第33条第2項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う保育士を配置すること。ただし、当該保育士の数は2名を下ることはできないこと。
- ② 児童福祉施設最低基準第35条の規定に準じ、事業を実施すること。
- 3 利用者負担について
 - ① 利用料の額については、当該事業の実施に要する費用を勘案し、かつ、当該事業の対象とする乳幼児の保護者の家計に与える影響を考慮して定めること。
- 認可外保育施設については、法第59条の2において都道府県知事に対して届け出

ることとされている一方で、「1日に保育する乳幼児の数が5人以下」の場合については、児童福祉法施行規則第49条の2により届出対象外施設とされており、当該人数要件に含めない乳幼児数として、一時預かり事業を保育所以外で行う場合を新たに加える。

(5) 小規模住居型児童養育事業関係(平成21年4月1日施行) 【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第6条の2 (略)

- ②~⑦ (略)
- ⑧ この法律で、小規模住居型児童養育事業とは、第27条第1項第3号の措置に係る児童について、<u>厚生労働省令で定めるところにより</u>、保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童(以下「要保護児童」という。)の養育に関し相当の経験を有する者その他<u>厚生労働省令で定める者</u>(次条第1項に規定する里親を除く。)の住居において養育を行う事業をいう。

<内容>

- 1 事業の実施のための人員・設備・運営等に関する事項を以下のとおり定める。
- (1) 事業基本方針について

(基本方針)

○ 小規模住居型児童養育事業は、養育者の住居において、複数の児童によるかかわりを活かしつつ、委託児童の自主性を尊重し、基本的な生活習慣を確立するとともに、豊かな人間性及び社会性を養い、委託児童の自立を支援することを目的として行われなければならない。

(委託児童を平等に取り扱う原則)

○ 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童の国籍、信条、社会的身分又は入居に 要する費用を負担するか否かによって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

- 〇 小規模住居型養育事業に従事する養育者及び補助者(家事援助等により養育者を補助する者)(以下「養育者等」という。)は、法第33条の10各号に規定する虐待を行ってはならない。
- 小規模住居型児童養育事業に従事する養育者は、委託児童に対し法第47条第2項の規定により懲戒に関しその児童の福祉のために必要な措置を採るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。
- 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童の権利擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その養育者等に対し、研修を 実施する等の措置を講じなければならない。

(2) 人員について

- 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業を行う住居(以下「小規模住居型児童養育事業所」という。) ごとに3人以上の養育者を置かなければならない。ただし、養育者が1人以上である場合には、補助者をもってその他の養育者に代えることができる。補助者は、2の⑤に該当する者とする。
- 1人以上の養育者が当該住居に生活の本拠をおき、専任の養育者でなければならないものとし、うち1人を小規模住居型児童養育事業所の管理者とするものとする。

. 3

(3) 設備について

- 小規模住居型児童養育事業所は、委託児童の日常生活に支障がないよう、必要な 設備を有し、養育者等が委託児童に対して適切な援助及び生活指導を行うことがで きる形態とする。
- O 食堂等委託児童が相互交流することができる場所を有するほか、小規模住居型児 童養育事業所の設備の全でが、委託児童の適切な養育に資するものであることとす る。
- 〇 風呂、洗面所、便所、子どもの居室を有すること、年齢に応じ男子と女子の居室 を別にすることとする。
- 保健衛生及び安全について配慮されたものでなければならない。

(4) 運営について

① 教育

〇 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童に対し、学校教育法(昭和22年 法律第26号)の規定に基づく義務教育のほか、必要な教育を受けさせるよう 努めなければならない。

② 衛生管理等

- 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童の使用する居室、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置 を講じなければならない。
- 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業所において感染 症又は食中毒が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めな ければならない。

③ 食事

- 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、委託児童の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
- 〇 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について、栄養並びに委託児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

④ 自立支援計画の遵守

〇 小規模住居型児童養育事業者は、児童相談所長があらかじめ当該小規模住居 型児童養育事業者並びにその養育する委託児童及びその保護者の意見を聴いて 当該委託児童ごとに作成する自立支援計画に従って、当該委託児童を養育しな ければならない。

⑤ 秘密保持等

- 小規模住居型児童養育事業の養育者等は、正当な理由がなく、その業務上知り得た委託児童(委託を解除された児童を含む。次項において同じ。)又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 小規模住居型児童養育事業者は、養育者等であった者が、正当な理由がなく、 その業務上知り得た委託児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必 要な措置を講じなければならない。

⑥ 記録の整備等

- 小規模住居型児童養育事業所には、養育者等、財産、収支及び委託児童の処 遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。
- ⑦ 苦情への対応等
 - 小規模住居型児童養育事業者は、その行った養育に関する委託児童等からの 苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置す る等の必要な措置を講じなければならない。
 - 小規模住居型児童養育事業者は、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解 決に当たって、養育者等以外の者を関与させなければならない。
 - 小規模住居型養育事業は、自らその行う養育の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。
- ⑧ 都道府県知事の調査
 - 〇 小規模住居型児童養育事業者は、都道府県知事(指定都市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下「(5)小規模住居型児童養育事業関係」において同じ。 (※))からの求めに応じて、委託児童の状況について、定期的に都道府県知事の調査を受けなければならない。
 - (※) 指定都市及び児童相談所設置市が処理する事務の範囲は政令事項。

⑨ 支援体制の確保

- 〇 小規模住居型児童養育事業者は、緊急時の対応などを含め、委託児童の状況 に応じた適切な養育を行うことができるよう、児童の通学する学校、児童相談 所、児童福祉施設、児童家庭支援センター、児童委員、公共職業安定所、警察 その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。
- ⑩ 管理者の責務
 - 小規模住居型児童養育事業所の管理者は、養育者等並びに業務の管理及びそ の他の管理を一元的に行わなければならない。
 - 小規模住居型児童養育事業所の管理者は、養育者等にこの省令で定める規定 を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。
- ⑪ 運営規程
 - 小規模住居型児童養育事業者は、小規模住居型児童養育事業所ごとに、次に 掲げる事業運営の重要事項に関する運営規程を定めておかなければならない。
 - イ 事業の目的及び運営の方針
 - ロ 養育者等の職種、員数及び職務の内容
 - ハー入居定員
 - ニ 養育の内容
 - ホ 緊急時等における対応方法
 - へ 非常災害対策
 - ト 委託児童の権利擁護、虐待の防止等を図るために必要な事項
 - チ 外部評価の実施状況等養育の質の向上のために図る措置の内容
 - リ その他運営に関する重要事項
- ① 勤務体制の確保
 - 〇 小規模住居型児童養育事業者は、委託児童に対し、適切な養育を実施できる

- 31

. 1

- よう、小規模住居型児童養育事業所ごとに、養育者等の勤務の体制を定めておかなければならない。
- 小規模住居型児童養育事業者は、養育者等の資質の向上のために、その研修 の機会を確保しなければならない。
- ① 定員の遵守
 - 小規模住居型児童養育事業所の入居定員は、5人又は6人とする。
 - 小規模住居型児童養育事業者は、入居定員を超えて入居させてはならない。 ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
- (14) 非常災害対策
 - 小規模住居型児童養育事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的な計画を立て、 これに対する不断の注意と訓練を行うように努めなければならない。
- 2 保護者のない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童の 養育に関し相当の経験を有する者その他厚生労働省令で定める者は、以下の①から④ までのいずれか及び⑤に該当する者とする。
 - ① 養育里親として2年以上同時に2人以上の委託児童の養育の経験を有する者
 - ② 養育里親として5年以上登録し、かつ、通算して5人以上の委託児童の養育の経験を有する者
 - ③ 3年以上児童福祉事業に従事した者
 - ④ 上記に準ずる者として、都道府県知事が適当と認めた者
 - ⑤ 児童福祉法第34条の15第1項各号に該当しない者
 - (※) ただし、①②については、施行日前における里親としての経験を含むものとする。

児童福祉法

- 第34条の3 国及び都道府県以外の者は、厚生労働省令の定めるところにより、あらかじめ、<u>厚生労働省令で定める事項</u>を都道府県知事に届け出て、児童自立生活援助事業又は小規模住居型児童養育事業を行うことができる。
- ②·③ (略)

<内容>

○ 小規模住居型児童養育事業者が事業を開始する際の届出事項、事業を休廃止する場合の届出事項は、児童自立生活援助事業と同様の事項とする。(以下のとおり)

<参考>届出事項

(事業開始の際の届出事項)

- 事業を開始する際には、以下の事項を届出する。
- ・ 経営者の氏名及び住所(法人であるときは、その名称及び主たる事務所の所在地)
- 条例、定款その他の基本約款
- 運営規程
- 主な職員の氏名及び経歴

- ・ 当該事業の用に供する施設の名称
- · 事業開始の予定年月日
- O 届出の際には、収支予算書及び事業計画書を定収しなければならない。ただし、インターネットで都道府県知事が閲覧できる場合には、この限りではない。

(休廃止の際の届出事項)

- 〇 休止又は廃止しようとする場合には、以下の事項を届出する。
- ・ 廃止又は休止しようとする年月日
- 廃止又は休止の理由
- ・ 現に便宜を受け又は入居している者に対する措置
- ・ 休止しようとする場合にあっては、休止の期間

- (6) 里親関係(平成21年4月1日施行)
 - A 里親の認定登録等について
- 里親の認定登録等を児童福祉法施行規則に規定することに伴い、里親の認定等に関する省令は廃止する。

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

- 第6条の3 この法律で、里親とは、養育里親及び<u>厚生労働省令で定める人数</u>以下の要保護児童を養育することを希望する者であつて、養子縁組によつて養親となることを希望するものその他のこれに類する者として<u>厚生労働省令で定めるもの</u>のうち、都道府県知事が第二十七条第一項第三号の規定により児童を委託する者として適当と認めるものをいう。
- ② (略)

<内容>

- 里親が養育する要保護児童の人数は4人以下とする。
- 養子縁組によって養親となることを希望するものその他のこれに類する者として 厚生労働省令で定める者は、次に掲げる者とする。
 - ①養子縁組によって養親となることを希望する者
 - ②要保護児童の三親等以内の親族であって、要保護児童の両親その他要保護児童を 現に監護する者が死亡、行方不明又は拘禁等の状態となったことにより、これら の者による養育が期待できない要保護児童を養育することを希望する者

児童福祉法

第6条の3 (略)

② この法律で、養育里親とは、前項に規定する厚生労働省令で定める人数以下の要保護児童を養育することを希望し、かつ、都道府県知事が<u>厚生労働省令で定めるところにより</u>行う研修を修了したことその他の<u>厚生労働省令で定める要件</u>を満たす者であつて、第三十四条の十四に規定する養育里親名簿に登録されたものをいう。

<内容>

- 〇 厚生労働省令で定めるところにより行う研修(養育里親研修)は、厚生労働省大臣の定める基準(告示。別紙1参照)を満たす課程により行うこととする。
- 厚生労働省令で定める要件(養育里親の要件)を満たす者は、経済的に困窮していない者であって、養育里親研修を修了したものとする。

児童福祉法施行令

第35条 この政令で定めるもののほか、福祉の保障に関し必要な事項は、<u>厚生労働</u>省令でこれを定める。

(専門里親について必要な要件などを定める。)

<内容>

- 1 専門里親とは、2に掲げる要件に該当する養育里親であって、次の①から③までのいずれかに該当する要保護児童のうち、都道府県知事(指定都市及び児童相談所設置市の市長を含む。以下「(6)里親関係」において同じ。(※))がその養育に関し特に支援が必要と認めた者を養育するものとして養育里親名簿に登録されたものをいう。
 - ① 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第二条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童
 - ② 非行等の問題を有する児童
 - ③ 身体障害、知的障害又は精神障害がある児童 (※) 指定都市及び児童相談所設置市が処理する事務の範囲は政令事項。
- 2 専門里親は、以下の①から③までの要件に該当する者とする。
 - ① 以下のイからハまでのいずれかに該当すること。
 - イ 養育里親として三年以上の要保護児童の養育の経験を有する者。
 - ロ 三年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めた者。
 - ハ 都道府県知事がイ又は口に該当する者と同等以上の能力を有すると認めた者。
 - ② 専門里親研修(専門里親となることを希望する者が必要な知識及び経験を修得するために受けるべき研修であって、厚生労働大臣が定めるもの(告示。別紙2参照))の課程を修了していること。
 - ③ 委託児童の養育に専念できること。
 - (※) ただし、①イについては、施行日前における里親としての経験を含むものとする。

児童福祉法

- 第34条の14 都道府県知事は、第27条第1項第3号の規定により児童を委託するため、<u>厚生労働省令で定めるところにより</u>、養育里親名簿を作成しておかなければならない。
- 第34条の16 この法律に定めるもののほか、養育里親名簿の登録のための手続その他養育里親に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

<内容>

- 1 養育里親名簿の登録事項は以下のとおりとする。
 - ① 登録番号及び登録年月日
 - ② 住所、氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
 - ③ 同居人の氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態

7

- 4) 養育里親研修を修了した年月日
- ⑤ 一年以内の期間を定めて要保護児童の委託をされることを希望する場合にはその 旨
- ⑥ 専門里親の場合にはその旨
- ⑦ その他都道府県知事が必要と認める事項

2 養育里親登録希望者の申請書類等

- 養育里親希望者が提出する申請書に記載する事項は、以下のとおりとする。
 - ① 住所、氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
 - ② 同居人の氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
 - ③ 養育里親研修を修了した年月日又は修了する見込みの年月日
 - ④ 養育里親になることを希望する理由
 - ⑤ 一年以内の期間を定めて要保護児童の委託をされることを希望する場合にはそ の旨
 - ⑥ 従前に里親(施行日前における里親を含む。)であったことがある者はその旨及び当該登録等が他の都道府県におけるものであった場合には当該都道府県名
 - ⑦ その他都道府県知事が必要と認める事項
- 申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - ① 申請者及びその同居人の履歴書
 - ② 申請者の居住する家屋の平面図
 - ③ 養育里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類
 - ④ 法34条の15に規定する養育里親の欠格事由に該当しないことを証する書類
 - ⑤ その他都道府県知事が必要と認める書類

3 養育里親のうち、専門里親となることを希望する者の提出する申請書類

- 〇 専門里親を希望する者が提出する申請書に記載する事項は、2に掲げる事項のほか、
 - ① 専門里親の要件の①のイからハまでのいずれかの要件に該当する事実
 - ② 専門里親研修を修了した年月日又は修了する見込みの年月日
 - ③ 専門里親の要件の②の要件に該当する事実
- 専門里親となることを希望する者の申請書は、養育里親登録希望者が申請書に添付する書類の他に、次に掲げる書類を添えなければならない。
 - ① 専門里親の要件の①のイからハのいずれかの要件に該当することを証する書類
 - ② 専門里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類

4 申請書の受理及び登録の決定

- 都道府県知事は、申請書を受理したときは、養育里親の要件(専門里親については、専門里親の要件)に該当することその他要保護児童を委託する者として適当と認めるものであることを調査して、速やかに、養育里親名簿に登録し、又はしないこと(専門里親については、専門里親として登録すること又はしないこと)の決定を行わなければならない。
- 都道府県知事は、決定を行つたときは、遅滞なく、その旨を当該養育里親希望者

に通知しなければならない。

5 変更等の届出

- 養育里親が次の①から④までに規定する場合のいずれかに該当することとなったときには、①から④までに規定する者は、その日(①の場合にあっては、その事実を知った日)から三十日以内に、その旨を養育里親登録をしている都道府県知事は当該各号に規定する者の住所地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。
 - ① 死亡した場合 その相続人
 - ② 法第34条の15第1号に該当するに至った場合 その後見人又は保佐人
 - ③ 法第34条の15第2号から第4号までに該当するに至った場合 本人
 - ④ 「経済的に困窮していない者であって、養育里親研修を修了したもの」とする 要件に該当しなくなった場合 本人
- 養育里親は、養育里親名簿に記載されている事項について変更が生じたときは、 遅滞なく、これを都道府県知事に届け出なければならない。

6 登録の消除等

- 都道府県知事は、次の①から④までのいずれかに該当する場合には、養育里親名 簿の登録を消除しなければならない。
 - ① 本人から登録の消除の申し出があった場合
 - ② 5により、5の①から④までに規定する場合のいずれかに該当する旨の届出が あった場合
 - ③ 5による届出がなくて5の①から④までに規定する場合のいずれかに該当する 事実が判明した場合
 - ④ 不正の手段により養育里親名簿への登録を受けた場合
- 〇 都道府県知事は、次の①②のいずれかに該当する場合には、養育里親名簿の登録 を消除することができる。
 - ① 養育里親が法第45条第2項又は第48条の規定に違反した場合
 - ② 養育里親が法第46条第1項の規定により報告を求められて、報告をせず、又 は虚偽の報告をした場合
- 都道府県知事は、専門里親として登録を受けていた者が専門里親の要件に該当しなくなったときは、専門里親である旨の記載を消除しなければならない。

7 養育里親名簿の有効期間等

- O 養育里親名簿の登録の有効期間(以下「有効期間」という。)は、5年とする。 ただし、専門里親としての登録の有効期間については、2年とする。
- 養育里親名簿の登録は、養育里親の申請により更新し、登録の更新を受けようとする者は、都道府県知事が厚生労働大臣が定める基準(告示。別紙3参照)に従い行う研修(以下「更新研修」という。)を受けなければならない。
- 養育里親名簿の登録の更新の申請が行われた場合に、有効期間の満了の日までに 都道府県知事が更新研修を実施しないとき又は実施しているが全ての課程が修了し ていないときは、従前の登録は、有効期間の満了後も都道府県知事が研修を実施し、

¥

その研修が修了するまでの間は、なおその効力を有する。研修の修了により、登録の更新がされたときは、更新後の登録の有効期間は、更新前の登録の本来の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

- 8 養子縁組によって養親となることを希望する者等に関する認定等について
 - O 要保護児童について、養子縁組によって養親となることを希望する者等に係る認 定等については、養育里親の認定等に準じて、都道府県知事が行うものとする。

9 経過措置

○ 施行日(平成21年4月1日)までの間に、養子縁組によって養親となることを 希望する里親となることを希望する旨を記載した申請書を都道府県知事に提出した 者については、施行日以降、養育里親とみなす規定は適用しないものとする。

【里親が行う養育に関する最低基準(平成14年厚生労働省令第116号)の一部改正】

児童福祉法施行令

第35条 この政令で定めるもののほか、福祉の保障に関し必要な事項は、<u>厚生労働</u> 省令でこれを定める。

(里親制度の見直し、小規模住居型児童養育事業の創設等に伴い、規定の見直しを行う。)

<内容>

- 1 職業指導里親及び短期里親の廃止 職業指導里親及び短期里親の廃止に伴い、関係規定を削除する。
- 2 里親支援機関の創設に伴う改正里親支援機関の創設に伴い、関係規定を整備する。
- 3 里親が同時に養育する委託人数に関する改正
 - 里親が同時に養育する委託児童及び委託児童以外の児童の人数の合計は6人を超えることができないとされていたところ、小規模住居型児童養育事業の創設に伴い、 委託児童については、4人までに改正する(委託児童及び委託児童以外の児童の人数の合計については従来通り)。
 - 専門里親が同時に養育する委託児童の人数は、2人を超えることができないとこととしていたところ、次の①から③までのいずれかに該当する委託児童について、 2人までとし、その他の児童も含めて同時に委託できる人数は、4人までとする。
 - ① 児童虐待の防止等に関する法律(平成12年法律第82号)第二条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童
 - ② 非行等の問題を有する児童
 - ③ 身体障害、知的障害又は精神障害がある児童
 - 〇 施行日(平成21年4月1日)において現に委託児童を養育している里親は、現 に養育している委託児童については、4人を超える委託児童を養育することができ る。

B 里親支援機関について

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第11条 都道府県は、この法律の施行に関し、次に掲げる業務を行わなければならない。

一·二 (略)

イ~ホ (略)

- へ 里親につき、その相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研修その他の援助を行うこと。
- ②・③ (略)
- ④ 都道府県知事は、第一項第二号へに掲げる業務に係る事務の全部又は一部を<u>厚生</u> 労働省令で定める者に委託することができる。
- ⑤ (略)

<内容>

O 法第11条第4項に規定する厚生労働省令で定める者(里親支援機関)は、同条第1項第2号へに掲げる業務を適切に行うことができる者とする。

(7) 要保護児童対策地域協議会関係(平成21年4月1日施行)

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第25条の2 (略)

- ②~⑤ (略)
- ⑥ 要保護児童対策調整機関は、<u>厚生労働省令で定めるところにより</u>、前項の業務に係る事務を適切に行うことができる者として<u>厚生労働省令で定めるもの</u>を置くように努めなければならない。

<内容>

要保護児童対策調整機関は、法第25条の2第6項の規定に基づき、児童福祉司たる 資格を有する者又はこれに準ずる者として次のいずれかに該当する者を置くように努め なければならない。

- 一 保健師
- 二 助産師
- 三 看護師
- 四 保育士
- 五 教育職員免許法に規定する普通免許状を有する者
- 六 児童福祉施設最低基準第21条第3項に規定する児童指導員

(8) 児童相談所長又は都道府県の保護者指導関係(平成21年4月1日施行) 【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

- 第26条 児童相談所長は、第二十五条の規定による通告を受けた児童、第二十五条の七第一項第一号若しくは第二項第一号、前条第一号又は少年法(昭和二十三年法律第百六十八号)第六条の六第一項若しくは第十八条第一項の規定による送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について、必要があると認めたときは、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。
 - 一 (略)
 - 二 児童又はその保護者を児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター若しくは都道府県以外の障害者自立支援法第五条第十七項に規定する相談支援事業(次条第一項第二号及び第三十四条の六において「相談支援事業」という。)を行う者その他当該指導を適切に行うことができる者として厚生労働省令で定めるものに指導を委託すること。

三~七 (略)

2 (略)

- 第27条 都道府県は、前条第一項第一号の規定による報告又は少年法第十八条第二項の規定による送致のあつた児童につき、次の各号のいずれかの措置を採らなければならない。
 - 一 (略)
 - 二 児童又はその保護者を児童福祉司、知的障害者福祉司、社会福祉主事、児童委員若しくは当該都道府県の設置する児童家庭支援センター若しくは当該都道府県が行う相談支援事業に係る職員に指導させ、又は当該都道府県以外の者の設置する児童家庭支援センター、当該都道府県以外の相談支援事業を行う者若しくは前条第一項第二号に規定する<u>厚生労働省令で定める者</u>に指導を委託すること。

三•四 (略)

②~⑥ (略)

<内容>

法第26条第1項第2号の厚生労働省令で定めるものは、次のいずれにも該当する者とする。

- 委託に係る業務を適切かつ確実に行うことができると認められる法人であること
- 二 委託に係る指導に従事する者として、次のいずれかに該当する者を有していること
 - ア 法第13条第2項各号のいずれかに該当する者
 - イ 法第12条の3第2項第2号に該当する者
 - ウ 児童相談所長又は都道府県知事がア又はイに掲げる者と同等以上の能力を有すると認める者
 - (注) 二は、児童福祉司、児童心理司相当の専門性を有する者を定める趣旨である。

(9) 被措置児童等虐待関係(平成21年4月1日施行)

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童福祉法

第33条の15 (略)

- ② 都道府県知事は、前条第一項又は第二項に規定する措置を講じたときは、速やかに、当該措置の内容、当該被措置児童等の状況その他の<u>厚生労働省令で定める事項</u>を都道府県児童福祉審議会に報告しなければならない。
- ③•④ (略)

<内容>

- 〇 都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下「(9)被措置児童等虐待関係」において同じ。(※))が都道府県児童福祉審議会(指定都市の設置する児童福祉審議会及び児童相談所設置市の設置する児童福祉審議会を含む。(※))へ報告する事項は、次のとおりとする。
 - ① 通告・届出等がなされた施設等の名称、所在地、種別
 - ② 被措置児童等虐待を受けた又は受けたと思われる児童の性別、年齢及びその他の 心身の状況
 - ③ 被措置児童等虐待の種別、内容及び発生要因
 - ④ 被措置児童等虐待を行った施設職員等の氏名、生年月日及び職種
 - ⑤ 都道府県が行った対応
 - ⑥ 被措置児童等虐待が行われた施設等において改善措置が行われている場合にはそ の内容
 - (※) 指定都市及び児童相談所設置市並びに指定都市の設置する児童福祉審議会及び児 童相談所設置市の設置する児童福祉審議会の処理する事務の範囲は政令事項。

児童福祉法

第33条の16 都道府県知事は、毎年度、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に講じた措置その他<u>厚生労働省令で定める事項</u>を公表するものとする。

<内容>

- 都道府県が公表する事項は、被措置児童等虐待の状況、被措置児童等虐待があった場合に講じた措置のほか、次のとおりとする。
 - ① 被措置児童等虐待があった施設等の種別
 - ② 被措置児童等虐待を行った施設職員等の職種

(10) 児童家庭支援センター関係(平成21年4月1日施行)

【児童福祉法施行規則の一部改正】

児童家庭支援センターについて、児童福祉施設への附置要件を削除したことに伴う改正を行う。

<内容>

〇 児童家庭支援センターは乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設及び児童自立支援施設に附置することとされていたところ、附置要件が削除されたことに伴い、当該規定を削除する。

1 1

(11) 市町村行動計画及び都道府県行動計画関係

(平成21年3月1日施行、平成21年4月1日施行)

【次世代育成支援対策推進法施行規則(平成15年厚生労働省令第122号)の一部改正】

次世代育成支援対策推進法

第7条 (略)

2 行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、市町村行動計画等の指針となるべきものを定めるものとする。

·• : (略)

三 次条第一項の市町村行動計画において、児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十四条第二項に規定する保育の実施の事業、同法第六条の二第二項に規定する放課後児童健全育成事業その他主務省合で定める次世代育成支援対策に係る次条第二項各号に掲げる事項を定めるに当たって参酌すべき標準

四 (略)

 $3 \sim 5$ (略)

<内容>

改正法による改正後の次世代育成支援対策推進法(平成15年法律第120号。以下「次世代法」という。)第7条第2項第3号において規定する市町村行動計画を定めるに当たって参酌すべき標準を示す主務省令で定める次世代育成支援対策は、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業等とする。

(12) 一般事業主行動計画関係(平成21年4月1日、平成23年4月1日施行) 【次世代育成支援対策推進法施行規則の一部改正】

次世代育成支援対策推進法

- 第12条 (略)
- 2 (略)
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。
- 4 (略)
- 5 前項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、<u>厚生労働省令で定めるところにより</u>、これを公表するよう努めなければならない。
- 6 (略)

<内容>

一般事業主(次世代法第12条第1項に規定する事業主をいう。以下同じ。)が、一般事業主行動計画(次世代法第12条第1項に規定する一般事業主行動計画をいう。以下同じ。)を策定し、又は変更したときの公表の方法について、インターネットの利用その他の適切な方法によるものとすること。

次世代育成支援対策推進法

- 第12条の2 前条第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、 又は変更したときは、<u>厚生労働省令で定めるところにより</u>、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。
- 2 前条第四項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときは、<u>厚生労働省令で定めるところにより</u>、これを労働者に周知させるための措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 (略)

<内容>

- 一般事業主が、一般事業主行動計画を策定し、又は変更したときの周知の方法については、
 - ・事業所の見やすい場所への掲示又は備え付け
 - ・書面による労働者への交付
 - ・電子メールを利用した労働者への送信
- その他の適切な方法によるものとすること。

次世代育成支援対策推進法

第13条 厚生労働大臣は、第十二条第一項又は第四項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、雇用環境の整備に関し、行動計画策定指針に照らし適切な一般事業主行動計画を策定したこと、当該一般事業主行動計画を実施し、当該一般事業主行動計画に定めた目標を達成したことその他の<u>厚生労働省令で定める基準</u>に適合するものである旨の認定を行うことができる。

<内容>

- 〇 次世代法第13条に規定する認定基準
 - ① 次世代法第13条に規定する認定基準について、一般事業主行動計画の公表及び 労働者への周知を適切に行っていることを追加すること。
 - ② 一般事業主行動計画の計画期間において、男性労働者で育児休業等をしたものがいない中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものをいう。)については、当該計画期間の開始前3年以内に男性労働者で育児休業等を取得した者が1人以上いれば足りるとする現行の基準のほか、
 - (ア) 当該計画期間において、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対する子の看護休暇を取得した男性労働者がいること
 - (イ) 当該計画期間において、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に対する短時間勤務の制度の措置を講じており、当該措置を利用した男性労働者がいること

を認定基準として追加すること。

〇 その他

①都道府県労働局長への権限委任

一般事業主行動計画の公表及び労働者への周知が義務付けられている一般事業主がこれらを行わない場合の厚生労働大臣の勧告について、厚生労働大臣から都道府 県労働局長に権限を委任するとともに、これらの権限は厚生労働大臣が自ら行うことを妨げないこととすること。

②届出様式及び認定様式

届出様式及び認定様式について、一般事業主行動計画の公表及び労働者への周知 の義務化、認定基準の見直し等を踏まえ所要の見直しを行うこと。

③平成23年4月1日から、一般事業主行動計画の策定等が義務となる一般事業主の 範囲が常時雇用する労働者の数が300人以下から100人以下に拡大することを 踏まえた所要の規定の整備を行うこと。 (13) その他(平成21年3月1日、平成21年4月1日施行)

【児童福祉法施行規則の一部改正】

<内容>

省令上に規定していた子育で支援事業を法律上に位置づけたことに伴い、児童福祉法施行規則第19条について、所要の規定の整備を行う。

(14) その他所要の規定の整備を行うこと

(別紙1) 告示案

- 養育里親研修について
 - 1 養育里親研修は、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。(※)) 又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う研修であって、次の 要件を満たすものとする。
 - ① 別表の科目の欄に掲げるすべての科目について実施するものであること。
 - ② 講義、演習及び実習の方法により行うものであること。
 - 2 1の規定にかかわらず、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において現に児童を処遇する職員として勤務している者その他児童の処遇に関する十分な知識及び経験を有すると認められる者及びこの告示の施行の日において既に里親登録されており、一定の委託経験のある者に対しては、相当と認められる範囲で、1に定める科目の一部を免除することができる。
 - 3 専門里親研修を修了した者は、1に定める研修を修了したものとみなす。
 - 4 平成16年4月1日から施行日(平成21年4月1日)までの間に、都道府県が実施した研修その他都道府県知事が適当と認めた研修であって、養育里親研修の一部又は全部の課程と同様の課程であると都道府県知事が認めるものについては、養育里親研修の一部又は全部の課程とみなすことができる。

別表

科 目 児童福祉論(講義) 養護原理(講義) 里親養育論(講義) 発達心理学(講義) 小児医学(講義) 里親養育援助技術(講義) 里親養育演習(講義・演習) 養育実習(実習)

注

養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童 自立支援施設において行うものとする。

(※) 指定都市及び児童相談所設置市が処理する事務の範囲は政令事項。

(別紙2) 告示案

- 〇 専門里親研修について
 - 1 専門里親研修は、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。(※)) 又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う研修であって、次の 要件を満たすものとする。
 - ① 別表の科目の欄に掲げるすべての科目について実施するものであること。
 - ② 講義、演習及び実習の方法により行うものであること。
 - 2 1の規定にかかわらず、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設において現に児童を処遇する職員として勤務している者その他児童の処遇に関する十分な知識及び経験を有すると認められる者に対しては、相当と認められる範囲で、1に定める科目の一部を免除することができる

別表

加权	
区分	科目
養育の本質、目的及び対	社会福祉概論(講義)
象の理解に関する科目	児童福祉論(講義)
	地域福祉論(講義)
	養護原理(講義)
	里親養育論(講義)
	発達臨床心理学(講義)
	医学(児童精神医学を含む。)(講義)
	社会福祉援助技術論(講義)
養育の内容及び方法の理	児童虐待援助論(講義・演習)
解に関する科目	思春期問題援助論(講義・演習)
	家族援助論(講義・演習)
	障害福祉援助論(講義・演習)
	専門里親演習(講義・演習)
養育実習	養育実習(実習)

注

- 1 養育の本質、目的及び対象の理解に関する科目に関する講義は、通信の方法によって行うことができる。この場合においては、添削指導又は面接指導を適切な方法により行わなければならない。
- 2 養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、知的障害児施設、知的障害児通 園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、情緒障害児短期 治療施設又は児童自立支援施設において行うものとする。
- (※) 指定都市及び児童相談所設置市が処理する事務の範囲は政令事項。

(別紙3) 告示案

- 〇 更新研修について
 - 1 更新研修のうち養育里親に係るものは、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。(※)) 又は都道府県からの委託を受けた社会福祉法人その他の者が行う研修であって、次の要件を満たすものとする。
 - ① 別表一の科目の欄に掲げるすべての科目について実施するものであること。
 - ② 講義、演習及び実習の方法により行うものであること。
 - 2 1の規定にかかわらず、現に委託児童の養育を行っていることその他要保護児童の養育に関し経験がある者として都道府県知事が相当と認めるものに対しては、相当と認められる範囲で、1に定める科目のうち、養育実習(実習)を免除することができる。
 - 3 更新研修のうち養育里親に係るものは、都道府県又は都道府県からの委託を受けた 社会福祉法人その他の者が行う研修であって、次の要件を満たすものとする。
 - ① 別表二の科目の欄に掲げるすべての科目について実施するものであること。
 - ② 講義、演習及び実習の方法により行うものであること。
 - 4 更新研修のうち専門里親に係る更新研修を修了した者は、養育里親に係る更新研修 を修了したものとみなす。

別表一(養育里親)

児童福祉制度論 (講義)

発達心理学 (講義)

里親養育演習 (講義・演習)

養育実習(実習)

別表二 (専門里親)

児童福祉制度論

専門里親演習(講義・演習)

注

養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童 自立支援施設において行うものとする。

(※) 指定都市及び児童相談所設置市が処理する事務の範囲は政令事項。

-134-

- 〇 里親関係
 - (1) 里親制度の見直しについて

里親の区分・要件等について

- ※ 平成20年3月14日全国家庭福祉施策担当係長会議資料としてお示ししたものに加筆・修正したもの
- ※ ここで示す案については、ここに記載されている事項のうち、省令・告示で定める事項はパブリックコメントで 示す事項と同内容であり、今後変更はあり得るものである。

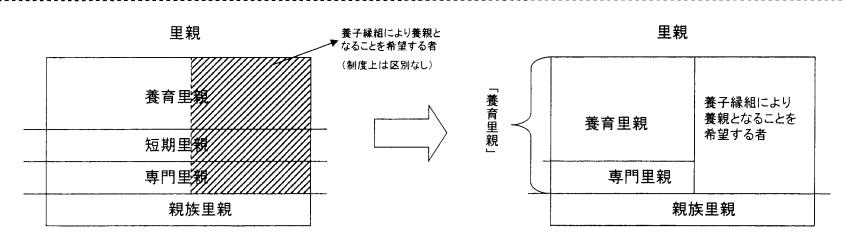
里親の区分

改正後の「里親」の区分

- 養育里親(養育里親の中で専門里親を区分) → 養育里親名簿に登録
- 養子縁組によって養親となることを希望する里親、親族里親 → 養育里親名簿とは異なる名簿に登録
- ・ 従来の「里親」と改正後の「里親」で範囲が異なるのではなく、新たな区分ができたもの。
- ・ 可能であれば養子縁組によって養親となることも希望するが、養子縁組が可能ではない要保護児童についても、その養育を行ってもよいと考えている里 親については、基本的に養育里親として登録することを勧め、その旨を養育里親名簿等に記載するか、養子縁組によって養親となることを希望する者の名 簿にも併せて記載する等の対応をとる。

短期里親等の取り扱いについて

- 短期里親については、区分をなくし、養育里親の中に入れる。
- 養育里親が短期(1年以内)の委託を希望する場合は、登録の際や短期を希望することになった際に都道府県に伝えておき、これに応じたマッチングを行うことにする。
- 〇 職業里親については、実績等を勘案し、廃止する。
- 現在、職業里親として登録している里親については、里親の希望等をふまえ、養育里親等へ移行する。



養育里親

里親の要件等

認定要件

次の①から③のいずれにも該当する者

- ① 養育里親研修を修了したこと
 - ※ 里親としての委託経験や児童養護施設等の職員としての経験など一定の要件を満たす場合は研修の一部を免除することができる。
 - ※ 施行日前5年間(平成16年4月1日以降)に、都道府県が実施した研修その他都道府県知事が適当と認めた研修であって、養育里親研修の一部又は全部の課程と同様の課程であると都道府県知事が認めるものについては、養育里親研修の一部又は全部の課程とみなすことができる。
- ② 養育里親になることを希望する者及びその同居人が欠格事由に該当しないこと
- ③ 経済的に困窮していないこと

欠格事由

- ① 成年被後見人又は被保佐人
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ この法律及び児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成十一年法律第五十二号)その他国民の福祉に関する法律の規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
 - ※ 上記以外の法律(案)

社会福祉法、児童扶養手当法、特別児童扶養手当等の支給に関する法律、児童手当法

- ④ 児童虐待の防止等に関する法律第二条に規定する児童虐待又は児童福祉法第33条の10に規定する被措置児童等虐待を行つた者その他児童の養育に関し著しく不適当な行為をした者
- ・ 欠格事由等の確認については、本人に欠格事由に該当していない旨を申し出る書類の提出を依頼する等により適宜確認する。
- ・養育に関し著しく不適当な行為を行っているか否かなどについては、上記のほか、従来通り家庭訪問等により把握。
- ・なお、次ページに記載するように、申請の際に、過去里親であった者については、その旨を把握するようにし、他の都道府県から照会等があった場合については、適宜協力して対応するものとする。

更新期間

- 養育里親名簿の登録の有効期間は5年とする。(5年を経過する日までに、更新研修の申請はしているが未だ研修が行われていないとき 又は研修が行われているが、研修の課程の全部が修了していないときについては、当該研修が修了するまで有効期間を延長する。)
 - ※ 現に要保護児童の養育を行っていることその他要保護児童の養育に関し経験がある者として都道府県知事が認めたものについては、更新研修の一部(実習)を免除することができる。
- 更新研修を受講した後、欠格事由に該当していないことを改めて確認の上、養育里親名簿に登録する。

養育里親を申請する際に申請書に記載する事項

- ① 住所、氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
- ② 同居する者の氏名、性別、生年月日、職業及び健康状態
- ③ 養育里親研修を修了した年月日又は修了する見込みの年月日
- ④ 養育里親になることを希望する理由
- ⑤ 1年以内の期間を定めて要保護児童の委託をされることを希望する場合にはその旨
- ⑥ 従前に里親(施行日前における里親も含む。)であったことがある者についてはその旨及び当該登録等が他の都道府県におけるものであった場合にはその都道府県名
- ⑦ その他都道府県において必要と認める事項
- ※ すでに里親として登録している者であって、都道府県においてすでに把握している事項については省略可能
- ※ 可能である場合には養子縁組も希望するが、養育里親として子どもを受託することも希望する者については、その旨を適宜都道府県において把握する。

申請書に添付することが必要な書類等

- ① 申請者及び同居者の履歴書
- ② 申請者の居住する家屋の平面図
- ③ 養育里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類
- ④ 申請者及びその同居者が欠格事由に該当しないことを証明する書類等(誓約書等を含む。)
- ⑤ その他都道府県において必要と認めるもの
- ※ すでに里親として登録している者であって、都道府県においてすでに把握している事項については省略可能

養育里親名簿に登録する事項

- ① 登録番号及び登録年月日
- ② 住所、氏名、性別、<u>生年月日</u>、職業<u>及び健康状態</u>
- ③ <u>同居人</u>の氏名、性別、<u>生年月日</u>、職業<u>及び健康状態</u>
- ④ 養育里親研修修了年月日(直近のもの)
- ⑤ 1年以内の期間を定めて要保護児童を委託されることを基部雄する場合にはその旨
- ⑥ 専門里親である場合にはその旨
- ⑦ その他都道府県において必要と認める事項
- ※ 可能である場合には養子縁組も希望するが、養育里親として子どもを受託することも希望する者については、その旨を適宜養育里親名簿などに記載するか養子縁組によって養親となることを希望する者を記載する名簿にも記載するか等により対応
- ※ 登録事項について変更があった場合には、養育里親は都道府県に届け出ることとし、変更をその都度都道府県において名簿に記載。

変更等の届出

- 養育里親が次の①から④のいずれかの場合に該当することとなったときは、それぞれに定める者は、その日(①については、その事実を知った日)から30日以内に、その旨を当該登録をしている都道府県知事又は当該各号に定める者の住所地を管轄する都道府県知事に届出なければならない。
 - ① 死亡した場合 相続人
 - ② 成年被後見人又は被保佐人となった場合 その後見人又は保佐人
 - ③ 欠格事由②~④に該当した場合 本人
 - ④ 「経済的に困窮していない者であって、養育里親研修を修了したもの」とする要件に該当しなくなった場合 本人
- 養育里親は、養育里親名簿に登録している事項に変更が生じたときは、遅滞なく、これを都道府県知事に届け出なければならない。

養育里親の取消要件

- 都道府県知事は次のいずれかの場合に該当するときは、養育里親名簿の登録を消除しなければならない。
 - ① 養育里親から取消の申出があった場合
 - ② 届出事項①の届出があった場合
 - ③ 届出はないが、届出事項①に規定する場合のいずれかに該当する事実が判明した場合
 - ④ 不正の手段により養育里親名簿への登録を受けた場合
- 都道府県知事は、次のいずれかに該当する場合には、養育里親名簿の登録を消除することができる。
 - ① 法第45条第2項又は第48条の規定に違反した場合
 - ② 法第46条第1項の規定により報告を求められて、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合

委託児童の人数の限度

- 養育里親が同時に養育する委託児童は4人(委託児童及び当該委託児童以外の児童の人数の合計は6人)を超えることができない。
- <u>※ ただし、施行日において現に委託児童を養育している養育里親は、現に養育している児童については、4人を超える委託児童を養育する</u> ことができる。

専門里親

認定要件

養育里親であるもののうち、次の①から③のいずれにも該当する者

- ①次に掲げる要件のいずれかに該当すること
- ア 養育里親として3年以上委託児童の養育の経験を有する者

(施行日において里親である者については、改正前の里親として委託された期間を含む。)

- イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事が適当と認めたもの
- ウ その他都道府県知事がア又はイと同等以上の能力を有すると認めた者
- ② 専門里親研修の課程を修了している※こと
- ③ 委託児童の養育に専念できること
- ※ 養育里親(欠格事由に該当していないこと、経済的に困窮していないこと)としての要件は満たされていることが前提。
- ※ 上記①イ、ウに掲げる者のうち、養育里親研修を受けていないものについては、専門里親研修を修了したことをもって、養育里親研修を修了したものとみなす。

更新期間

- 専門里親の登録の有効期間は2年とする。(2年を経過する際に、更新研修の申請はしているが未だ研修が行われていないとき又は行われているが、全ての課程が修了していないときについては、当該研修が修了するまで有効期間を延長する。)
 - ※ 専門里親の更新研修を受講した者は、これをもって養育里親の更新研修を受講した者とみなす。
- 更新研修を受講した後、欠格事由に該当していないことを改めて確認して、養育里親名簿に専門里親として登録する。

欠格事由,申請,登録等

- ・ 欠格事由については養育里親と同様のものであり、養育里親と同様の方法で確認等を行う。
- ・<u>申請書については、養育里親の申請事項として必要な事項に加え、上記認定要件のうち①のアからウのいずれかに該当すること、専門里</u> 親研修を修了した年月日(修了する見込みの年月日)を記載しなければならない。
- ・申請時の添付書類については、<u>養育里親の申請に必要な添付書類のほか、上記認定要件のうち①のアからウのいずれかに該当することを証する書類、専門里親研修を修了したこと又は修了する見込みであることを証する書類</u>を申請書に添付すること。
- ・ 都道府県は、養育里親名簿に専門里親である旨を記載すること。
- ※ 専門里親に必要な要件に該当しなくなった場合には、専門里親である旨の記載を消除する必要があること。

専門里親の対象児童

- 次の①から③のいずれかに該当する要保護児童のうち、都道府県知事がその養育に関し特に支援が必要と認めた者
- ① 児童虐待の防止等に関する法律第2条に規定する児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童
- ② 非行等の問題を有する児童
- ③ 身体障害、知的障害又は精神障害がある児童

委託可能人数

- 専門里親の対象児童については、2人まで。
- 委託児童全体の人数については、養育里親と同様
- ※ 養育里親が同時に養育する委託児童は4人(委託児童及び当該委託児童以外の児童の人数の合計は6人)を超えることができない。
- ※ ただし、施行日において現に委託児童を養育している養育里親は、現に養育している児童については、4人を超える委託児童を養育することができる。

委託児童を養育する期間の限度

○ 専門里親の対象児童の養育は、当該養育を開始した日から起算して2年を超えることができない。ただし、都道府県知事が当該委託児童、 その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは当該機関を更新することができる。

養子縁組によって養親となることを希望する里親

認定要件

- 要保護児童について養子縁組によって養親となることを希望する者であること。
- その他の要件等については、養育里親の認定等に準じて都道府県知事が判断すること。
 - (例)養育里親の欠格事由に該当するなど要保護児童の委託をするために適切と認められないと都道府県が判断した者は除く等

申請·登録等

- 養育里親に準じて申請・登録等を行う。
- 里親として適切か否かについては養育里親と同様の方法で確認等を行う。
- ・ その他必要に応じて研修等を行う。

親族里親

- 当該要保護児童の3親等以内の親族であること
- 要保護児童の両親その他要保護児童を現に監護する者が死亡、行方不明又は拘禁等の状態となったことにより、これらの者による養育が 期待されないこと
- <u>その他要件等については、養育里親の認定等に準じて都道府県知事が判断すること。</u> (例)養育里親の欠格事由に該当するなど要保護児童の委託をするために適切と認められないと都道府県が判断した者は除く等

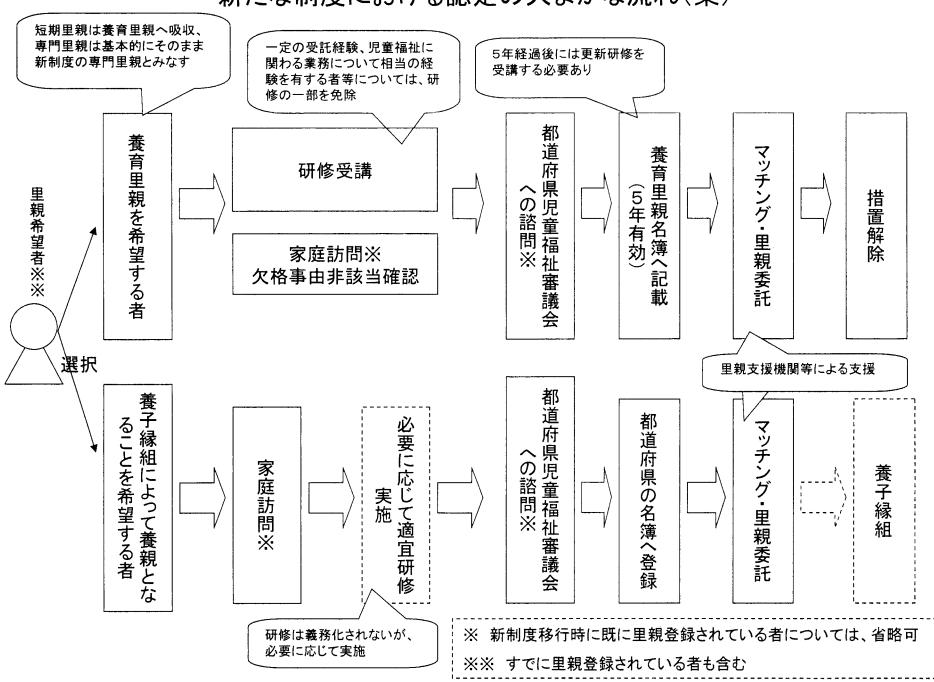
申請等

- ・ 里親として適切か否かについては養育里親と同様の方法で確認等を行う。
- ・ その他必要に応じて研修等を行う。

里親登録等の事務の流れ

※ 平成20年3月14日全国家庭福祉施策担当係長会議資料としてお示ししたものに加筆・修正したもの

新たな制度における認定の大まかな流れ(案)

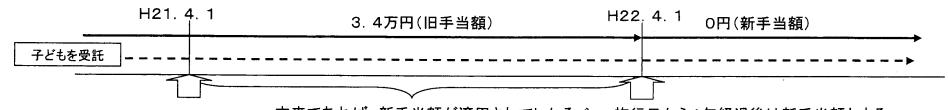


146-

里親手当の取扱い等について

里親の認定登録に関する手当の取扱い(施行日に子どもを受託している場合)

① 施行日に現に子どもを受託しており、施行日前に養子縁組を前提としている旨を申し出た場合

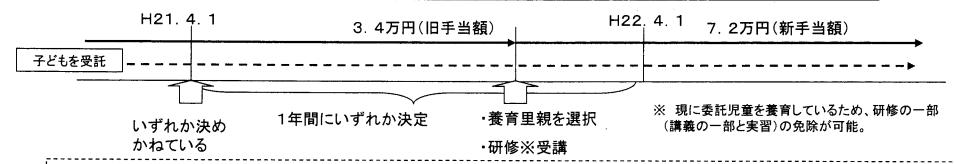


養子縁組前提里親であることを選択

本来であれば、新手当額が適用されてしかるべきであるが、経過的に旧手当額を支給

施行日から1年経過後は新手当額とする

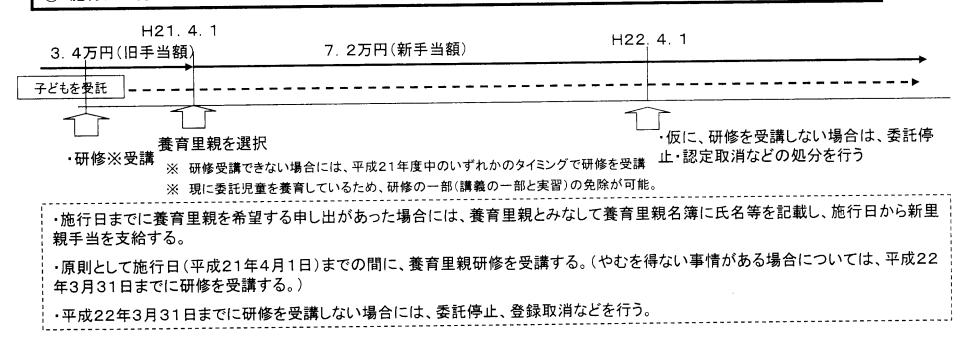
- ・施行日までに申し出があった場合には、養育里親名簿には氏名等を記載せず、養子縁組によって養親となることを希望する里親を記載する名簿などを都道府県において作成し、これに氏名等を記載する。
- ・施行日においてすでに子どもを委託されている里親については、養子縁組によって養親となることを希望することを申し出た場合であっても、手当については、施行日から1年間は暫定的に3.4万円を支給する(委託解除された場合を除く。)。
- ② 施行日に現に子どもを受託しているが施行日までに養子縁組を前提とするか、養育里親となるか申し出てない場合



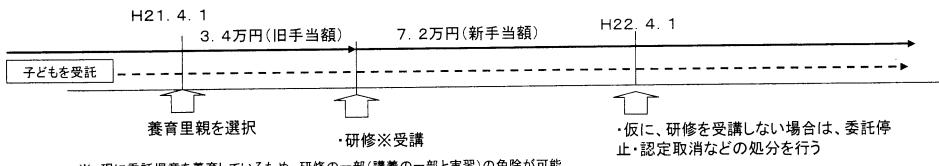
- ・施行日までにいずれも申し出がない場合には、養育里親とみなされる。
- ・平成22年3月31日までの間に、養育里親研修を受講するか、養子縁組によって養親となることを希望することを申し出るか、いずれかを選択してもらう。
- ※ 研修を受講するまでの間は旧里親手当とする。
- ・平成22年3月31日までにいずれも行わない場合には、養育里親登録を取り消す。

里親の認定登録に関する手当の取扱い(施行日に子どもを受託している場合)

③ 施行日に現に子どもを受託しており、施行日前に養育里親となることを申し出た場合(施行日前に研修を受けた場合)

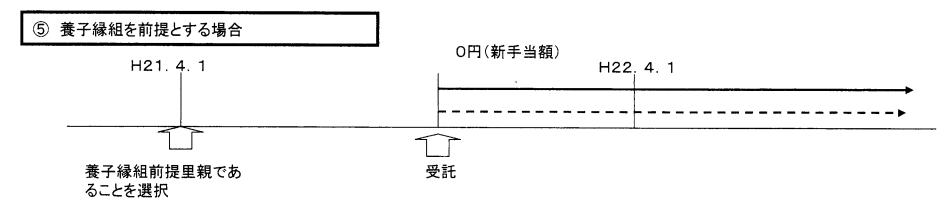


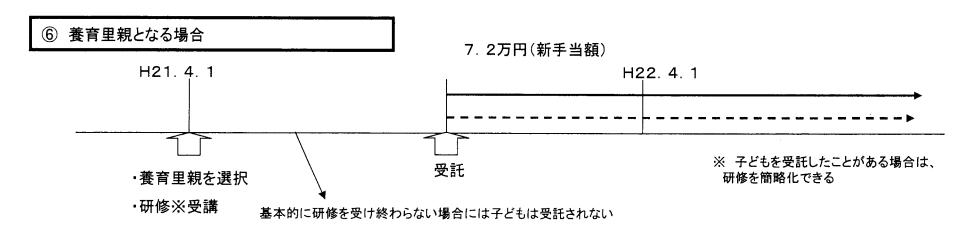
施行日に現に子どもを受託しており、施行日前に養育里親となることを申し出たが、事情により施行日後に研修を受けた場合



※ 現に委託児童を養育しているため、研修の一部(講義の一部と実習)の免除が可能。

里親の認定登録に関する経過措置(施行日に未受託の場合)

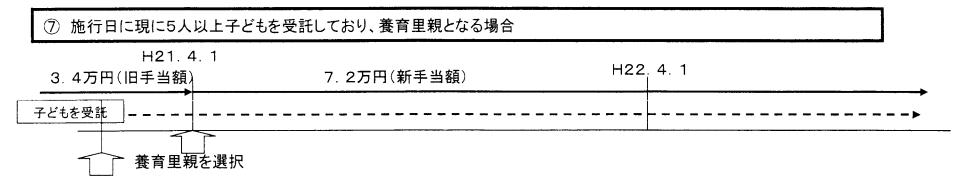




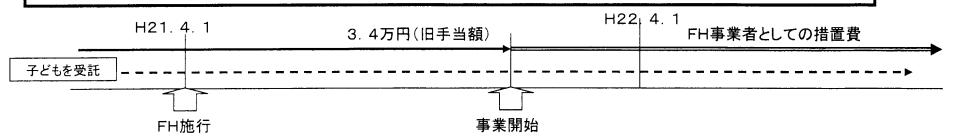
- ・施行日までに養子縁組によって養親となることを希望する旨の申し出があった場合には、養育里親名簿へ登録しない。
- ・施行日までに養育里親を希望する旨の申し出があった場合には、平成22年3月31日までに養育里親研修を受講する(施行日までに受講してもよい。)
- ・養子縁組を前提とする場合も養育里親となる場合も施行日までに申し出ない場合については、いったん、養育里親とみなす。その上で、平成22年3月31日までに養子縁組によって養親となることを希望することを申し出るか、養育里親研修を受講するかする。いずれも選択しない場合については、平成22年3月31日に名簿から取り消す。

(養子縁組によって養親となることを希望する旨の申し出があった場合には、その時点で養育里親としての登録を取り消す。)

里親の認定登録に関する経過措置(施行日に子どもを5人以上受託している場合)



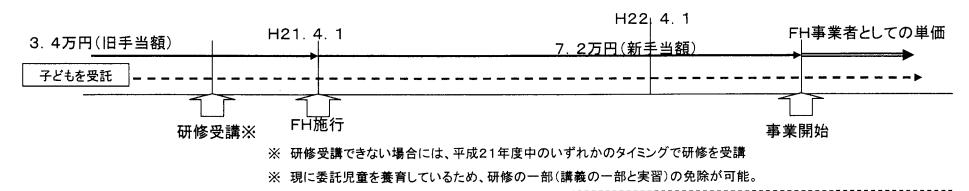
- ・研修※受講 ※ 研修受講できない場合には、平成21年度中のいずれかのタイミングで研修を受講
 - ※ 現に委託児童を養育しているため、研修の一部(講義の一部と実習)の免除が可能。
- ・施行日までに養育里親を希望する申し出があった場合には、養育里親として養育里親名簿に氏名等を記載し、施行日から新里親手当を支給する。(申し出がない場合には、②に準じて対応する。)この際、現に受託している子どもを受託している間は受託人数が5人以上でよい。ただし、新たな子どもを受託する場合には、5人以上は受託できない。
- ・原則として施行日(平成21年4月1日)までの間に、養育里親研修を受講する。(やむを得ない事情がある場合については、平成22年3月31日までに研修を受講する。)
- ・平成22年3月31日までに研修を受講しない場合には、委託停止、登録取消などを行う。
- ⑧ 施行日に現に子どもを5人以上受託しており、22年4月1日までにファミリーホーム事業を実施する場合



- ・施行日にいったん、養育里親とみなされる。(養育里親研修を受講していなければ旧手当額を支給。)現に受託している子どもを受託している間は5人以上受託できる。
- ・1年以内にファミリーホーム事業を開始すれば、研修は受講しなくてよい。ファミリーホーム開始後は新たな子どもを受託する場合であっても、5人以上の子どもを受託できる。

里親の認定登録に関する経過措置(施行日に子どもを5人以上受託している場合)

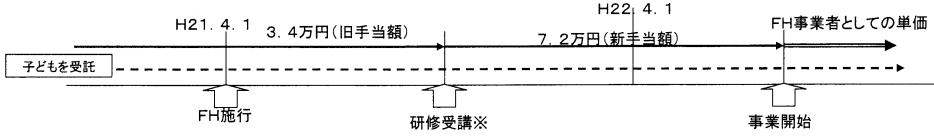
⑨ 施行日に現に子どもを5人以上受託し、施行日前に研修を受講し、22年4月1日以降にファミリーホーム事業を実施する場合



- ・施行日までに養育里親を希望する申し出があった場合には、養育里親として養育里親名簿に氏名等を記載し、施行日から新里親手当を支給する。(申し出がない場合には、②に準じて対応する。)この際、現に受託している子どもを受託している間は受託人数が5人以上でよい。ただし、新たな子どもを受託する場合には、5人以上は受託できない。
- ・原則として施行日(平成21年4月1日)までの間に、養育里親研修を受講する。(やむを得ない事情がある場合については、平成22年3月31日までに研修を受講する。)

(22年4月1日までにFHを開始できない場合は、22年4月1日までに養育里親研修を受講し、いったん、養育里親となることが必要)

- ・平成22年3月31日までに研修を受講しない場合には、委託停止、登録取消などを行う。
- ⑩ 施行日に現に子どもを5人以上受託し、施行日後に研修を受講し、22年4月1日以降にファミリーホーム事業を実施する場合



※ 現に委託児童を養育しているため、研修の一部(講義の一部と実習)の免除が可能。

里親制度の運営について(改正通知(案)) 新旧対照表

新

第1 里親制度の趣旨 略

第2 里親制度の運営

1 里親制度は、都道府県知事(指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)、児童相談所 長、福祉事務所長、児童委員及び児童福祉施設の長が児童福祉法(昭和22年 法律第164号)、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)及び「里親が行う養育に関する最低基準」(平成14年厚生労働省令第116号。以下「最低基準」という。)のほか、本通知により、それぞれ運営し、関与するものであること。

2 略

- 3 児童相談所長は、福祉事務所長、児童委員、児童福祉施設の長、市区町村、 学校等をはじめ、<u>里親支援機関、</u>里親会その他の民間団体と緊密に連絡を保 ち、里親制度が円滑に実施されるように努めること。
- 4 児童福祉施設の長は、里親とパートナーとして相互に連携をとり、協働して 児童の健全育成を図るよう、里親制度の積極的な運用に努めること。特に、児 童福祉施設に配置されている家庭支援専門相談員等は、児童相談所や里親支援 機関等と連携し、里親への支援等に努めること。

第3 里親の認定等

- 1 里親認定等の共通事項
 - (1)~(2) 略

- (3) 児童相談所長は、児童福祉法第34条の15の欠格事由については、里親希望者に本人又はその同居人が欠格事由に該当しない旨を申し出る書類の提出を依頼すること、市町村の犯罪証明書の提出を依頼すること等により適宜確認すること。
- (4) 都道府県知事は、里親の認定を行うに当たっては、里親希望者の申出があった後速やかに必要な研修を実施し、認定の適否につき都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。)児童福祉審議会(児童福祉法第

第1 里親制度の趣旨

里親制度は、家庭での養育に欠ける児童等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など児童の健全な育成を図るものであること。

IB

第2 里親制度の運営

- 1 里親制度は、都道府県知事(指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)、児童相談所設長、福祉事務所長、児童委員及び児童福祉施設の長が児童福祉法(昭和22年法律第164号)、児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号)、児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)、「里親の認定等に関する省令(平成14年厚生労働省令第115号。以下「省令」という。)及び「里親が行う養育に関する最低基準」(平成14年厚生労働省令第116号。以下「最低基準」という。)のほか、本通知により、それぞれ運営し、関与するものであること。
- 2 児童福祉法第32条の規定により都道府県知事から児童を里親に委託する権限の委任を受けた児童相談所長は、必要と思われる事項につき、都道府県知事に報告すること。
- 3 児童相談所長は、福祉事務所長、児童委員、児童福祉施設の長、市区町村、 学校等をはじめ、里親会その他の民間団体と緊密に連絡を保ち、里親制度が円 滑に実施されるように努めること。
- 4 児童福祉施設の長は、里親とパートナーとして相互に連携をとり、協働して児童の健全育成を図るよう、里親制度の積極的な運用に努めること。特に、児童福祉施設に配置されている家庭支援専門相談員等は、里親への支援等に努めること。

第3 単親の認定等

- 1 里親認定等の共通事項
- (1) 里親の認定を受けようとする者(以下「里親希望者」という。)は、居住地の都道府県知事に対し、書面で、その旨を申し出なければならないこと。なお、この書面には、省令に規定する事項を記載させるほか、必要に応じて、健康状態を調査するための健康診断書、経済状態を確認させるための書類を提出させること。
- (2) 児童相談所長は、申出があった場合には、直ちに児童福祉司等を里親希望者の家庭に派遣し、又は福祉事務所長若しくは児童委員に調査委嘱を行う等の措置を採り、その適否について十分な調査を行った上、その適否を明らかにする書類を申出書に添付して、都道府県知事に送付すること。
- (3) 都道府県知事は、里親の認定を行うに当たっては、里親希望者の申出があった後速やかに認定の適否につき都道府県児童福祉審議会(児童福祉法第8条第1項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会とす

8条第1項ただし書に規定する都道府県にあっては、地方社会福祉審議会と する。以下同じ。)の意見を聴くこと。

なお、知識、経験を有する等児童を適切に養育できると認められる者については、必ずしも配偶者がいなくても、里親として認定して差し支えないこと。

(5) 略

(6) 略

- (7) 都道府県知事は、更新の登録又は再認定を行う場合には、児童相談所長に 当該里親の里親継続の意思や家庭状況等を調査させた上、次の点に留意して 行うこと。
 - ア 里親継続の意思がある者で、<u>必要な研修を修了し、かつ</u>家庭調査の結果、省令に規定する要件に著しい変動のないものについては、更新の登録 又は再認定を行い、都道府県児童福祉審議会には、その旨の報告をすれば 足りること。

なお、資格要件に著しい変動があるなどにより、更新の登録又は再認定が不適当であると認める者については、都道府県児童福祉審議会の意見を聴いて、その可否を決定しなければならないこと。

- イ 更新の登録又は再認定の場合の申請書の提出等の取扱いは、事務処理の 簡素化等の観点から、各都道府県の実情に応じた運用を図られたいこと。
- ウ 専門里親の認定及び登録を受けている場合、専門里親としての更新の登録又は再認定を行うときは専門里親の要件等について調査し、専門里親認定を辞退し、養育里親となる場合には養育里親としての資格要件等の調査を行う必要があること。
- 2 養育里親の認定等
- (1) 都道府県知事は、認定後速やかに省令に規定する事項を養育里親名簿に登録すること。
- (2) 都道府県知事は、登録の際に養育里親(専門里親含む。以下同じ)の希望 (委託期間、子どもの年齢、将来的に養子縁組によって養親となることを希望する里親となることも考えている等)について把握すること。
- (3) 都道府県知事は、専門里親となる者については養育里親名簿にその旨を記載すること。
- 3 養子縁組によって養親となることを希望する里親の認定等
- (1) 児童相談所長は、養子縁組によって養親となることを希望する者に対しては、申請時に里親制度や養子縁組制度の仕組みや委託状況等を説明することと
- (2) 都道府県知事は、認定後速やかに養育里親に準じ、必要となる事項を名簿に登録すること。
- (3) 都道府県知事は、登録の際に養子縁組によって養親となることを希望する 里親の希望(子どもの性別、年齢、養育里親となることも考えている等)に ついて把握すること。
- 4 親族里親の認定等
- (1) 略
- (2) 親族里親の申請については、児童相談所において児童の委託が適当と認めた場合について、申請書の提出を求めること。

る。以下同じ。) の意見を聴くこと。

なお、知識、経験を有する等児童を適切に養育できると認められる者については、必ずしも配偶者がいなくても、里親として認定して差し支えないこと。

- (4) 1人の里親希望者について、異なった種類の里親を重複して認定しても差し支えないこと。
- (5) 里親が、里親認定を辞退する場合は、児童相談所長を経て、都道府県知事に、遅滞なく、その理由を付して届け出なければならないこと。
- (6) 和道府県知事は、更新の登録又は再認定を行う場合には、児童相談所長に 当該里親の里親継続の意思や家庭状況等を調査させた上、次の点に留意して 行うこと
 - デー 里親継続の意思がある者で、家庭調査の結果、省令に規定する資格要件 に著しい変動のないものについては、更新の登録又は再認定を行い、都道 府県児童福祉審議会には、その旨の報告をすれば足りること。

なお、資格要件に著しい変動があるなどにより、更新の登録又は再認定が不適当であると認める者については、都道府県児童福祉審議会の意見を 聴いて、その可否を決定しなければならないこと。

- イ 更新の登録又は再認定の場合の申請書の提出等の取扱いは、事務処理の 簡素化等の観点から、各都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含 む。以下同じ。)の実情に応じた運用を図られたいこと。
- ウ 2 種類以上の里親の認定及び登録を受けている場合であって、それらに ついて更新の登録又は再認定を行うときは、それぞれの里親について資格 要件等の調査を行う必要があること。

2 養育里親の認定等

養育里親の要件としては、「心身ともに健全であること」が要求されるが (省令第5条第1号)、この「心身ともに健全である」とは、児童の養育に必 要な「健全」さであり、障害や疾病を有していても、児童の養育に差し支えな ければ、この要件を満たすこと。

3 親族里親の認定等

- (1) 親族里親は、委託児童との間に3親等以内の親族関係が存在することが必要であるが、この事実は、戸籍謄本によって確認されたいこと。
- (2) 親族里親については、児童の委託が解除されたときには、その認定を取り消すこと。この場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴く必要はない

(3) 児童の委託が解除されたときには、その認定を取り消すこと。この場合には、都道府県児童福祉審議会の意見を聴く必要はないこと。

4 削除

第4 里親への委託等

- 1 委託等の共通事項
 - (1) 都道府県知事の役割
 - ア 都道府県知事は、児童福祉法第27条第1項第3号の措置又は措置の変更をしようとするときは、児童相談所長、児童福祉施設の長、<u>里親支援機関</u>、児童又はその保護者の意見を十分聴き、里親制度の活用を図るように努めること。
 - イ 都道府県知事は、里親に児童を委託する場合、里親と委託する児童との 適合等が極めて重要なので、<u>里親支援機関等と連携し、</u>児童のアセスメン

こと。

4 職業指導里親認定等

(1) 職業指導里親認定を受けようとする者(以下「職業指導里親認定希望者」 という。)は、居住地の都道府県知事に対し、書面で、その旨を申し出なけ

ればならないこと。

なお、この書面には、省令に規定する事項を記載させるほか、必要に応じて、職業指導(省令第5条第2項に規定する職業指導をいう。以下同じ。)の内容や職場の環境を調査するための書類を提出させること。

- (2) 児童相談所長は、申出があった場合には、1(2)の調査の中で又は直ちに児童福祉司等を職業指導里親認定希望者の家庭に派遣し、又は福祉事務所長若しくは児童委員に調査委嘱を行う等の措置を採り、その適否について十分な調査を行った上、その適否を明らかにする書類を申出書に添付して、都道府県知事に送付すること。
- (3) 都道府県知事は、職業指導里親認定を行うに当たっては、職業指導里親認定希望者の申出があった後速やかに認定の適否につき都道府県児童福祉審議会の意見を聴くこと。
- (4) 職業指導里親認定及びその登録は、里親としての認定(里親認定)及びその登録がなされることを前提とするものであること。

また、里親希望者が職業指導里親認定を受けることも希望している場合に、里親としての認定(里親認定)は認めつつ、職業指導に関する認定(職業指導里親認定)は認めないという取扱いも可能であること。同様に、里親認定及びその登録は維持しつつ、職業指導里親認定及びその登録のみ取り消すという取扱いも可能であること。

- (5) 1人の里親が2種類以上の里親の認定及び登録を受けている場合、職業指導里親認定及びその登録もそれぞれの種類の里親ごとに受ける必要があるが、2つ以上の職業指導里親認定及びその登録をするときは、重複する調査を省略するなど、事務処理を簡素化して差し支えないこと。
- (6) 1(6)の規定は、職業指導里親認定について都道府県知事が更新の登録又は再認定を行う場合に準用すること。

なお、里親認定の登録と職業指導里親認定の登録が同時になされた場合に ついては、5年(専門里親の場合には2年)ごとに両者の更新の登録を行う こと。

一心方、里親認定の登録の後に職業指導里親認定の登録がなされた場合については、職業指導里親認定の登録をする際に里親認定の登録の適否についても併せて審査することとなるから、職業指導里親認定の登録をした日から5年(専門里親の場合には2年)ごとに両者の更新の登録をすればよいこと。

|第4 里親への委託等

- 1 委託等の共通事項
 - (1) 都道府県知事の役割

ア 都道府県知事は、児童福祉法第27条第1項第3号の措置又は措置の変更をしようとするときは、児童相談所長、児童福祉施設の長、児童又はその保護者の意見を十分聴き、里親制度の活用を図るように努めること。

イ 都道府県知事は、里親に児童を委託する場合、里親と委託する児童との 適合等が極めて重要なので、児童のアセスメントや里親と児童の調整を十 トや里親と児童の調整を十分にした上で、当該児童に最も適合する里親に委託するように努めること。特に、その児童がこれまで育んできた人的関係や育った環境などの連続性を大切にし、可能な限り、その連続性が保障できる里親に委託するよう努めること。

ウ 都道府県知事は、里親養育における不調は委託児童に心理的な傷を与える危険があるので、<u>里親支援機関等</u>、地域の関係機関などと連携を図り、 支援体制を確立してから委託すること。

エ <u>都道府県知事は、虚弱な児童、疾病の児童等を里親に委託する場合には、知識、経験を有する等それらの児童を適切に養育できると認められる</u> 里親に委託すること。

オ~キ 略

ク 都道府県知事は、現に児童を養育している里親に更に他の児童の養育を委託する場合には、指導担当者等の意見を聴いて、児童を委託すると。 特に、里親が同時に養育する委託児童及び委託児童以外の児童の人数の合計が4人を超える場合や、すでに専門里親として委託児童を養育している場合は、里親や児童の状態を十分把握し、里親への養育の負担が大きくならないよう慎重に行うこと。

ケ~コ 略

(2) 児童相談所長の役割 ア〜ウ 略

A The second of the second of

分にした上で、当該児童に最も適合する里親に委託するように努めること。特に、その児童がこれまで育んできた人的関係や育った環境などの連続性を大切にし、可能な限り、その連続性が保障できる里親に委託するよう努めること。

ウ 都道府県知事は、里親養育における不調は委託児童に心理的な傷を与える危険があるので、地域の関係機関などと連携を図り、支援体制を確立してから委託すること。

エ 虚弱な児童、身体障害の児童、知的障害の児童等を里親に委託する場合 には、知識、経験を有する等それらの児童を適切に養育できると認められ る里親に委託すること。

オ 都道府県知事は、児童を里親に委託する場合、児童福祉法施行令第30条の規定に基づき、児童福祉司等の中から1人を指名して当該里親の指導をさせるとともに、必要に応じて、児童福祉法第27条第1項第2号の規定に基づき、児童委員に、児童福祉司等と協力して、当該里親の指導をさせること。

カ 都道府県知事は、児童を里親に委託する場合、里親に対し、養育上必要 な事項及び指導を担当する児童福祉司、児童委員等(以下「指導担当者」 という。)の名前を記載した書類を、児童相談所を経て交付すること。

キ 都道府県知事は、里親に委託されている児童の保護がより適切に行われると認められる場合には、児童に通所施設の指導訓練を受けさせることができること。

ク 都道府県知事は、現に児童を養育している里親に更に他の児童の養育を 委託する場合には、指導担当者等の意見を聴いて、児童を委託すること。

ケ 都道府県知事は、児童が兄弟姉妹である等必要と認められる場合には、 同時の措置によって、1の里親に対して2人以上の児童を委託して差し支 えないこと。

コ 里親に委託された児童について、家庭復帰、養子縁組若しくは社会的自立等により里親委託が必要でなくなった場合又は里親委託を継続し難い事由が発生した場合、都道府県知事は、児童相談所長の意見を聴いて、里親委託を解除すること。この場合、児童福祉の観点から、慎重に審査の上で行うこと。

(2) 児童相談所長の役割

ア 児童相談所長は、児童福祉法等の規定により通告若しくは送致された児童又は相談のあった児童につき、必要な調査、判定を行った結果、その児童を里親に委託することが適当であると認めた場合、これを都道府県知事に報告すること。

イ 児童相談所長は、絶えず児童福祉施設と密接な連絡をとり、その実情に 精通するとともに、当該施設において入所保護を受けている児童のうち里 親委託を適当とする児童がいた場合には、その児童につき必要な調査、判 定を行い、措置を行った都道府県知事に報告すること。

ウ 里親に児童 (特に乳児又は幼児) を委託する場合には、児童相談所長は、保護者に対し、母子健康手帳を里親に渡すよう指導すること。また、児童又は児童の保護者が母子健康手帳の交付を受けていない場合は、里親に対し、交付を受けるよう指導すること。

- 2 養子縁組によって養親となることを希望する里親への委託
- (1) 都道府県知事は、養子縁組によって養親となることを希望する里親に児童を委託する際には、当該里親と永続的な関係性を築くことが当該委託児童にとって最善の利益となるように配慮すること。
- (2) 都道府県知事は、養子縁組が成立した者に対しても、必要に応じて里親支援機関等により相談等の支援を行うこと。
- 3 親族里親への委託 略

4 養育里親への短期委託

- (1) <u>養育里親に短期間委託する</u>場合には、児童の生活環境の変化を最小限に抑える観点から、児童相談所長に必要な調査をさせた上、できるだけ当該児童の保護者の居住地の近くに居住する<u>養育里親</u>に委託することが望ましいこ
- (2) <u>短期間の委託を行う場合、</u>緊急を要するケースが予想されるので、児童委員、社会福祉主事等から児童相談所長への電話連絡等による仮委託として処理するなど、弾力的な運用に配慮すること。

なお、この仮委託を行った場合には、児童相談所長は、仮委託後速やかに 児童の状況、保護者の状況等を調査し、<u>養育里親</u>への正式な委託の措置に切り替えること。

(3) 削除

(3) 略

(4) 家庭的生活を体験することが望ましい児童福祉施設入所児童等に対し、夏 休みや週末を利用して養育里親への養育委託を行う等、積極的な運用を図られたいこと。

なお、この場合の費用の負担については、当該児童福祉施設の長が児童相

2 養育里親への委託

養子縁組を希望する養育里親に対して児童を委託する際には、当該養育里親と永続的な関係性を築くことが当該委託児童にとって最善の利益となるように配慮すること。

3 親族里親への委託

- (1) 親族里親は、両親等児童を現に監護している者が死亡や行方不明、拘禁等により当該児童を監護することが不可能であり、親族へその養育を委託しなければ、当該児童を児童福祉施設に入所させて保護しなければならない場合において、当該児童を施設へ入所させるよりも家庭的な環境の中で養育することが児童の福祉の観点から適当な場合があることにかんがみ、民法上の扶養義務の有無にかかわらず、3親等以内の親族である者に当該児童の養育を委託する制度であること。
- (2) したがって、親族里親への委託を検討するに当たっては、このような親族 里親制度の趣旨を十分に考慮した上で行われたいこと。 具体的には、
 - ア 親族里親への委託は、児童の両親が死亡、行方不明、拘禁等により物理 的に当該児童の養育が不可能な場合を原則とし、児童の実親が現に存在し ている場合には、実親による養育の可能性を十分に検討し、真にやむを得 ない場合にのみ、親族里親への委託を行うこと。
 - イ 里親希望者と3親等以内の親族関係にある児童については、当該里親希 望者に対して親族里親として委託すること。

4 短期里親への委託

- (1) 短期里親に委託する場合には、児童の生活環境の変化を最小限に抑える観点から、児童相談所長に必要な調査をさせた上、できるだけ当該児童の保護者の居住地の近くに居住する短期里親に委託することが望ましいこと。
- (2) <u>短期里親に児童を委託する場合、</u>緊急を要するケースが予想されるので、 児童委員、社会福祉主事等から児童相談所長への電話連絡等による仮委託と して処理するなど、弾力的な運用に配慮すること。 なお、この仮委託を行った場合には、児童相談所長は、仮委託後速やかに 児童の状況、保護者の状況等を調査し、<u>短期里親</u>への正式な委託の措置に切り替えること。
- (3) 短期里親への委託の期間は、1年を超えることができないこと。 都道府県知事は、必要があると認めるときは、委託児童や委託児童の保護者、児童相談所長の意見を聴いて、1年を超えて委託を継続することができるが、この継続期間が相当程度長期化するような場合には、短期里親への委託では十分ではない様々な事情が存在すると考えられるので、都道府県児童福祉審議会の意見を聴いた上、養育里親への委託の措置に変更されたいこと。
- (4) 委託の措置理由が消滅したと考えられる時期には、児童福祉司に保護者等を訪問させるなどして実情の把握をさせるなど、委託の解除等措置の円滑な実施に努めること。
- (5) <u>家庭的生活を体験することが望ましい児童福祉施設入所児童を預かる場合</u>のように、夏休みや週末を利用して、短期間の委託を断続的に受ける里親も 短期里親に含まれるので、積極的な運用を図られたいこと。 なお、この場合の費用の負担については、当該児童福祉施設の長が児童相

談所を介して当該養育里親に協議されたい。

- 5 専門里親への委託
- (1) <u>専門里親へ委託することが適当な児童の判断は、当該児童が虐待等の行為により受けた心身への有害な影響、非行等の問題及び障害の程度等を見極め、児童相談所が慎重に行うこと。</u> (以下、削除)
- (2) 専門里親の委託児童は、様々な行動上の問題を起こす場合があることが予想される。このような場合、児童相談所は、関係機関の協力を得て、委託児童と専門里親との間を十分に調整した上で委託を行い、その後のフォローアップに努めること。
- (3) 削除
- (3) 専門里親対象児童について、2人目の児童を委託する場合には、1人目の児童が十分安定し2人目の児童の委託について納得しているか、又は1人目の児童について家庭復帰のための準備や調整が本格的にはじまった時期が望ましいこと。
- 6 削除

第5 里親が行う児童の養育

- 1 略
- 2 都道府県知事は、委託児童に対して適切な社会的な養育を行うため、必要に応じて、児童相談所、<u>里親支援機関</u>、里親、児童委員、児童福祉施設、福祉事務所などによる養育チームを編成し、会議を開催するなど、児童の養育について協議し、里親の行う児童の養育の向上を図ること。 (以下、削除)
- 3 児童相談所長は、<u>自立支援計画</u>を里親に提示するに当たっては、里親に対し、委託児童の養育において当該里親が果たすべき役割について説明しなければならない。
- 4~6 略

談所を介して当該短期里親に協議されたい。

- 5 専門里親への委託
- (1) 専門里親へ委託することが適当な児童の判断については、当該児童が虐待等の行為により受けた心身への有害な影響の程度等を見極め、児童相談所が慎重に行うこと。なお、心身への有害な影響の程度が大きい児童については、専門里親に委託することは適切ではないこと。
- (2) <u>委託児童は、心身に有害な影響を受けたことが原</u>因で、様々な行動上の問題を起こす場合がある。このような場合、児童相談所は、関係機関の協力を 得て、委託児童と専門里親との間を十分に調整した上で委託を行い、その後 のフォローアップに努めること。
- (3) 児童が健全に発達するために必要となる愛着関係などの関係性を形成していく観点から、専門里親に委託する児童は、幼児などできるだけ年齢の低い児童が望ましいこと。
- (4) 専門里親に2人目の児童を委託する場合には、1人目の児童が十分安定し2人目の児童の委託について納得しているか、又は1人目の児童について家庭復帰のための準備や調整が本格的にはじまった時期が望ましいこと。
- 6 里親が行う職業指導

里親が職業指導を行う場合には、都道府県知事は、次の点に留意すること。 ア 都道府県知事は、あらかじめ、委託児童の同意を得ること(最低基準第 20条第2項)。その際には、進学等の他の選択肢や、指導を行う職業、 職業指導の条件等について、児童に詳細に告げなければならないこと。

イ 都道府県知事は、あらかじめ、1年以内の期間を定めるものとし、事前 に目標を設定し計画的な指導を心がけるなど、当該期間内に職業指導の目 的が達成されるように努めること(最低基準第20条第3項本文)。

ただし、都道府県知事が当該委託児童、その保護者及び児童相談所長からの意見を勘案して必要と認めるときは、あらかじめ当該児童の同意を得て期間を更新し、職業指導を継続することができ、その後も同様であること(最低基準第20条第3項ただし書)。

- ウ 都道府県知事は、児童に対し適切な職業指導がなされるよう、指導の内容や職場環境等に関し、個々の事例ごとにあらかじめ、里親が職業指導を行うに当たって遵守すべき条件を定めること。
- エ 都道府県知事は、当該児童が最も希望する職種についてその児童に最も 適合する里親を選定するように努めること。

第5 里親が行う児童の養育

- 1 里親が行う児童の養育は、児童福祉法等の規定に基づき、誠実に行うこと。
- 2 都道府県知事は、委託児童に対して適切な社会的な養育を行うため、必要に 応じて、児童相談所、里親、児童委員、児童福祉施設、福祉事務所などによる 養育チームを編成し、会議を開催するなど、児童の養育について協議し、里親 の行う児童の養育の向上を図ること。

ま<u>た、里親が職業指導を行う場合には、職業指導終了後の就職支援等におい</u>て、公共職業安定所等との連携協力にも努めること。

- 3 児童相談所長は、養育計画を里親に提示するに当たっては、里親に対し、委託児童の養育において当該里親が果たすべき役割について説明しなければならない。
- 4 里親は、児童に対して、実親のこと等適切な情報提供を適切な時期に行うこと。その際は、児童相談所と十分な連携を図ること。

- 7 里親は、児童の養育に関して問題が生じ又は生じるおそれがある場合及び児童の養育についての疑問や悩みは、1人で抱え込まず、速やかに指導担当者に連絡するとともに、児童相談所等の公的機関又は<u>里親支援機関等の</u>民間団体に相談を行い、児童が健全に育成されるよう努めること。
- 8 養育里親、養子縁組によって養親となることを希望する里親及び親族里親 は、児童の養育に関する記録をつけること。 (以下、削除)

第6 里親等への指導

1 都道府県知事は、里親に対し、指導担当者を定期的に訪問させるなどにより、児童の養育について必要な指導を行うこと。 (以下、削除)

2~4 略

- 5 児童相談所長は、連絡先の教示など児童が児童相談所や<u>児童福祉審議会等</u>に 相談しやすい体制の整備に努めること。
- 6 都道府県知事は、指導担当者に定期的に児童の保護者と連絡させるなど、児 童の家庭復帰が円滑に行われるよう努めること。

第7 里親への支援

- 1 里親が行う児童の養育は、個人的な養育ではなく社会的な養育であるので、 都道府県知事は、児童の養育のすべてを里親に委ねてしまうのではなく、社会 資源を利用しながら、里親に対して相談に応じ、必要な情報の提供、助言、研 修その他の援助を行わなければならないこと。また、この業務の全部又は一部 を、里親支援機関等へ委託することもできること。
- 2 都道府県知事は、<u>里親支援機関等と連携し、</u>里親からの相談に対応できる体制の整備に努め、里親から相談や支援を求められた場合、<u>その他必要に応じ</u>速やかに適切な対応を図ること。
- 3~4 略

- 5 里親は、児童の養育について研修や助言を受け、又は自己評価を行うなどにより養育の質の向上に努めること。
- 6 里親は、児童と保護者との通信、面会、一時帰宅等については、児童相談所 と協議の上、児童の最善の利益にかなう方法で行うこと。
- 7 里親は、児童の養育に関して問題が生じ又は生じるおそれがある場合及び児童の養育についての疑問や悩みは、1人で抱え込まず、速やかに指導担当者に連絡するとともに、児童相談所等の公的機関又は民間団体に相談を行い、児童が健全に育成されるよう努めること。
- 8 養育里親、親族里親及び短期里親は、児童の養育について、適宜記録をつけること。

専門里親は、要約的な記録をつけ、必要な場合には、叙述的な記録をつけること。

第6 里親等への指導

- 1 都道府県知事は、里親に対し、指導担当者を定期的に訪問させるなどにより、児童の養育について必要な指導を行うこと。
 - 特に、里親が職業指導を行う場合は、児童の労働力の搾取とならないように、より頻繁に訪問するなど、厳正な指導監督を行うこと。
- 2 児童相談所長は、里親への指導に関して、指導担当者に必要な助言を行うこと。
- 3 指導担当者は、訪問等により里親に対し指導した事項を児童相談所長に報告 し、必要があれば、都道府県知事に報告すること。
- 4 指導担当者は、児童の養育に関して必要な指導を行ったにもかかわらず、里親がこの指導に従わない場合は、児童相談所長を経て、都道府県知事に意見を添えて報告すること。
- 5 児童相談所長は、連絡先の教示など児童が児童相談所に相談しやすい体制の 整備に努めること。
- 6 都道府県知事は、指導担当者に定期的に児童の保護者と連絡させるなど、児 童の家庭復帰が円滑に行われるよう努めること。

第7 里親への支援

- 1 <u>里親が行う児童の養育は、個人的な養育ではなく、社会的な養育であるので、都道府県知事や児童相談所長は、児童の養育のすべてを里親に委ねてしまうのではなく、必要な社会資源を利用しながら、里親が行う養育を支援すること。</u>
- 2 都道府県知事は、里親からの相談に対応できる体制の整備に努め、里親から相談や支援を求められた場合、速やかに適切な対応を図ること。
- 3 都道府県知事は、里親から都道府県知事による再委託の措置(一時的な休息 のための援助の措置)の申出があった場合、又は里親の精神的・肉体的疲労度 等から都道府県知事による再委託の措置(一時的な休息のための援助の措置) を必要と判断した場合には、児童の養育に配慮し、速やかに適切な対応を図る こと。
- 4 都道府県知事による再委託の措置(一時的な休息のための援助の措置)を受けようとする里親は、この措置により児童が心理的に傷つかないよう、この措置により児童が委託される里親や児童福祉施設との間で、良好な関係を築くよう努めること。

第8 里親への研修

- 1 養育里親の研修については「児童福祉法施行規則第○○○の厚生労働省が 定める研修」(平成○○年厚生労働省告示第○号)において研修科目等につい て規定したところであるが、養育里親研修の詳細及び他の里親への研修につい ては、別途通知で定めること。
- 2 専門里親の研修については「児童福祉法施行規則〇〇〇の厚生労働大臣が 定める研修」(平成〇〇年厚生労働省告示第〇号)において研修科目等につい て規定したところであるが、専門里親研修の詳細及び他の里親への研修につい ては、別途通知で定めること。
- 3 養子縁組によって養親となることを希望する里親及び親族里親の研修については、必要に応じ養育里親の研修を活用する等により適宜行うこと。

第9 被措置児童等虐待への対応

- 1 里親又はその同居人による委託児童への虐待は、児童福祉法に規定する被措 置児童等虐待に関する施策の対象となること。
- 2 都道府県知事は、別途示すガイドライン等を踏まえ、被措置児童等虐待の発生予防や早期発見等、適切に対応すること。

第10 里親制度の普及

- 1 都道府県知事は、自ら又は児童相談所長、<u>里親支援機関、</u>福祉事務所長、児童委員、民間団体等を通じて、里親希望者及びNPO等の里親制度支援者に対し情報提供、広報活動を行うことはもちろん、民間団体等と協力して広報等の活動を積極的に行うことにより、里親希望者や里親制度支援者の開発に積極的に努めるとともに、里親制度に対する一般の理解と協力を高めるように努めること。
- 2 略

第11 都道府県間の連絡 略

第8 里親への研修

里親への研修については、専門里親の研修については「里親の認定等に関する省令第19条第2号の厚生労働大臣が定める研修」(平成14年厚生労働省告示第290号)において研修科目等について規定したところであるが、専門里親研修の詳細及び他の里親への研修については、別途通知で定めること。

第9 里親制度の普及

- 1 都道府県知事は、自ら又は児童相談所長、福祉事務所長、児童委員、民間団体等を通じて、里親希望者及びNPO等の里親制度支援者に対し情報提供、広報活動を行うことはもちろん、民間団体等と協力して広報等の活動を積極的に行うことにより、里親希望者や里親制度支援者の開発に積極的に努めるとともに、里親制度に対する一般の理解と協力を高めるように努めること。
- 2 都道府県知事は、児童を養育し難い保護者や児童の養育を希望する者が、児童相談所等に相談に来るよう啓発に努めること。

第10 都道府県間の連絡

1 都道府県知事は、他の都道府県に居住する里親に児童を委託しようとする場合には、当該他の都道府県知事に、当該児童に関する必要な書類を送付して、 その児童に適合する里親のあっせんを依頼すること。

依頼を受けた都道府県知事は、適当な里親を選定し、その里親に関する必要な書類を依頼した都道府県知事に送付し、里親にその旨を通知すること。

書類の送付を受けた都道府県知事は、適当と認める場合には、その書類に基づいて、里親への児童の委託を行うこと。

2 都道府県知事は、都道府県内に居住する里親に委託する適当な児童がいない 場合には、里親に関する必要な書類を他の都道府県知事に送付することが望ま しい。この場合、里親にその旨を通知すること。

書類の送付を受けた都道府県知事が、その里親に対し児童を委託しようとする場合は、その書類に基づいてこれを行うこと。

3 都道府県知事は、児童を委託した里親が当該都道府県内に居住していない者である場合又は他の都道府県に住所の移転を行った場合には、関係書類を送付して、当該里親の居住地の都道府県知事にその指導を依頼するとともに、当該里親にその旨を告げること。この場合、当該里親は、居住地の都道府県知事の指導監督に服するものとし、各種の申出又は届出は、居住地の都道府県知事に行うこと。

第12 費用 略

- 4 1から3の場合には、委託元の都道府県の児童相談所長と委託先の都道府県の児童相談所長の双方が連絡を密にし、児童の養育に支障のないよう留意すること。
- 5 1から3の場合には、委託元の都道府県の児童相談所長は、委託された児童の保護者に、当該児童の養育の状況を報告すること。
- 6 指導を依頼された都道府県知事が里親委託の措置に影響を及ぼすと認める事 実を知った場合には、直ちに、児童を委託した都道府県知事にその旨を連絡す ること。

第11 費用

児童福祉法第27条第1項第3号の規定により児童を里親に委託した場合の 措置に要する費用については、平成11年4月30日厚生省発児第86号厚生 事務次官通知「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」 によること。

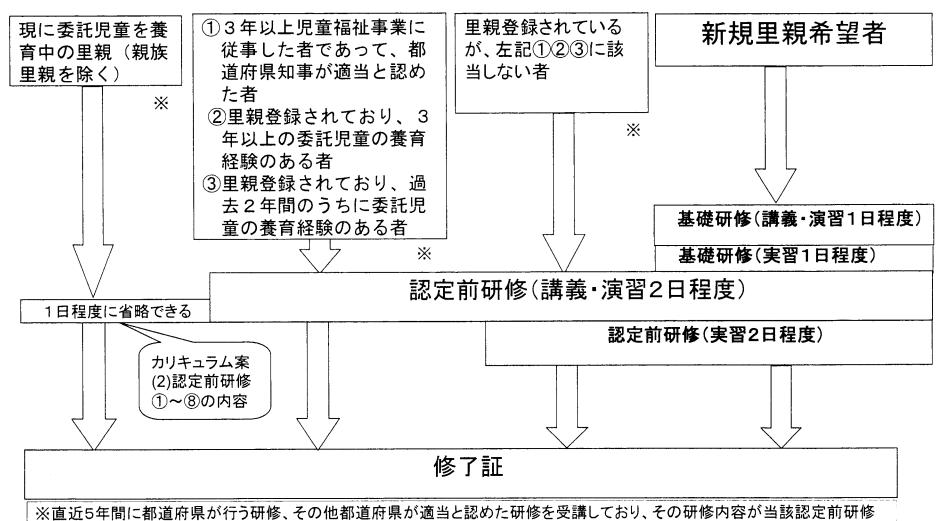
(2) 里親の研修について

里親の研修について

-164-

研修の一部免除のイメージ

児童の福祉に関する事業の従事経験等により受講する研修内容に区分をもうける



※直近5年間に都道府県が行う研修、その他都道府県が適当と認めた研修を受講しており、その研修内容が当該認定前研修 に相当すると認められる場合には研修の一部又は全部を免除できる。

里親研修カリキュラム(例)

(1) 基礎研修 ~ 養育里親を希望する者を対象とした基礎研修

目 的 ①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する

②今日の要保護児童とその状況を理解する(虐待、障害、実親がいる等)

③里親にもとめられるものを共有する(グループ討議)

実施機関 都道府県(法人、NPO等に委託可)

期 間 1日+実習1日程度

内 容 ①里親制度の基礎 I

②保護を要する子どもの理解について(ex保護を要する子どもの現状、児童虐待問題)

③地域における子育て支援サービス(ex地域における子育て相談・各種支援サービス等)

④先輩里親の体験談・グループ討議 (ex里親希望の動機、里親にもとめられるもの)

⑤実習(児童福祉施設の見学を主体にしたもの)

(2) 認定前研修 ~ ・基礎研修を受講し、里親について概要を理解した上で、本研修を受講する

・本研修を修了、養育里親として認定される

目 的 社会的養護の担い手である里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況 に応じた養育技術を身につける

実施機関 都道府県(法人、NPO等に委託可)

期 間 2日+実習2日程度

内 容

内

①里親制度の基礎Ⅱ (里親が行う養育に関する最低基準)

②里親養育の基本(マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等)

③子どもの心 (子どもの発達と委託後の適応)

④子どもの身体(乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養)

⑤関係機関との連携(児童相談所、学校、医療機関)

⑥里親養育上の様々な課題

⑦児童の権利擁護と事故防止

⑧里親会活動

9先輩里親の体験談・グループ討議

⑩実習(児童福祉施設、里親)

(3)更新研修 (登録または更新後5年目の養育里親。登録有効期間内に受講し登録更新する)

目 的 養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情報等を得る。

実施機関 都道府県(法人、NPO等に委託可)

期 間 1日程度

容 ①社会情勢、改正法など(ex 子どもをとりまく最新情勢、児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正)

②児童の発達と心理·行動上の理解など(ex子どもの心理や行動についての理解)

③養育上の課題に対応する研修(ex受講者のニーズに考慮した養育上の課題や対応上の留意点)

④意見交換(ex受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換)

なお、未委託の里親の場合は施設実習(1日)が必要

◇里親研修(カリキュラム案~例)

(1) 基礎研修カリキュラム (養育里親を希望する者を対象とした基礎研修)

目 的 ①社会的養護における里親制度の意義と役割を理解する

②今日の要保護児童とその状況を理解する(虐待、障害、実親がいる等)

③里親にもとめられるものを共有する (グループ討議)

実施機関 都道府県(法人、NPO等に委託可)

対 象 養育里親となることを希望する者

期 間 1日+実習1日程度

内 容

①里親制度の基礎Ⅰ

②保護を要する子どもの理解について(ex 保護を要する子どもの現状、児童虐待問題)

③地域における子育で支援サービスについて (ex 地域における相談・各種支援サービス等)

④先輩里親の体験談・グループ討議 (ex 里親希望の動機、里親にもとめられるもの)

⑤実習(児童福祉施設の見学を主体にしたもの)

60分(里親養育論)

60分(養護原理)

60分(児童福祉論)

120分(里親養育演習)

1日間(養育実習)

(2) 認定前研修カリキュラム (基礎研修を受講し、里親について大枠を理解した上で、本研修を受講する。本研修を修了し、 養育里親として認定される)

目 的 社会的養護の担い手である養育里親として、子どもの養育を行うために必要な知識と子どもの状況に応じた養育技術を身につける。

実施機関 都道府県(法人、NPO等に委託可)

対 象 養育里親になることを希望する者で基礎研修を受講した又は免除された者

期 間 2日+実習2日程度

内 容

- ①里親制度の基礎Ⅱ (里親が行う養育に関する最低基準)
- ②里親養育の基本 (マッチング、交流、受託、解除までの流れ、諸手続等)
- ③子どもの心(子どもの発達と委託後の適応)
- ④子どもの身体(乳幼児健診、予防接種、歯科、栄養)

90~120分

(里親養育論)

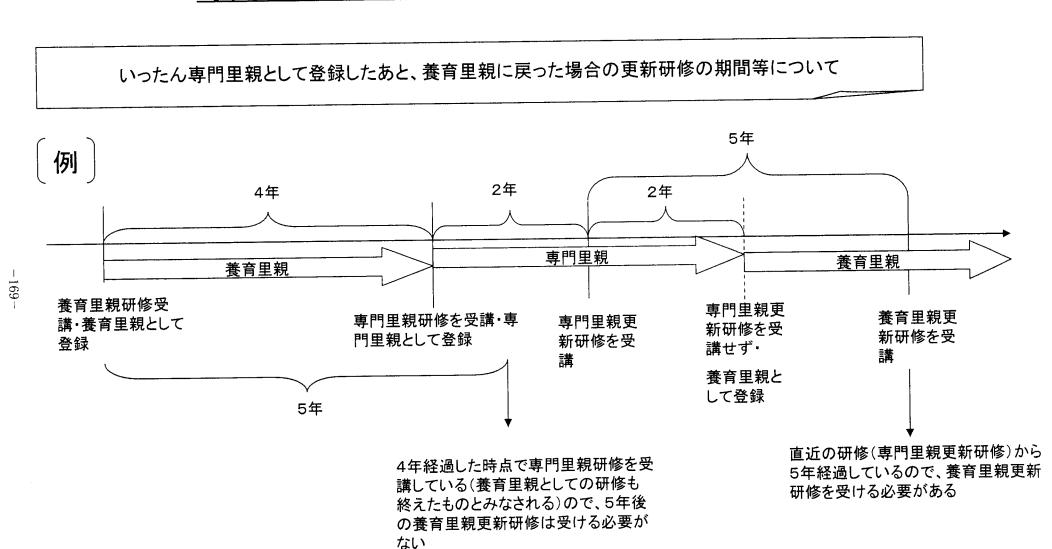
60分(発達心理学)

60分(小児医学)

⑤関係機関との連携(児相、学校、医療機関) ⑥里親養育上の様々な課題(実親との関わり、真実告知、ルーツ探し等) ⑦子どもの権利擁護と事故防止 ⑧里親会活動 ⑨先輩里親の体験談・グループ討議(ex 養育に関するノウハウ) ⑩実習(児童福祉施設、児童を委託している里親)2日間程度	150~180 分 (里親養育援助技術) 60 分(里親養育演習) 120 分(里親養育演習)
実習プログラムとしてi~vを実施 i施設長の説明(今日の施設入所児の動向、里親への期待など)	45 分
ii 家庭支援専門相談員(その施設に入所している子どもの状況、委託についての流れ	l,
委託直後の子どもの様子、連絡の取り方など)	45 分
iii 保育士、児童指導員または心理士(子どもとかかわるうえで留意していること) iv 栄養士(食育について、子どもの食事について乳児院—授乳、離乳食、幼児食	45 分
児童養護施設―幼児食と子どもの食事)	45 分
v Q & A	60 分
上記 i ~ v は朝、子どもとかかわる前、夕方、帰る前などに実施	
(3) 更新研修カリキュラム(登録又は更新後5年目の養育里親。登録有効期間内に受講し更 目 的 養育里親として児童の養育を継続するために必要となる知識、新しい情 実施機関 都道府県(法人、NPO等に委託可) 対 象 更新前の養育里親 期 間 1日程度 内 容	更新する) 情報等を得る。
①社会情勢、改正法など(ex 児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正等) ②子どもの発達と心理・行動上の理解など(ex 子どもの心理や行動についての理 ③養育上の課題に対応する研修(ex 養育上の課題や対応上の留意点) ④意見交換(ex 受講者が共通に抱えている悩みや課題についての意見交換)	60 分(児童福祉制度論) 解) 60 分(発達心理学) 60 分(里親養育演習) 120 分(里親養育演習)

※なお、未委託の里親の場合は施設実習(1日)が必要

専門里親としての登録と研修との関係について



養育里親研修制度の運営について (案)

第1 養育里親研修の実施主体

養育里親研修は、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。) が行うこと。なお、都道府県は、他の都道府県、社会福祉法人その他適当と認め る者に研修の実施を委託することができる。

第2 養育里親研修

1 趣旨

養育里親研修は、家庭養育の必要な児童を受け入れる里親として必要な基礎的 知識や技術の修得を行うとともに、その資質の向上を図ることを目的とする。

2 種類

養育里親研修は、要保護児童の養育希望者を対象とした「基礎研修」、「認定 前研修」と、養育里親の登録更新時に実施する「更新研修」であること。

- 3 研修対象者
- (1) 基礎研修 要保護児童を養育することを希望している者
- (2) 認定前研修 要保護児童を養育することを希望している者で、基礎研修 を受講又は免除された者
- (3) 更新研修 登録更新を希望する者
- 4 研修の実施方法
- (1) 研修の受付及び承認

養育里親になることを希望する者(以下「養育里親希望者」という。)は都道 府県に受講申込書を提出しなければならないこと。

- (2) 研修の方法
 - ア 研修は、講義、演習及び実習により行うこと。
 - イ 研修科目は、告示の別表に掲げるものであること。
 - ウ 養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治施設 又は児童自立支援施設で行うこと。
- (3) 研修科目の免除
 - ア 現に養育里親登録されている者であって、イからオに該当しない者(児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)附則第3条により養育里親とみなされない者を含む)については、基礎研修を免除できること。
 - イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、厚生労働大臣が定める基準 に従い都道府県知事(指定都市にあっては、市長とし、児童相談所設置市に

あっては、児童相談所設置市の市長とする。以下同じ。)が適当と認めたものについては、基礎研修を免除することができるほか、認定前研修のうち実習を免除できること。

「児童福祉事業に従事した者」の具体例としては、下記の資格等を有して 児童の福祉に関する事業に従事した者であること。

(ア) 福祉関係

児童自立支援専門員、児童生活支援員、児童指導員、保育士、児童福祉司、社会福祉士、精神保健福祉士、児童心理司

(イ) 保健・医療関係

医師、保健師、助産師、看護師

(ウ) 教育関係

教員

(エ) 司法・矯正関係

家庭裁判所調查官、少年院教官

- ウ 都道府県知事がイと同等以上の能力を有すると認定した者については、基 礎研修を免除できるほか、認定前研修のうち実習を免除できること。
- エ 現に養育里親登録されており、3年以上の委託児童の養育経験又は過去2年間のうちに委託児童の養育経験がある者については、基礎研修を免除できるほか、認定前研修のうち実習を免除できること。
- オ 現に養育里親登録されており、委託児童を養育中の里親については、基礎 研修を免除できるほか、認定前研修のうち実習の講義及び演習の一部及び実 習を免除できること。
- カ 平成16年4月1日から施行日(平成21年4月1日)までの間に、都道 府県が実施した研修その他都道府県知事が適当と認めた研修であって、基礎 研修・認定前研修の一部又は全部の課程と同様の課程を有する研修を修了し たと都道府県知事が認める者については、基礎研修・認定前研修の一部又は 全部を免除できること。
- キ 委託児童を養育中の里親又は、その他要保護児童の養育に関し経験がある として都道府県知事が認める者については、更新研修のうち実習を免除でき ること。

(4) 研修期間

ア 基礎研修については概ね2日間とすること。

イ 認定前研修については概ね4日間とすること。

ウ 更新研修については概ね1日間とすること。

(5) 養育実習

都道府県は、養育実習先の選定について、受講者と協議し、養育実習先と調

整を行うこと。

5 修了認定

(1) 修了認定

都道府県は、養育里親研修の課程を修了した者に対して、修了認定を行うこと。

(2) 修了証書の交付

都道府県は、養育親研修の課程を修了した者に対して、修了証書を交付する こと。

なお、養育里親研修の実施を他の機関に委託している場合には、委託先が 行う評価に基づいて修了認定を行い、修了証書を交付すること。

都道府県は、修了証書を交付したときは、その旨を適当な方法により記録しておくこと。

(4) 修了証書の有効期間 修了証書の有効期間は、交付された日から2年間とすること。

(5) その他

基礎研修、認定前研修の全部を免除された者については、修了の事実を都道 府県が適切に記録管理すること等ができる場合には、修了証書交付等の事務を 適宜省略することができる。

専門里親研修制度の運営について(改正通知(案))新旧対照表

新 第1 専門里親研修の実施主体 第2 専門里親研修 1 趣旨 略 2 種類 専門里親研修は、新規認定時の研修(以下「認定研修」という。)と、専門 里親の登録更新時に実施する「更新研修」であること。 3 認定研修 (1) 研修対象者 児童福祉法施行規則第〇〇条第〇号に該当する者であること。 具体的には、下記のいずれかに該当する者であること。 ア 養育里親として3年以上の委託児童の養育の経験を有するものであるこ ے ع イ略 (ア) 福祉関係 児童自立支援専門員、児童生活支援員、児童指導員、保育士、児童 福祉司、社会福祉士、精神保健福祉士、児童心理司 (イ)~(エ) 略 ウ 都道府県知事がア、イと同等以上の能力を有すると認定した者であるこ (2) 研修の実施方法

ア 研修の受付及び承認 略

(ア)~(イ) 略

第1 専門里親研修の実施主体

専門里親研修は、都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。)が行うこと。なお、都道府県は、他の都道府県、社会福祉法人その他適当と認める者に研修の実施を委託することができること。

18

第2 専門里親研修

1 趣旨

専門里親研修は、被虐待児等家庭養育の必要な児童を受け入れる専門里親と して必要な基礎的知識や技術の修得など、専門里親の養成を行うとともに、そ の資質の向上を図ることを目的とする。

2 種類

専門里親研修は、新規認定時の研修(以下「認定研修」という。)と、専門 里親の登録更新時に実施する「継続研修」であること。

- 3 認定研修
- (1) 研修対象者

<u>里親の認定等に関する省令第19条第1号</u>に該当する者であること。 具体的には、下記のいずれかに該当する者であること。

ア 養育里親名簿に登録されている者であって、 養育里親として3年以上の 委託児童の養育の経験を有するものであること。

イ 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、都道府県知事(指定都市 にあっては、市長とし、児童相談所設置市にあっては、児童相談所設置市 の市長とする。以下同じ。)が適当と認めたものであること。

「児童福祉事業に従事した者」の具体例としては、下記の資格等を有して児童の福祉に関する事業に従事した者であること。

(ア) 福祉関係

児童自立支援専門員、児童指導員、保育士、児童福祉司、社会福祉 士、精神保健福祉士、心理判定員

(イ) 保健・医療関係

医師、保健師、助産師、看護師

(ウ) 教育関係

教員

(エ) 司法・矯正関係

家庭裁判所調査官、少年院教官

- ウ 都道府県知事がア、イと同等以上の能力を有すると認定した者であること。
- (2) 研修の実施方法

ア 研修の受付及び承認

- (ア) 専門里親になることを希望する者(以下「専門里親希望者」という。)は、都道府県に以下の書類を提出しなければならないこと。
 - 受講申込書

イ 研修の方法

(ア)~(イ) 略

- (ウ) 告示の別表の区分の欄に掲げるもののうち、養育の本質、目的及び 対象の理解に関する科目に関する講義は、通信教育で行うこと。
- (エ)養育の内容及び方法の理解に関する講義は、スクーリングで行うこと。
- (オ)養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、<u>知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設、</u>情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設で行うこと。
- ウ 研修科目の免除
- 工 研修期間

(ア)~(イ) 略

- (ウ)養育の内容及び方法の理解に関する科目については、スクーリング の期間は概ね3日間とすること。
- (エ) 略
- オ 養育実習

略

カ 受講期間の延長

- 4 更新研修
- (1) 略
- (2) 実施方法

都道府県は、養育技術の向上等を目的として<u>更新研修</u>を実施すること。

(3) 研修期間

概ね2日間とすること。

5 修了認定

- ・ (1)のアからウのいずれかに該当することを証明する書類
- · (イ) 都道府県は、受講の申込みをした専門里親希望者について書類審査を 行い、その受講の可否について、結果を専門里親希望者に通知しなけれ ばならないこと。

なお、研修を他に委託している都道府県にあっては、受講者リストを 作成し、委託先に連絡しなければならないこと。

イ 研修の方法

- (ア) 認定研修は、講義、演習及び実習により行うこと。
- (イ) 研修科目は、告示の別表に掲げるものであること。
- (ウ) 告示の別表の区分の欄に掲げるもののうち、養育の本質・目的及び対象の理解に関する科目に関する講義は、通信教育で行うこと。
- (エ)養育の内容及び方法の理解に関する<u>科目に関する</u>講義は、スクーリングで行うこと。
- (オ)養育実習は、児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設で行うこと。

ウ 研修科目の免除

児童相談所、乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童 自立支援施設において現に児童を処遇する職員として勤務している者又は 離職してから3年以内の者、その他被虐待児の処遇に関し十分な知識及び 経験を有し都道府県知事が適当と認めた者については、養育実習を免除で きること。

工 研修期間

- (ア)研修期間は、原則として、概ね3か月以上とすること。
- (イ)養育の本質・目的及び対象の理解に関する科目については、1か月間 に履修できる科目は3科目までとすること。
- (ウ)養育の内容及び方法の理解に関する科目については、スクーリングの 期間は、概ね3日間とすること。
- (エ)養育実習科目の実習期間は、のべ7日間とし、宿泊研修を1回は実施 しなければならないこと。

オ 養育実習

都道府県は、養育実習先の選定について、受講者と協議し、養育実習先 と調整を行うこと。

カ 受講期間の延長

受講年度で全課程を修了できなかった者については、次年度に限り、受講期間を延長して、未修了科目を受講することができること。

4 継続研修

(1) 対象者

専門里親の認定及び登録を受けている者

(2) 実施方法

都道府県は、養育技術の向上等を目的として継続研修を実施すること。

5 修了認定

6 その他

研修対象者のうち、3 (1) イ又はウに該当する者であって、養育里親の登録研修を受講していない者については、専門里親研修を修了したことをもって養育里親研修を修了したものとみなす。

(1) 修了認定

都道府県は、専門里親研修の課程を修了した者に対して、修了認定を行う こと。

(2) 修了証書の交付

都道府県は、専門里親研修の課程を修了した者に対して、修了証書を交付すること。

なお、専門里親研修の実施を他の機関に委託している場合には、委託先が 行う評価に基づいて修了認定を行い、修了証書を交付すること。

(3) 修了証書交付の記録

都道府県は、修了証書を交付したときは、その旨を適当な方法により記録 しておくこと。

(4) 修了証書の有効期間

修了証書の有効期間は、交付された日から2年間とすること。

平成20年12月

養育里親研修テキスト

- 〇このテキストは、都道府県、政令都市、児童相談所 設置市や里親支援機関が養育里親研修を実施する 際に、里親研修カリキュラム(例)に沿った研修内容の ポイントや進め方、講師の選定について参考にして いただくために作成したものです。
- 〇今後も、内容については適宜更新を行います。

厚生労働省 雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課

基礎研修カリキュラム

①里親制度の基礎 I

(里親養育論)

②保護を要する子どもの理解について

(養護原理)

③地域における子育て支援サービスについて (児童福祉論)

④先輩里親の体験談・グループ討議

(里親養育演習)

(5)実習

(養育実習)

①里親制度の基礎 I

研修のポイント

- →社会的養護~施設養護と家庭的養護
- →里親希望から登録までの流れ
- ↓里親の種類
- →里親の要件等

講師の例:児童相談所職員、里親支援機関職員

社会的養護とは?

- ■「社会的養護」とは、家庭において適切な養育を受けること ができない子どもに対し、公的責任の下で養育や保護を行う ことです。
- 社会的養護には、「施設養護」と「家庭的養護」があります。

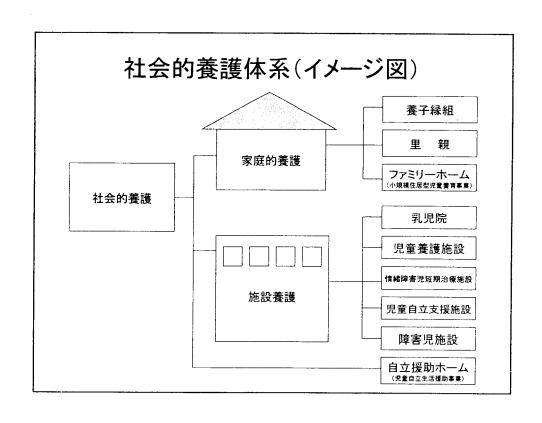
施設養護とは?

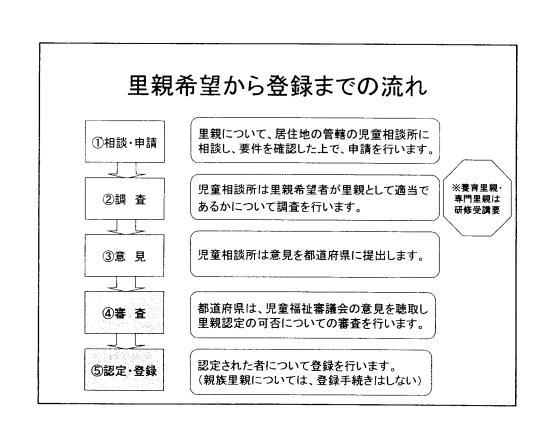
- ■「施設養護」とは、児童福祉施設における養育をいいます。
- 児童相談所が「入所措置」を行います。 (児童祉法第27条第1項第3号)
- 社会的養護を担う児童福祉施設には、「乳児院」、「児童養護施設」、「情緒障害児短期治療施設」、「児童自立支援施設」、「障害児施設」があります。
- 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム) ~施設を退所した児童または義務教育卒業後の自立支援 が必要な児童について、対象者の申し込みに応じて提供を 行います。

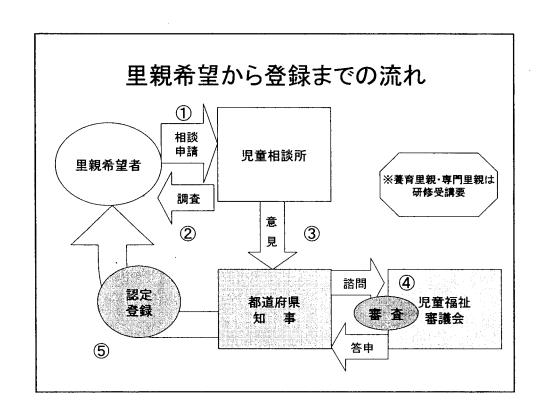
※対象年齢:義務教育終了後、20歳未満

家庭的養護とは?

- ■「家庭的養護」とは、家庭や家庭に近い形態における養育を いいます。
- 家庭的養護には、養子縁組によるものと、「里親」、「ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)」があります。
- ■「里親」や「ファミリーホーム(小規模住居型児童養育事業)」 についても、施設養護と同様、児童相談所が「委託措置」を 行います(児童祉法第27条第1項第3号)。







里親の種類

法律上の 規 定	養子縁組によっ するものその他 都道府県知事か	これに類っ	する者とし		養			育		里		親
里親の種類	養子縁組を 希望する者	親が	里 里	親	養	育	里	親	専	門	里	親
対象児童	要保護者のいない児童 (保護者で又は 保護者に監護 させる切である と認められる 児童)	次要①親こ②当す明なら期の保当等と 児該る、つの待要と 別談る、つの待での持続を対している。	記章 関係の 両を死亡の で変でである。 ででなり、 ででいまり、 ではり、 ではり、 ではり、 ではり、 ではり、 ではり、 ではり、	とでの監示表に育る	保な保さる不	議選のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	の又にとか	ハは護いる	児県に必のするりける児童知典を見る別では、	場の事しと 虚な重け見行 体神 はつが特別 622等 はなりまする できま	かるできます。おいている。そうないのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	道をがの記すにをする。又

44

里親の要件等

養育里親	専門里親	養子縁組によって 養親となることを 希望する里親
〇以下の①から③までのいずれにも該当すること のいずれにも該当すること ①研修※を受講していること ②養育里親を希望する 者及びその同居人が 欠格事由に該当しないこと ③経済的に困窮していないこと	〇以下の①かた⑤までのいずれにも該当すること ①次のアからウに掲げる要件のいずれかに該当すること ア 養育里親として3年以上委託児童の養育 の経験を有するものであること イ 3年以上児童福祉事業に従事した者で あって、都道府県知事が認めたものである こと ウ その他都道府県知事がア又はイと同等 以上の能力を有すると認定した者であること ②専門里親となることを希望する者及びその 同居者が養育里親の欠格事由に該当しない こと ③専門里親研修※を受講していること ④経済的に困窮していないこと ⑤委託児童の養育に専念できること	養子縁組によって 親となることと ただし、養育里親の 欠格事由に護児童の 欠格事のは など要するもれないと認め に表する。 に表する。 に表する。 に表する。 に表する。 に表する。 に表する。 に表する。 に表する。 にある。 にも。 にもる。 にも。 にも。 にも。 にも。 にも。 にも。 にも。 にも
登録の有効期間:5年 更新研修の受講要	登録の有効期間: 2年 更新研修の受講要	こついでは免除規定あり

②保護を要する子どもの理解について

研修のポイント

- ■保護を要する子どもの現状
- **↓**児童虐待問題

講師の例:児童相談所職員、里親支援機関職員

保護を要する子どもの現状

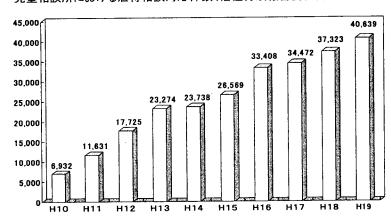
児童相談所における養護相談の状況(平成19年度福祉行政報告例より)

	_	養護理由		- II		離婚	傷病	家 庭	環境	その他	計	%				
対	応		_	家 出	死亡	用比 >E	AE 75	AE XE	用比 >E	AE YE	1860 7P1	虐待	その他	(0)	91	,,,
児童	福祉	施設に	 入所	192	109	131	1,265	3,913	2,373	1,068	9,051	10.8%				
里	親	委	託	42	42	21	147	345	344	238	1,179	1.4%				
面	接	指	導	758	210	887	5,346	33,628	16,929	8,101	65,859	78.9%				
そ		מ	他	83	42	85	405	3,424	1,614	1,763	7,416	8.9%				
	ı	——— H		1,075	403	1,124	7,163	41,310	21,260	11,170	83,505					
		%		1.3%	0.5%	1.3%	8.6%	49.5%	25.6%	13.4%						

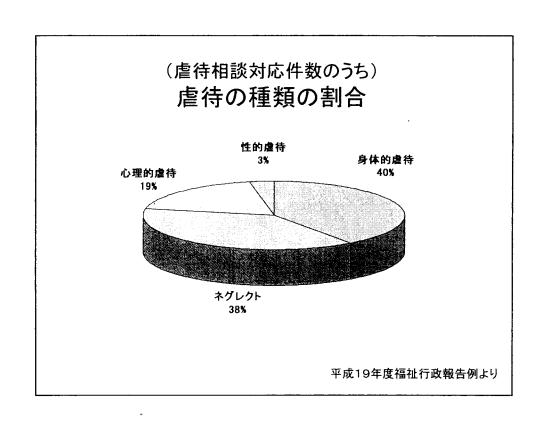
- ■養護相談の理由の全体の割合のうち家庭環境の虐待が約半数、家庭環境の その他が約4分の1
- ■養護相談が行われたうち、施設入所となる割合は10.8%、里親委託は1.4%

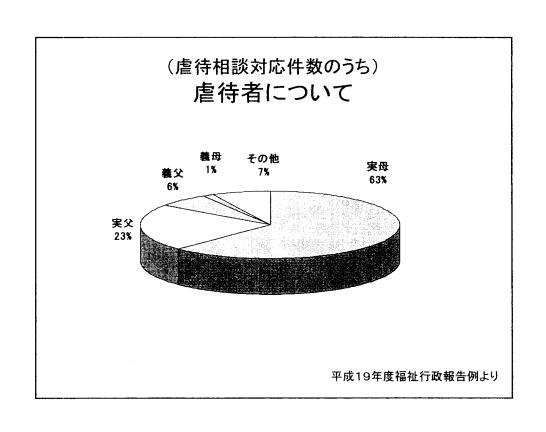
児童虐待問題

• 児童相談所における虐待相談対応件数(福祉行政報告例より)

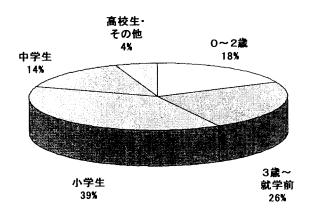


■虐待相談対応件数は増加の一途をたどり、平成19年度については、4万件を越えています。





(虐待相談対応件数のうち) 被虐待児童の年齢構成



平成19年度福祉行政報告例より

児童虐待が及ぼす子どもへの影響

- 身体的暴力による生命の危険、外傷による障害等
- ネグレクトによる栄養や刺激の不足による発育不良や 発達の遅れ
- 虐待を受ける体験によりトラウマ(心的外傷)を抱えることから、様々な行動上の問題や精神症状等の出現
- 安定した愛着関係を形成できないことによる対人関係の 持ちにくさ
- 虐待に加え、受容・評価されないことによる自尊心の 欠如(低い自己評価)

③地域における子育て支援サービス

研修のポイント

↓地域における子育で相談・各種支援サービス等

講師の例:児童相談所職員、里親支援機関職員 市町村職員

地域における子育て支援サービス(1)

- 市町村における児童家庭相談 平成17年度より、住民により身近な市町村において、児童家庭相談及び 児童虐待通告の受理を行うことが児童福祉法上位置づけられ、相談・支援 や通告の受理を行っています。
- 市町村における母子保健相談援助(保健センター等) 子どもの健康や発達についての地域における相談窓口で、保健師等の 保健指導や必要に応じ医療機関への紹介を行います。また、乳幼児健康 診査や、予防接種も実施しています。
- 障害福祉サービス 都道府県において身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健手帳の 発行、市町村において各種在宅サービスの相談・申請を行っています。
- 民生委員・児童委員 地域の子どもや妊産婦の健康状態、生活状態を把握し、相談を受けると ともに、必要な支援を受けられるように関係機関との連絡調整を行なって います。

地域における子育て支援サービス(2)

- 地域子育て支援拠点事業
 - ①ひろば型 常設のひろばを開設し、子育て家庭の親と子どもが気軽に集い、 相互に交流を図る場を提供するもの
 - ②センター型 子育て全般に関する専門的な支援拠点
 - ③児童館型 児童館、児童センターで親子の交流やつどいの場を提供するもの
- ファミリー・サポート・センター事業 市町村がファミリー・サポート・センター(地域において子どもの預かり等の 援助を行いたい者と援助を受けたい者からなる会員組織)を設立して、 その会員による相互援助活動に対する支援を行うもの
- 子育て短期支援事業
 - ①短期入所生活援助(ショートステイ)事業 保護者が疾病、疲労・育児不安等の身体・精神的な事由、出産・看護等家庭 養育上の事由、冠婚葬祭等の社会的な事由、経済的問題等で緊急一時的に 母子保護を必要とする場合に、原則7日以内で保護を行うもの
 - ②夜間養護(トワイライト)事業 保護者が、仕事その他の理由により平日の夜間又は休日に不在となり、家庭 において児童を養育することが困難な場合に児童福祉施設等で保護し、生活 指導や食事の提供等を行うもの

地域における子育て支援サービス(3)

- ■乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業) 乳児がいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、 その居宅において様々な悩みを聞き、子育て支援に関する必要な 情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサー ビス提供に結びつけることにより、子どもの健やかな育成を図るもの
- ■養育支援訪問事業
- 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・保育士 等がその居宅を訪問し、養育に関する指導・助言を行うことにより、 当該家庭の適切な養育の実施を確保するもの

④先輩里親の体験談・グループ討議

研修のポイント

↓グループディスカッションの流れ(例)

講師の例:児童相談所職員、里親支援機関職員 里親

グループディスカッションの流れ(例)

- ① 主催者(事務局又はコーディネーター)より研修の目的と流れについて説明
- ② 先輩里親の体験談(里親志望動機、受託の経緯、体験)
- ③ グループディスカッション
 - ※ 参加者の人数により、話しやすい人数にグループ分けを行います。
 - ※ 事務局スタッフ、里親、児童相談所職員、里親支援機関職員等がグループでの 進行を行います。
 - 1)参加者自己紹介(里親志望動機、どんな里親になりたいか等も含めて)
 - 2)参加者から先輩里親への質問(体験談について、不安なこと、気になっていること)
 - ・テーマを設定し、ディスカッション
 - ※テーマ例:「社会的養護における里親に求められる役割」 「子どもを迎えるにあたっての心構え」 「子どもとの愛着関係について」 「委託後によくみられる子どもの行動と対応方法について」 など
- ④ まとめ

主催者(事務局又はコーディネーター)よりディスカッションで話し合われた内容について要約し、里親に必要な知識やノウハウについてのポイントを説明します。

⑤実習

研修のポイント

⇒実習の内容(施設見学を中心に)

講師の例:児童福祉施設職員

実習の内容(施設見学を中心に)

(実習の流れの例)

- ・ 施設職員による施設の概要説明
- 施設見学
 - ※ 動きやすい服装で参加しましょう。
 - ※ 見学中心ですが、可能であれば、おやつの時間など、子どもたちと 交流ができる時間を確保するなどの工夫を行います。

- 1

認定前研修カリキュラム

①里親制度の基礎Ⅱ

(里親養育論)

②里親養育の基本

(里親養育論)

③子どもの心

(発達心理学)

④子どもの身体

(小児医学)

⑤関係機関との連携

⑥里親養育上の様々な課題

(里親養育援助技術) (里親養育援助技術)

(里親養育援助技術)

⑦子どもの権利擁護と事故防止 8里親会活動

(里親養育援助技術)

⑨先輩里親の体験談・グループ討議 (里親養育演習)

10)実習

(養育実習)

①里親制度の基礎Ⅱ

研修のポイント

→里親が行う養育に関する最低基準

講師の例:児童相談所職員、里親支援機関職員

里親が行う養育に関する最低基準(1)

- ・ 第1条 この省令の趣旨
- ・ 第2条 最低基準の向上
- ・ 第3条 最低基準と里親
- ・ 第4条 養育の一般原則
- ・ 第5条 児童を平等に養育する原則
- ・ 第6条 虐待等の禁止
- ・ 第6条の2 懲戒に係る権限の濫用禁止
- · 第7条 教育
- · 第8条 健康管理等
- · 第9条 衛生管理
- ・ 第10条 自立支援計画の遵守

※省令本文を配布の上説明のこと

里親が行う養育に関する最低基準(2)

- · 第11条 秘密保持
- ・ 第12条 記録の整備
- ・ 第13条 苦情等への対応
- ・ 第14条 都道府県知事への報告
- ・ 第15条 関係機関との連携
- ・ 第16条 養育する委託児童の年齢
- ・ 第17条 養育する委託児童の人数の限度
- ・ 第18条 委託児童を養育する機関の限度
- ・ 第19条 再委託の制限
- ・ 第20条 家庭環境の調整への協力

※平成21年4月1日以降の改正を踏まえたもの 現時点の案

②里親養育の基本

研修のポイント

- →受託から措置解除までの流れ(マッチング・交流・受託・解除・措置変更・一時保護)
- ↓里親委託に伴う諸手続、制度利用等(住民票異動・ 転入学・保険証・レスパイトケア等)

講師の例:児童相談所職員、里親支援機関職員

受託から措置解除までの流れ(1)

→ 受託までの流れ

①マッチング	・児童相談所が里親委託が適当であると判断した子どもについて、子どもの状態や背景、年齢、必要な委託期間等を考慮し、子どもにとって適切な里親との組み合わせを検討します。 ・里親については、年齢、受託経験、実子・受託児童の有無、実子・受託児童の性別、年齢等、家族状況等を考慮します。
②委託についての打診 (依頼)	・児童相談所は、子どもにとって適切であると判断した里親に、委託について打診(依頼)し、意向の確認をします。
③面会 (初回)	・子どもとの面会を行い、里親と子どもがお互いに関係が持てるか どうかについての確認をします。
④受託についての 意志決定	・受託するかどうかについて、里親自身の意志に加え、家族の同意、 体調や家庭内の状況を踏まえ、決定します。
⑤交流 (面会、外出、外泊)	・受託に向けて、子どもとの関係づくりを行うために、施設等での 「面会」→施設等からの「外出」→里親宅への「外泊」と関係の 状況に応じ段階的に交流をすすめていきます。
⑥正式に受託	·交流を通じ、里親、子ども両方の意向や関係の状況から判断し、 児童相談所の正式な里親委託決定にもとづき、受託します。

受託から措置解除までの流れ(2)

▲ 受託後の流れ

				The second secon
	時	保	護	里親委託中に何らかの理由で急に養育ができなくなった場合等に、 児童相談所の判断により「一時保護」を行うことがあります。 (理由) 里親の家庭の事情、子どもの家庭の事情、子どもの状態の悪化、 養育困難、里親による不適切な養育があった場合など
委	託	解	除	様々な理由により里親家庭で養育ができなくなった場合や、子どもが 家庭に引き取られたり、就職等で自立する場合、養子縁組が成立した 場合、児童相談所が里親や子ども、子どもの保護者の意見を聴取した 上で委託解除についての判断を行います。
措	置	変	更	委託解除後も引き続き、社会的養護における養育を継続して行う必要がある場合には、児童福祉施設(乳児院、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設、児童自立支援施設、障害児施設等)や他の里親に再度入所又は委託することを措置変更といいます。

里親委託に伴う諸手続・制度利用等(1)

▲ 児童相談所からの書類

里親委託(措置)決定通知書	児童相談所が児童福祉法第27条第1項第3号にもとづく措置を 決定したことについての書類
	※受託について公的に証明する文書にもなります。
母子健康手帳	出生前後の状況や、発達や乳幼児健康診査の状況、予防接種 等の記録
保険証·受診券	・保護者の保険証がある場合は、遠隔地被扶養者証と受診券 (自己負担分公費負担) ・保護者の保険証がない場合は、受診券のみ(全額公費負担)
転出証明書	前住所地の役所が発行する証明書 ※転入手続要
教科書給与証明書·在学 証明書	義務教育年齢の児童の場合、在籍していた学校で転出時に発 行するもの ※学校の転入手続の際必要
自立支援計画	里親委託の目的や委託期間、養育上の留意点等
児童記録の抜粋、要約	子どもの養育に必要な情報(生育歴、子どもの状態、保護者の 状況等)についての児童記録の抜粋や要約
その他	子どもにより、外国人登録証明書、障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神保健福祉手帳)

里親委託に伴う諸手続・制度利用等(2)

◆ 必要な手続き

住民票の転入	・前住所地の役所が発行した「転出証明書」が必要 ・子どもの住民票続柄欄の記載については、「縁故者」とします。 (14日以内)
学校等の転入	・住民票の転入手続きをすると、役所から「学校指定通知書」が 発行されます。 ・在籍していた学校が転出時に発行した教科書給与証明書と 在学証明書を、指定された学校に提出 ※幼稚園や高等学校、専門学校の手続きについても、所定の 手続きが必要
外国人登録住所変更届	・子どもが外国人登録を行った役所に住所変更の届出を行います。(14日以内)※児童相談所や保護者が手続き
障害者手帳住所変更届	・里親の居住地の役所の障害福祉担当窓口に住所変更の届出 を行います。
扶養控除申請	・里親に委託されている子どもは、所得税法上の扶養親族とされ、扶養控除の対象になるため、住所地を管轄する税務署で申告手続きを行います。

里親委託に伴う諸手続・制度利用等(3)

→ 利用できる制度

レスパイトケア	・委託児童を養育している里親家庭が一時的な休息のための援助 を必要とする場合に、乳児院、児童養護施設等又は他の里親が 委託している子どもの養育を行います(年7日以内)。 ・児童相談所(都道府県)または里親支援機関に申し込みを行います。
パスポートの申請	里親の署名で委託されている子どものパスポート申請が可能 【通常の必要書類以下の書類を提出】 ①里親登録証(原本を提示し、写しを提出) ②里親委託(措置)決定通知書(原本を提示し、写しを提出) ③事情説明書(海外渡航の目的)
保育所の利用	里親の就労等により、里親に委託されている子どもが保育に欠けることとなった場合に、子どもの最善の利益の観点から、子どもがその里親に委託を継続することが適切と認められる場合には、保育所の利用が可能です。 ※児童相談所とよく相談してください。(費用徴収(保育所の保育料)は免除)
障害児通園施設の利用	子どもの障害により、知的障害児施設、難聴幼児通園施設、肢体不自由児施設において専門的な療育・訓練を受けることが必要な場合は、通所指導の訓練を受けることが可能です。 ※児童相談所とよく相談してください。 (費用徴収は免除)

③子どもの心

研修のポイント

- ↓子どもの心理発達(情緒面・愛着関係)
- ↓委託児童によくみられる行動特徴と対応上の留意点 (ためし行動、退行、分離不安等)
- ♣特別な配慮を要する子どもへのケア(知的障害、 発達障害、被虐待児童)

講師の例:児童相談所職員、里親支援機関職員 児童精神科医、臨床心理士

子どもの心理発達

- 乳児期
 - ・特定の養育者との関係の中で、愛着関係や基本的信頼感を形成する 重要な時期

(エリクソンの発達理論、ボウルビィのアタッチメント(愛着)理論 など)

- 幼児期
 - ・自我の芽生え
 - ·反抗期
 - ・他の子どもへの興味
- 学童期
 - ・集団への適応
 - ・勤勉性の獲得
- 思春期~青年期
 - ·第二次性徵
 - ・異性への関心
 - 情緒の混乱、危機
 - ・自立への準備

T

委託児童によくみられる行動と対応上の留意点

■ 仮性適応

・委託直後、急激な環境の変化による緊張や不安のため、表面的に環境に適応しようとすることにより、一見「お利口さん」のような印象を受けますが、無理をしているため続かず、様々な行動化を示します。

■ 試し行動

- ・里親が本当に自分をどこまで受け入れてくれるのかを試す行動、いわゆる「試し行動」が出現します。これは、本来、子どもが親との間で築く基本的信頼関係を、新しい養育者との間で愛情を取り戻し、新たに基本的信頼関係を築くために必要な行動になります。
- ・里親はできるだけ子どもの行動を受け入れるとともに、子どもとの関係ができてくるのを見ながら、少しずつ適切な行動について伝えるようにしましょう。
- ・この時期は、里親にとって試練の時期になります。子どもの育ってきた環境によっては、かなりひどい行動化になることがあります。抱え込まずに、児童相談所や里親支援機関、先輩の里親さんに相談しながら対応しましょう。

(試し行動の例)

- 〇過食 〇里親から離れない(分離不安) 〇里親を困らせる行動
- ○怒りの爆発 ○赤ちゃん返り

特別な配慮を要する子どもへのケア(1)

■ 知的障害について

- ・知的障害とは、知的な能力の遅れで、児童相談所における心理検査(知能検査等)により、「知的障害」と診断されたものです。
- ・委託当初より、知的障害が判明している場合や、子どもが成長する中で「知的障害」があるのではないかという疑いがあり、心理検査を実施したところ、「知的障害」が 判明する場合があります。
- ・子どもによって、知的障害の程度や能力の傾向は様々です。子どもの成長に応じ、 定期的に児童相談所で心理検査を受け、能力の伸びや得意なところと苦手なところ などについて理解し、日常的な生活場面での留意点、学習面での留意点を把握して おくことが重要です。
- ・子どもの能力や状態等に応じて特別支援学級や、特別支援学校の利用についても、児童相談所や学校とよく相談しましょう。

■ 療育手帳について

・子どもの障害の程度に応じた福祉サービスを受けるための手帳です。 お住まいの市町村の福祉事務所で申請し、児童相談所で検査を受けます。 既に実親が手帳取得の手続きをしている場合もありますが、里親委託後に知的障害 が判明し、新たに取得が必要な場合については、実親から申請手続きをするのか、 里親が申請続きをするのかについては、児童相談所に相談の上決めましょう。

特別な配慮を要する子どもへのケア(2)(1)

■ 発達障害について

〇発達障害の定義 ~ 発達障害者支援法第2条

この法律において「発達障害」とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性 発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であっ てその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

■ 発達障害児への対応について

・発達障害による特有の発達状況や行動の特徴に加え、個々の子どもによって、発達の状態は 様々です。子どもの成長に応じ、定期的に児童相談所で心理検査を受け、能力の伸びや得意な ところと苦手なところなどについて理解し、日常的な生活場面での留意点、学習面での留意点を 把握しておくことが重要です。

・子どもの能力や状態等に応じて特別支援学級や、特別支援学校の利用についても、児童相談 所や学校とよく相談しましょう。

・発達障害そのものによる一次的な障害のために、周囲への適応がうまくできないことから、情 緒的な問題や行動上の問題に至ること(二次障害)があります。このような場合は、児童相談所 に早めに相談しましょう。

- ・学習障害のため、学力不振になり、不登校になってしまう
- ・広汎性発達障害の特徴である対人関係がうまくいかないことから、被害的に受け止めること により、精神的に不安定になる

特別な配慮を要する子どもへのケア(2)(2)

- 学習障害とは?(LD:learning disabilities) 学習障害とは、基本的には全般的な知的能力に遅れはないが、聞く、話す、読む、 書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示す 様々な状態を指すものである。学習障害は、その原因として、中枢神経系に何らかの 機能障害があると推定されるが、視覚障害、聴覚障害、知的障害、情緒障害などの 障害や、環境的な要因が直接の原因になるものではない。 出典:学習障害及びこれに類似する学習上の困難を有する児童生徒の指導方法に関する 調査協力者会議(1999)「学習障害児に対する指導について(報告)」
- 注意欠陥多動性障害とは?(ADHD:attention deficit /hyperactivity disorder) ADHDとは、年齢あるいは発達に不釣り合いな注意力、及び/又は衝動性、多動性を特徴とする行動の障害で、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので ある。 また 、7歳以前に現れ、その状態が継続し、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があ るため、アルス (1) によれて、その人はからに対して、「中国 (1) によって、アルス (1) によって、ア の在り方について(最終報告)」

■ 高機能自閉症とは?

同1度形 日間地 Cld: 高機能自閉症とは、3歳位までに現れ、他人との社会的関係の形成の困難さ、言葉の発達の遅れ、興味や関心が狭く特定のものにこだわることを特徴とする行動の障害である自閉症のうち、知的発達の遅れを伴わないものをいう。また、中枢神経系に何らかの要因による機能不全があると推定される。出典:特別支援教育の在り方に関する調査研究法協力者会議(2003)「今後の特別支援教育の在り方に関する調査研究法協力者会議(2003)「今後の特別支援教育のなり方について(最終報告)」 の在り方について(最終報告)」

特別な配慮を要する子どもへのケア(3)

- 虐待を受けた子どもへのケア
 - ○子どもの背景についての理解 子どもの家族関係や虐待経験など、子どもの背景についてよく理解することが、子どもの 状態や行動の理解につながります。
 - ○安心感を与える まず、里親家庭が安全で守られているという安心感を与えることが重要です。
 - ○基本的信頼関係の構築 特定の養育者との間で愛着関係を形成し、基本的信頼関係を構築することが子どもの 健全な育成を図る上で非常に重要です。
 - ○自己評価を高める 虐待行為や否定される体験により、自己評価が低くなっているため、ほめる、大切な存在 であることを伝えるなどにより、自己評価を高めることが重要です。
 - ○里親自身の心の状態を安定させる 虐待を受けたことによる影響から、様々な問題行動や里親の負担になる言動がみられる ため、心の状態を安定させることが重要です。
 - ○児童相談所や里親支援機関等への相談や専門的なケアの検討 子どもへの対応について、児童相談所や里親支援機関への相談を行い、助言を求めたり、 その中で必要に応じ心理ケアなどの専門的なケアも考慮することが必要です。

④子どもの身体

研修のポイント

- →子どもの健康管理
- ↓子どもの栄養管理(食育)
- →乳幼児健診、予防接種など

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員 児童福祉施設職員、小児科医、 保健師、看護師、栄養士

子どもの健康管理

- 受託前に子どもの健康状態について、児童相談所より、出生時の状況 や基礎疾患の有無、既往症、予防接種の状況等についてよく確認して おきましょう。
- 自宅から近いところに、気軽に相談できる「かかりつけ医」を持つように しましょう。
- 子どもは急に症状が変化しやすく、病状の予測がつきにくいことも多いた め、日頃からかかりつけ医との関係を十分作っておくと同時に、夜間・休日に受診が可能な医療機関を確認しておくことも重要です。
- 年齢に応じた栄養、水分の補給、保温(衣類の調節、室温の管理、寝具 の調整)、運動等について配慮しましょう。
- 病気になる前の予防を心がけましょう(規則正しい生活リズム、栄養の バランスのとれた食事、手洗い・うがいの励行、歯磨き、予防接種など)
- 手術など治療方針によっては実親の承諾が必要な場合もありますので、 児童相談所と十分連携することが必要です。

子どもの栄養管理~食育(1)

- 食を通じた子どもの健全育成(いわゆる「食育」)のねらい及び目標 (1)「食育」のねらい
 - 現在をいきいきと生き、かつ生涯にわたって健康で質の高い生活を送る基本としての食を営む力を育てるとともに、それを支援する環境づくりを進めること。
 - (2)食を通じた子どもの健全育成の目標 ●食事のリズムがもてる ●食事を味わって食べる

 - ●一緒に食べたい人がいる

 - ●食事づくりや準備に関わる ●食生活や健康に主体的に関わる
- 食を通じた子どもの健全育成からみた発育・発達過程に関わる特徴
 - (1)心と身体の健康
 - (2)人との関わり
 - (3)食のスキル
 - (4)食の文化と環境

※「食を通じた子どもの健全育成(ーいわゆる「食育」の視点からー)のあり方に関する検討会」報告書より抜粋

子どもの栄養管理~食育(2)

- 発育・発達過程に応じて育てたい"食べる力"
- (1)授乳期・離乳期ー安心と安らぎの中で食べる意欲の基礎づくりー

 - 〇安心と安らぎの中で母乳(ミルク)を飲む心地よさを味わう 〇いろいろな食べ物を見て、触って、味わって、自分で進んで食べようとする
- ○いろいろは長へ物を見て、触って、味わって、自分で進んでま
 (2) 幼児期一食べる意欲を大切に、食の体験を広げよう一
 ○おなかがすくリズムがもてる
 ○食べたいもの、好きなものが増える
 ○家族や仲間と一緒に食べる楽しさを味わう
 ○栽培、収穫、調理を通して、食べ物に触れはじめる
 ○食べ物や身体のことを話題にする
- ○食べ物で分体のことで品超にする
 (3)学童期一食の体験を深め、食の世界を広げよう一
 ○1日3回の食事や間食のリズムがもてる
 ○食事のバランスや適量がわかる
 ○家族や仲間と一緒に食事づくりや準備を楽しむ
 ○自然と食べ物との関わり、地域と食べ物との関わりに関心をもつ
 ○自分の食生活を振り返り、評価し、改善できる
- (4)思春期-自分らしい食生活を実現し、健やかな食文化の担い手になろう-

※「食を通じた子どもの健全育成(一いわゆる「食育」の視点から一)のあり方に関する検討会」報告書より抜粋

乳幼児健康診査

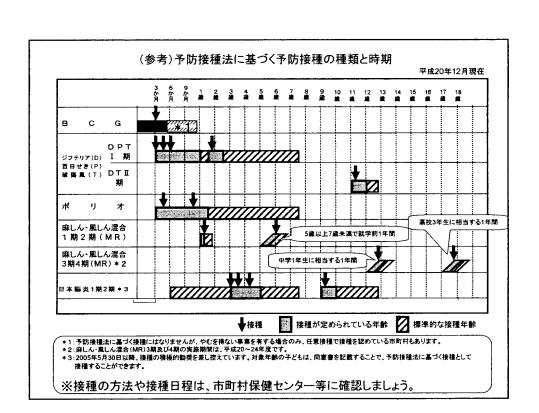
乳幼児健康診査は、市町村が乳幼児に対し行う健康診査であり、発達や健康 状態を把握するために非常に重要であり、必ず受診しましょう。

※市町村により実施時期や内容については異なる場合あり

	主な目的	内 容
3~4か月健診	発育の確認、首のすわりなどの発 達の確認、育児支援	問診、身体計測、医師診察、栄養相 談、育児全般についての相談 など
乳児後期健診(9か月~1歳)	発育の確認、お座りなどの発達を 確認、育児支援	問診、身体計測、医師診察、歯の手 入れ等について、離乳食等栄養に ついて、育児全般についての相談 など
1 歳 半 健 診	発育の確認、ひとり歩きなどの運動面やことばの発達などについて確認、育児支援	問診、身体計測、医師診察、歯科 (診察・指導・フッ素塗布)、栄養相談、 育児全般についての相談、ことばの 相談 など
3 歳 児 健 診	発育の確認、運動面やことばの発達などについての確認、育児支援	問診、身体計測、尿検査、医師診察、 歯科(診察・指導・フッ素塗布)、栄養 相談、育児全般についての相談、こ とばの相談 など

予防接種

- 予防接種を受けることについての実親の承諾について、児童相談所によく確認しましょう。
- 感染症予防のために、予防接種は効果が高いため、できるだけ予防 接種を受けるようにしましょう。
- 接種方法や接種日程については、市町村の保健センター等に確認しましょう。
- 持病があったり、体調や体質で気になることがあれば、接種前にかかりつけ医又は接種医に相談しましょう。
- 体調の良い時期に受けましょう。
- 接種の際には、母子健康手帳を持参しましょう。再発行が必要な場合には、最寄りの市町村に相談しましょう。



⑤関係機関との連携

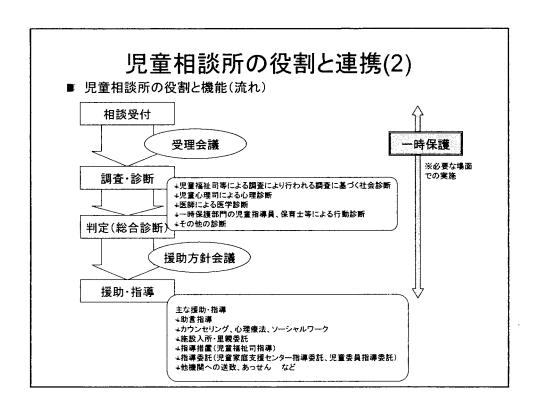
研修のポイント

- ↓児童相談所の役割と連携
- ◆里親支援機関の役割と連携
- →学校、幼稚園等との関係
- →保健・医療機関との連携
- →児童福祉施設との連携

講師の例:児童相談所職員、里親支援機関職員

児童相談所の役割と連携(1)

- 児童相談所とは
 - ・児童福祉法第12条の規定に基づき都道府県及び指定都市に設置が 義務づけられている児童福祉の専門機関
 - ※中核市は任意設置
- 児童相談所における相談内容
 - ・養護相談 ~ 保護者の家出、離婚、入院等家庭での養育が困難 あるいは虐待、親権を喪失した等の子どもに関する相談
 - ・保健相談 ~ 子どもの疾患に関する相談
 - ・障害相談 ~ 子どもの障害に関する相談(肢体不自由、視聴覚障害、 言語発達障害等、重症心身障害、知的障害、自閉症)
 - ・非行相談 ~ 家出、暴力、窃盗、傷害など非行に関する相談
 - ・育成相談 ~ 性格行動、不登校、適性、育児・しつけに関する相談
 - ・その他の相談 ~ 上のいずれにも該当しない相談 里親希望に関する相談も含まれる
- 児童相談所のスタッフ 児童福祉司、児童心理司、医師、保健師、児童指導員、保育士 など



児童相談所の役割と連携(3)

- 児童相談所における里親支援例
 - ・対象となる子どもの特定→マッチング→交流時の支援→委託決定
 - ・自立支援計画の策定
 - ・養育に関する相談

【相談後、必要に応じて】

- ・子どもの診断(心理診断、医学診断)
- ・子どもの指導・治療(心理治療)
- ・緊急な場合の一時保護、措置変更
- ・実親への指導・連絡調整
- 児童相談所との連携
 - ・日常的に里親や子どもの状態についての情報共有が不可欠
 - ・実親への対応方法については、十分相談しておく
 - ・緊急時の対応連絡手段や、レスパイトなどについて普段から相談しておく

里親支援機関の役割と連携

■ 里親支援機関の役割

里親支援機関は、都道府県や児童相談所設置市からの委託を受け、里親制度についての広報啓発や育成、里親への支援を行う機関です。

(具体的な活動内容)

- ・里親の開拓(里親制度の広報啓発、キャンペーン、講演会など)
- ・里親への研修(認定前研修、更新研修)
- ・マッチング
- ・里親家庭への訪問指導、養育相談
- ・里親同士の交流促進(里親サロンなど)
- ・レスパイト・ケアの調整

■ 里親支援機関への相談、利用

児童相談所に利用可能な里親支援機関やその所在地や連絡先等を確認し、 相談や上記のような様々なサービスを利用することができます。

学校・幼稚園等との連携

- 子どもについての情報の共有と日常的な連携の重要性
 - ~子どもが学校や幼稚園等でうまく適応するために、適切に配慮をしてもらう必要があり、必要に応じ情報を共有し、日常的にも連絡を取り合うなどの連携が必要です。また、状況に応じ児童相談所も一緒に協議することも必要です。

【協議をしておくべき内容】

- ・里親制度についての理解を求めるための説明
- ・子どもの状態について(生い立ち、健康状態、発達、問題行動、配慮を要する 事項等)
- ・実親との関係について(面会通信の制限を行っている場合、保護者に子ども の居所を秘匿している場合、保護者との交流がある場合の留意点など)
- ・学校での呼び名(実名にするのか、里親の氏にするのか)
- ・里親の呼び方(お父さんお母さん、おじさんおばさん など)
- ・学習面での必要な配慮
- ・友人関係での必要な配慮
- ・行事への参加について(里親の参加、実親の参加など)

■ 緊急時の対応

~学校で子どもが問題行動を起こす、不慮の事故にあう、面会通信の制限をしている保護者が突然訪ねてくるなど緊急時に連絡を取り合う状況を想定し、緊急時の連絡方法や対応方法について日頃から確認しておくことが必要です。

保健・医療機関との連携

- 保健機関との連携(保健センター・保健所)
 - ・子どもの健康や発達についての地域における相談窓口で、保健師等の保健指導や必要に応じ医療機関への紹介を行う機関
 - ・乳幼児健診や予防接種についての相談

■ 医療機関との連携

- ・自宅から近いところに、気軽に相談できる「かかりつけ医」を持つようにしましょう
- ・子どもは急に症状が変化しやすく、病状の予測がつきにくいことも多いため、 日頃からかかりつけ医との関係を十分作っておくと同時に、夜間・休日に受診 が可能な医療機関を確認しておくことも重要です。
- ・子どもに持病があったり、服薬や通院等継続的な医療ケアが必要な場合には、 委託の際に児童相談所や、子どもの入所している施設から子どもの状態を 確認した上で、必要に応じ、以前から治療を受けている医療機関からの里親の 住所地に近い医療機関に紹介をしてもらうなど(紹介状の発行)も検討します。
- ・主治医とは、子どもの日常的な状況についての情報交換を十分とるように努め、 急な病状の変化があった場合の対応についてもあらかじめ話し合っておくこと が必要です。

児童福祉施設との連携

- 児童福祉施設と里親の連携
 - ・受託前に子どもが児童福祉施設に入所していた場合は、マッチングや交流の時期から児童福祉施設と十分に連携することが必要です。
 - ・子どもの発達状態、発育、体質、食べ物の嗜好や衣類や遊具の好み、 ぐずったときにあやすこつなど、子どもを養育する上での情報について 十分聞いておくことが必要です。
 - ・保護者の面会や外泊等の交流がある場合には、保護者対応の留意点も聞いておくことが重要です。
 - ・子どもを受託した後も、児童福祉施設は退所後の児童のアフターケアの役割も位置づけられており、養育上の相談も行うことができます。
 - ・レスパイトのために、子どもを一時的に児童福祉施設を利用することも可能なため、児童相談所や里親支援機関と相談の上、子どもについての情報を伝えるなど十分な連携が必要です。

⑥里親養育上の様々な課題

研修のポイント

- ↓実親とのかかわりにおける留意点
- ↓真実告知
- →ルーツ探し
- ☀性の問題

講師の例:児童相談所職員、里親支援機関職員 児童福祉施設職員、里親

実親との関わりにおける留意点

- 子どもの家庭背景は様々で、虐待の状況から実親に委託先を秘匿しているものから、一定期間の養育の後には家庭復帰するものもあり、個々の事例に応じた対応が求められます。
- マどもの状況に応じた児童相談所の方針に従い、 ・実親の対応は児童相談所のみで行い、里親は行わない事例 ・実親の面会や通信の制限を行っている事例 ・家族再統合に向けて実親の面会や外泊を行い、親子関係づくりを 支援する事例 など、事例に応じ、里親としてどのように関わるべきなのかについて、 確認しておくニンが必要です 確認しておくことが必要です。
- 子どもの成長にとって、実親との関係づくりは不可欠であり、里親は、 実親と子ども両方に支援が可能なことから、重要な役割を担っています。
- ただし、実親との間で、トラブルが生じることもあるため、その際はトラブルが大きくなる前に、児童相談所に早めに相談することが必要です。

真実告知

- 委託時の子どもの年齢が高い場合など、既に里親に委託されることを子どもが理解している場合は別ですが、ものごころがついていない時期に委託された場合は、適切な時期に、里親が育ての親であることを伝えること「真実告知」が必要です。
- 時期については、できるだけ小さいうちから、子どもの理解度に応じ 段階的に行うことが必要です。その際、
 - ・里親と子どもの関係が安定していること
 - ・子ども自身の状態が安定していることが条件になります。
- 伝え方については、実親がやむをえない事情があって育てることができなくなったが、里親が子どもを育てることを心から望んで子どもが 里親家庭に来ることになったこと、里親にとって子どもが大切な存在であることを伝えることが重要です。
- 家庭の事情や、実親の状況についての伝え方については、今後の 方針や実親との関係に関わることのため、児童相談所とよく相談して おくことが必要です。

ルーツ探し

- 里親委託されている子どもは、一般家庭で育ってきた子どもと違い、 自分の生い立ちや家族についての情報が乏しいことが多く、どのよう にして自分が生まれ、どこで育ってきたのか、実の親は今どこにいる のかなどの自分のルーツを知りたいという気持ちを強く持つことが、 個人差はありますが、しばしば見られます。
- 子ども自身が自分が存在する意味を考えたり、自分の置かれた状況を受け入れるために大切なプロセスのため、子どもの気持ちを十分聞いた上で、どのように対応すべきかを考えることが重要です。
- 子ども自身の生い立ちや家族の状況が、聞くに耐えない悲惨な状況であることも実際にはあることから、誰からどのように伝えるのがいいかについては、児童相談所とよく相談しましょう。
- 子どもによっては、全く音信不通となっている親に会いに行くことを 希望するようなこともあります。会うことによって子どもが傷ついて しまうようなことも考えられるため、子どもの状態や年齢等も考慮し、 児童相談所と、子どもにとってどう支援するのがいいかについて十分 相談し、子どもともよく話をした上で、対応の方法について決定しま しょう。

性の問題

- 男の子では小学校高学年位、女の子では、小学校4年生前後から、いわゆる第二次性徴が出現し、体つきが変わり、初潮や精通現象が見られるようになります。
- 学校でも、性教育は行われていますが、年齢や身体の変化に応じ、日常の中で同性の里親から処置の方法について教えることが必要です。
- 最近の状況として、テレビや雑誌、インターネットなどにおいて性的な情報が氾濫しており、性的な興味・関心が高くなり、性体験が低年齢化する傾向にあります。
- また、性的虐待を受けた子どもにおいては、日常生活の中で年齢にあわない性的な言動や、逆に異性との接触を極端に嫌がるなどの特徴が見られることがあります。ただでさえ、子ども自身が性の問題と向き合っていくことは大変なことの上に、こういった性的虐待の様々な影響を受け、性的な問題以外にも精神的に不安定になるなどの影響が見られることもあるため、対応については児童相談所とよく相談し、専門的なケアを受けることが必要な場合もあります。

⑦子どもの権利擁護と事故防止

研修のポイント

- ↓子どもの権利(子どもの権利条約・児童憲章等)
- ★社会的養護における権利擁護
- ◆被措置児童等虐待
- →事故防止への配慮

講師の例:児童相談所職員、里親支援機関職員 児童福祉施設職員、里親

子どもの権利(1)

- ■「子どもは権利の主体者」 子どもは社会の一員として尊重される権利の主体者
- 児童憲章の制定(1951(昭和26)年) 子どもの福祉を考える上での基本的理念
- 児童の権利に関する条約の制定(1989(平成元)年) 日本政府は、158番目の締約国として、1994(平成6)年に批准

子どもの権利(2)~児童憲章

われらは、日本国憲法の精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の 幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、社会の一員として重んとられる。
児童は、よい環境のなかで育てられる。
一、すべての児童は、心身ともに、健やかにうまれ、育てられ、その生活を保障される。
二、すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない
児童には、これにかわる環境が与えられる。
三、すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
四、すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果すように、みちびかれる。
五、すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつちかわれる。

五、すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちひかれ、また、追徳的心情がつちかわれる。

六、すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。

た、すべての児童は、競楽指導を受ける機会が与えられる。

八、すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。

九、すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。

十、すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。

十一、すべての児童は、身体が不自由な場合、または精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。

十二、すべての児童は、愛とまことによって結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するように、みちびかれる。

子どもの権利(3)~児童の権利に関する条約①

第1条 子どもの定義

第2条 差別の禁止

第3条 最善の利益

第4条 国の責任

第5条 親等の保護者の指導

第6条 生命の権利

第7条 名前と国籍を持つ権利・父母に

養育される権利

第8条 身元の保証

第9条 親との分離禁止

第10条 家族との再会

第10条 家族との再会 第23条 障害のある子どもの権利 第11条 子どもの不法な国外移送禁止 第24条 健康と保健サービス

第12条 意見を表明する権利

第13条 表現の自由

第14条 思想、良心及び宗教の自由

第15条 結社及び集会の自由

第16条 プライバシーの保護

第17条 多様な情報の利用

第18条 親の責任

第19条 虐待・放置などからの保護

第20条 家庭環境を奪われた子ども

の保護

第21条 養子縁組

第22条 難民の子ども

子どもの権利(4)~児童の権利に関する条約②

第25条 子どもの処遇の定期的審査

第26条 社会保障

第27条 生活水準

第28条 教育の権利

第29条 教育の目的

第30条 少数民族又は先住民の子ども 第40条 少年司法

第31条 余暇、遊び及び文化的生活の

権利

第32条 不当、有害な労働からの保護

第33条 薬物の濫用からの保護

第34条 不法な性的行為からの保護

第35条 誘拐、売買、取引の防止

第36条 あらゆる形態の不利益からの

保護

第37条 拷問や自由を奪うことの禁止

第38条 武力抗争からの保護

第39条 心身の回復及び社会復帰

第41条 既存の権利の確保

第42条 条約の広報

第43条~44条 子どもの権利委員会

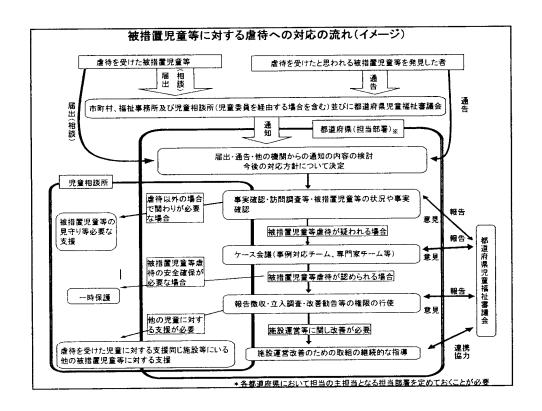
第46条~54条 条約の手続き

社会的養護における権利擁護

- 里親養育における権利擁護のためのポイント
 - 〇児童相談所が策定した子どもの自立支援計画に添って、子どもの状態 や背景を考慮した計画的な養育を行うこと
 - ○養育について、児童相談所や里親支援機関に相談を行い、必要に応じ 専門的なケアを受けるなど里親が問題を抱え込まないようにする
 - ○研修を受けることにより、必要な養育技術を身に付け、里親としての 資質を向上させる
 - ○子どもにとって、家庭が暖かい雰囲気で、安心できる場になっていること
 - 〇子どもの意見を尊重し、自由に意見を言える雰囲気になっていること
- ○体罰や、言葉による暴力、差別的な扱いなどを行わない

被措置児童等虐待

- 社会的養護にある子どもたちへのケアを行う者からの虐待について、児童福祉法上 明確化したものであり、施設職員に加え、里親についても対象になります。
- 被措置児童等虐待の定義・身体的虐待 ~ 被措置児童
 - 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加える
 - ~ 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をして ·性的虐待
 - 板指電児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による暴力やわいせつ行為、著しい心理的外傷を与える行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。 ・ネグレクト
 - ·心理的虐待 ~
- 外部へ知らせる仕組みと通告者の不利益取扱の禁止 ・被措置児童等虐待を受けた子どもによる都道府県、都道府県児童福祉審議会への届出 ・発見した場合の職員等の都道府県、都道府県児童福祉審議会への通告義務、通告した職員 等に対する施設による不利益取扱の禁止
- 都道府県の講じるべき措置の明確化 ・届出、通告があった施設等に他あいする立入調査、質問、勧告、指導、業務停止等の処分・子どもの保護等
- 検証・報告等 ・被措置児童等虐待に関する検証・調査研究、都道府県による被措置児童等虐待の状況等に 関する公表



被措置児童等虐待ガイドラインのポイント①

- 本「ガイドライン」は、被措置児童等に対する虐待の防止の ための取組を進め、また的確な対応を図るため、都道府県に おける対応の参考に、作成したものである。
- 今後、各都道府県においては、本素案を参考としつつ、被 措置児童等虐待防止のため適切な体制整備を図るとともに、 各都道府県における関係者(児童相談所、施設等、市町村等) と共通認識を作るための取組や対応方針作りを進めることが 必要である。

被措置児童等虐待ガイドラインのポイント②

- I 被措置児童等虐待の防止に向けた基本的視点
- ○被措置児童に対する虐待への対応の流れ(イメージ)
 - 1. 被措置児童虐待防止の趣旨
 - 2. 基本的な視点
 - 3. 留意点
- Ⅱ 被措置児童等虐待に対する対応
 - 1. 被措置児童等虐待とは(定義)
 - 2. 児童虐待防止法との関係
 - 3. 早期発見のための取組と通告・届出に関する体制
 - 4. 初期对応
 - 5. 被措置児童等の状況の把握及び事実確認
 - 6. 被措置児童等に対する支援
 - 7. 施設等への指導等
 - 8. 都道府県児童福祉審議会の体制・対応
 - 9. 被措置児童等虐待の状況の公表
 - 10. 被措置児童等虐待の予防等
- Ⅲ 参考資料(通告受理票、取組例)

事故防止への配慮

- 子どもの死亡原因のうち、不慮の事故による割合が高い。
- 日常的に配慮することで事故を防止することが可能。

	起きやすい事故	事故を防ぐポイント
新 生 児	・誤って上から物を落とす	・寝ている赤ちゃんの上に、物が落ちない ようにする
1 歳 まで	・ベッドなどからの転落・やけど・たばこなどの誤飲・うつぶせ寝、やわらかい布団等での窒息・浴槽、洗濯機等でおぼれる	・ベッドの柵の確認・ストーブ等に柵を付ける・部屋の整頓・うつぶせ寝をさせない、堅い寝具にする・入浴後、浴槽のお湯を抜いておく
1 歳 以 降	・誤飲(薬品、洗剤、化粧品等)・転落、転倒・やけど・浴槽、水遊びなどでおぼれる・交通事故	・手が届くところに危険な物を置かない・ベランダ、窓際の配慮・熱いものに触れないよう配慮・水遊びする際は、大人が付き添う・手をつないで歩くなど飛び出しの防止

⑧里親会活動

研修のポイント

- →里親会活動の意義
- ◆全国里親会

講師の例:里親(里親会)

里親会活動の意義

- 地域により異なりますが、都道府県や児童相談所単位で、資質向上の ための研修、里親の相互交流、情報交換、広報・啓発等を目的とした里 親会活動が行われています。
- 里親会活動の具体例
 - ①研修会の開催
 - ②機関誌の発行
 - ③里親制度についての広報・啓発(シンポジウムの開催、啓発リーフレットの作成など)
 - ④交流会の開催(里親サロンなど)
 - ⑤レクレーションの実施(キャンプ、クリスマス会、お餅つき大会など)

全国里親会

- 全国里親会とは、児童福祉法の精神にのっとり、里親に委託されている児童及び 里親に委託することが適当と思われる児童の福祉の増進を図るため、里親制度に 関する調査研究、里親希望者の開発、里親及び里親に委託されている児童の相談 指導等を行い、もって里親制度の普及発展に寄与することを目的として設立された 財団法人です。
- 全国里親会の活動内容
 - ・里親制度に関する調査研究
 - ・里親の育成及び里親制度の普及啓発
 - 〜全国里親大会の開催、全国八地区別里親研修会の開催、里親促進事業の 実施
 - ・里親相互の連絡協調
 - ~機関誌「里親だより」の発行
 - ・関係機関団体との連絡調整
 - ~全国社会福祉協議会や児童の福祉に関する活動をしているNPO法人との 情報交換、交流
 - ・里親に委託されている児童等の相談指導
 - ~全国里子会への支援
 - ・その他法人の目的を達成するために必要な事業
 - ~里親賠償責任保険の実施

⑨先輩里親の体験談・グループ討議

研修のポイント

|♣グループディスカッションの流れ(例)

講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員 里親

グループディスカッションの流れ(例)

- ① 主催者(事務局又はコーディネーター)より研修の目的と流れについて説明します。
- ② 先輩里親の体験談(委託前後に苦慮したこと等について)
- ③ グループディスカッション
 - ※ 参加者の人数により、話しやすい人数にグループ分けを行います。
 - ※ 事務局スタッフ、里親、児童相談所職員、里親支援機関職員等がグループでの 進行を行います。
 - 1)参加者自己紹介(里親志望動機、どんな里親になりたいか等も含めて)
 - 2)参加者から先輩里親への質問(体験談について)
 - ・体験談や委託前後によくみられる状況について、ディスカッション
 - ※例:「受託の決断について」

「交流の際の留意点」

「里子を迎えるにあたって家族で相談しておくこと」 「里子を迎えるにあたって準備しておくこと」 など

④ まとめ

主催者(事務局又はコーディネーター)よりディスカッションで話し合われた内容に ついて要約し、里親に必要な知識やノウハウについてのポイントを説明します。

10)実習

研修のポイント

↓実習の内容(実習プログラム)

講師の例:児童福祉施設職員

実習の内容

- 実習プログラム(例)
 - ●1日目

9時	10時	11時	12時	13時	14時	15時	16時	17時	18時
① 研修の流れ 要保護児童 の状況 里親に期待 すること (施設長)	② 入所児童の 状況 委託の流れ 委託後の施 設との連携 (家庭支援 専門員)	③ 子どもとわりにま 留意点 (児童指保育士、士)	歴金 の関 Sける i準員、		いい・おや	(できる つ (乳児院)	10mm 実習 らだけ子どもとる		1814

●2日目

9時	10時	11時	12時	1395	14時	15時	16時	17時	18
			"。" " "	響				⑤実習のまとめ	
·入浴(乳児	10)		(できるだけ子	(者) どもとふれあう)				Q&A	
· 不好(孔元 ·宿曆	7E)								
進 び									
・昼食									
・おやつ		1							

※児童養護施設や情緒障害児短期治療施設の場合は、2日目は土曜、休日、祝日に行うなど 実習を効率的に実施できるように工夫する

登録更新研修

①社会情勢、改正法など

(児童福祉制度論)

②子どもの発達と心理・行動上の理解など

(発達心理学)

③養育上の課題に対応する研修

(里親養育援助技術)

④意見交換

(里親養育演習)

①社会情勢、改正法など

研修のポイント

- **→子どもをとりまく最新情勢**
- ◆児童福祉法・児童虐待防止法改正等の制度改正

講師の例:児童相談所職員、里親支援機関職員

②子どもの発達と心理・行動上の理解など

研修のポイント

↓子どもの心理や行動についての理解(講義・演習)

講師の例:児童相談所職員、里親支援機関職員 児童精神科医、臨床心理士

③養育上の課題に関する研修

研修のポイント

→受講者の二一ズを考慮した養育上の課題や対応上のの留意点についての講義・演習

講師の例:児童相談所職員、里親支援機関職員 里親、児童精神科医、臨床心理士

④意見交換

研修のポイント

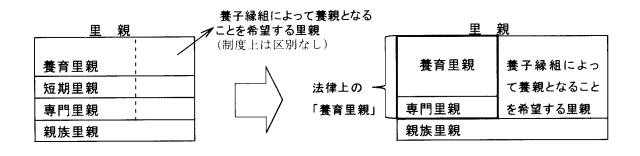
→受講者が共通に抱えている悩みや課題についての 意見交換

> 講師の例: 児童相談所職員、里親支援機関職員 里親

(3) 里親制度の拡充・見直しに関するQ&A

1. 里親の分類・要件等

- Q1 今回の見直しにより里親の種類はどのように変わるのか。
- A 従来の里親について、養子縁組によって養親となることを希望する里親と養育 里親を区別し、さらに養育里親については、養育里親と専門里親に区分する。ま た、従来の短期里親は養育里親の中に含まれるものとする。したがって、里親の 種類は、養子縁組を前提としない養育里親・専門里親・従来の短期里親をあわせ た「養育里親」、さらに「養子縁組によって養親となることを希望する里親」、「親 族里親」となる。



- Q2 養育里親と養子縁組によって養親となることを希望する里親を分け、養育里親に研修を義務付けたのはどのような理由からか。
- A 従来の里親制度については、
 - ・「社会的養護として子どもを養育する里親」と「養子縁組を前提とした里親」 が制度上区別されておらず、里親=養子縁組であるという誤解も存在すること
 - ・養育里親の研修に関する基準がなく、自治体間でばらつきが大きいなどその 改善・充実を図る必要があること

などの指摘を受けていたところ。

このため、今般の見直しにより養育里親と養子縁組によって養親となることを 希望する里親を区別し、養育里親について研修を義務付けたものである。

- Q3 短期里親は廃止となるのか。
- A 従来の短期里親については、省令上、区別をなくすが、養育里親として認定・ 登録していただき、短期間の委託を希望する養育里親については、名簿等にその 旨を記載する等により把握し、委託の際には短期間の委託をすることにより弾力 的に対応していただきたい。

- Q4 職業指導里親は廃止となるのか。里親が職業指導を行うことは禁止されるのか。
- A 従来の職業指導里親は、実績等を勘案し、廃止することとした。しかしながら 里親が就労へ向けた心構え等について支援を行うことは、子どもの自立支援の一 つとして重要なことであり、児童相談所において策定する自立支援計画の中に盛 り込み、計画的かつ適切に実施されるよう留意していただきたい。
 - Q5 養育里親から養子縁組を希望する里親に移行する場合、どの時点から移行した(手当額なし)とすればよいか。
- A 単に里親が養子縁組を希望しているという時点ではなく、養子縁組に関し、委託されている子どもの実親の同意が得られた等により、具体的に養子縁組に向けた手続き等を始める時点とする。
 - Q6 養育里親が委託児童に対し、数年経過してから養子縁組を希望すること は可能か。
- A 子どもや実親の状況により、必ずしも委託当初に養子縁組の方向が確定しない ケースもあることから、養育里親に委託されている子どもや里親の意識の変化等 により、途中から養子縁組を希望することは可能である。その場合は里親からそ の旨を都道府県に申し出る旨、周知していただきたい。
 - Q7 専門里親の委託対象に障害のある子どもが加えられたが、少しでも障害があれば、専門里親に委託しなければならないのか。
- A 専門里親については、従来の「児童虐待等の行為により心身に有害な影響を受けた児童」、「非行等の問題を有する児童」と同様に、「身体障害、知的障害又は精神障害がある児童」について、詳細に基準を示しているものではない。

障害の程度のみで一律に判断するのではなく、子どもの生活能力や、専門里親を含め各里親が持つ養育技術や特徴等を踏まえ、都道府県(児童相談所)において適切に判断の上、委託先を決定していただきたい。

- 2. 里親の要件、欠格事由について
 - Q8 里親の年齢要件はあるのか。
 - A 里親が持つ養育技術や特徴等は様々であることから、国において里親の認定・ 登録に際し、一律に年齢により制限をかけることはない。なお、年齢要件を規定

している都道府県もあると聞いており、適切な養育が実施できるよう、各都道府 県において適切に判断していただきたい。

- Q9 養育里親の欠格事由に「本人又はその同居人が成年被後見人又は被補佐人」とあるが、同居する里親の両親が成年被後見人又は被補佐人となった場合には、子どもを委託中であっても里親登録を直ちに抹消しなければならないのか。
- A 当該欠格事由の規定は、子どもの福祉の観点から、養育里親が委託されている子どもの養育にできる限り専念できることを想定しているものである。したがって、受託中の場合については、子どもの福祉に鑑み、経過的に委託を継続することが子どもにとって最善の利益であると考えられる場合には、弾力的な対応をとることが望ましい。
 - Q 10 犯罪歴等についてどのような方法で確認するのか。
- A 欠格事由等の確認については、本人に欠格事由に該当していない旨を申し出る 書類の提出等を依頼する等により適宜確認することとし、犯罪歴については必要 に応じて市町村の身分証明を本人に提出してもらう等により確認していただきた い。

3. 養育里親研修について

- Q11 養育里親研修は夫婦で受講しなければいけないのか。
- A 養育里親研修を受講した者が養育里親として登録される。子どもへの支援の観点から、夫婦で受けることが望ましいが、研修を受けていなければ同居人として取り扱われる。

したがって、必ずしも夫婦で受講しなければならないものではない。

- Q 12 養子縁組を希望する里親や親族里親についても認定前研修は必要ではないか。
- A 今般の里親制度の見直しにおいては、養子縁組によって養親となることを希望する里親及び親族里親の研修について義務化はしていないが、これらの里親についても必要に応じて、養育里親研修を活用する等により、研修を受講していただいて差し支えない。

- Q 13 研修を免除する規定に、「里親登録されており、過去2年間に養育経験 のある者」とあるが、短期委託やレスパイトケアの委託経験であっても 養育経験と見なしてよいのか。
- A 短期委託やレスパイトケア等の委託経験については、一律に回数を定めるものではないが、実習を免除するに十分な養育経験を有しているか否かという観点で判断していただきたい。
 - Q 14 研修を免除する規定に、「現に里親登録されており、委託児童を養育中の里親」とあるが、いつの時点での養育としているのか。
- A 施行日(平成21年4月1日)現在をいう。
 - Q 15 養育里親の更新研修は子どもが委託されていれば、研修の全部を免除できるのか。
- A 更新研修については、養育実習の免除は可能であるが、制度の変化や、子ども の養育に関する新たな知識等の修得が必要となることから、講義を含めた全部を 免除できるものではない。
 - Q 16 県において独自に研修の科目や日程の追加等を行ってもよいか。
- A 今般の見直しにより義務付けられた研修以外の研修についても、自治体の判断 で必要に応じて研修科目や日数の追加等を行っていただいて差し支えない。
 - Q 17 通知にある養育実習の対象施設として児童相談所があるが、一時保護 所の実習ということでよいか。
- A 一時保護所において行う養育実習である。
 - Q 18 研修日程や実習について、「概ね〇日間」とは、1日何時間ぐらいを指しているのか。
- A 詳細な規定はないが、告示において規定した内容を踏まえ、これまで当省がお 示しした各研修の「カリキュラム案~例」を参考に実施していただきたい。

4. 里親手当について

- Q 19 養子縁組によって養親となることを希望する里親に対する手当額を廃止することは、養子制度、家庭的養護の推進に反するものではないか(養子縁組を軽視するものではないか)。
- A 今回の見直しによって、手当の支給については、私法上の養親となる者と養子となる者との相性を見極める期間であること等を考慮し、見直しを行うが、
 - ・要保護児童の委託先として生活費、教育費等の費用は従前同様支給されること
 - ・里親支援機関等により里親支援の対象として、相談・援助等の支援を受けることを可能とすること
 - としたところであり、社会的養護におけるその位置付けが後退するものではない。
 - Q 20 養育里親が委託児童に対し数年経過してから養子縁組を希望した場合、 里親手当の返還は生じるか。
- A 具体的に養子縁組に向けた手続き等を始める時点から、里親手当は支給されなくなるものであり、それ以前についての里親手当の返還は生じない。(Q5参照)
 - Q 21 短期間の里親委託又は月途中の委託解除でも手当額は満額支給(1人 目であれば月額 72,000円)となるのか。
- A お見込みの通り。
 - Q 22 養育里親対象児童と専門里親対象児童を同時に受託した場合の手当額 の考え方は?
- A 同時に受託している場合であっても、養育里親対象児童として1人目は72,000円、専門里親対象児童として1人目は123,000円となる。
 - 例① 養育里親対象児童 1 人 (72,000 円) +専門里親対象児童 1 人 (123,000 円) = 195,000 円
 - 例② 養育里親対象児童 2 人 (72.000 円 + 36,000 円) +専門里親対象児童 1 人 (123,000 円) = 23,1000 円
 - 例③ 養育里親対象児童 1 人 (72,000 円) +専門里親対象児童 2 人 (123,000 円 + 87,000 円) = 282,000 円
 - Q 23 受託中の里親が施行日までに認定前研修を受講できない場合、新しい 手当額にはならないのか。
- A 施行日(平成21年4月1日)までに研修を受講できない場合、制度上は平成22年3月31日まで養育里親とみなされることとなるが、手当については研修を受講するまでの期間は旧里親手当額となる。なお、養育里親とみなされている平成22年3月31日までに何の手続きも行わない場合、里親登録は取り消されることとなる。

(4)養育里親研修における養育実習の受入の協力について (各施設団体宛依頼)

雇児福発第 1212001 号 平成20年12月12日

全国児童養護施設協議会会長中田 浩 殿

厚生労働省雇用均等·児童家庭局 家庭福祉課長

養育里親研修における養育実習受入の協力について(依頼)

児童家庭福祉行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、先般、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が第170回国会において成立し、一部の規定を除き平成21年4月1日より施行されるところとなりました。

この児童福祉法改正により里親制度が見直されることとなり、養育里親については都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。)が行う研修を修了したことを登録の要件とすることとなりました。同研修の内容については、厚生労働省告示を定め、講義・演習のほか、施設における養育実習を科目とすることを予定しております。

厚生労働省といたしましては、虐待を受けた子どもなど家庭養育が必要な子どもを受け入れる養育里親について、基礎的知識や技術の修得等、その資質の向上を図るために施設現場で養育実習を実施することは、極めて重要であると考えております。

雇児福発第 1212001 号 平成20年12月12日

全国乳児福祉協議会会長 長井 晶子 殿

厚生労働省雇用均等·児童家庭局 家庭福祉課長

養育里親研修における養育実習受入の協力について(依頼)

児童家庭福祉行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、先般、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が第170回国会において成立し、一部の規定を除き平成21年4月1日より施行されるところとなりました。

この児童福祉法改正により里親制度が見直されることとなり、養育里親については都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。)が行う研修を修了したことを登録の要件とすることとなりました。同研修の内容については、厚生労働省告示を定め、講義・演習のほか、施設における養育実習を科目とすることを予定しております。

厚生労働省といたしましては、虐待を受けた子どもなど家庭養育が必要な子どもを受け入れる養育里親について、基礎的知識や技術の修得等、その資質の向上を図るために施設現場で養育実習を実施することは、極めて重要であると考えております。

雇児福発第 1212001 号 平成20年12月12日

全国児童自立支援施設協議会会長 西田 達朗 殿

厚生労働省雇用均等·児童家庭局 家庭福祉課長

養育里親研修における養育実習受入の協力について(依頼)

児童家庭福祉行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、先般、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が第170回国会において成立し、一部の規定を除き平成21年4月1日より施行されるところとなりました。

この児童福祉法改正により里親制度が見直されることとなり、養育里親については都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。)が行う研修を修了したことを登録の要件とすることとなりました。同研修の内容については、厚生労働省告示を定め、講義・演習のほか、施設における養育実習を科目とすることを予定しております。

厚生労働省といたしましては、虐待を受けた子どもなど家庭養育が必要な子どもを受け入れる養育里親について、基礎的知識や技術の修得等、その資質の向上を図るために施設現場で養育実習を実施することは、極めて重要であると考えております。

雇児福発第 1212001 号 平成20年12月12日

全国情緒障害児短期治療施設協議会会長 細江 逸雄 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局 家庭福祉課長

養育里親研修における養育実習受入の協力について(依頼)

児童家庭福祉行政の推進につきましては、日頃よりご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、先般、「児童福祉法等の一部を改正する法律」が第170回国会において成立し、一部の規定を除き平成21年4月1日より施行されるところとなりました。

この児童福祉法改正により里親制度が見直されることとなり、養育里親については都道府県(指定都市及び児童相談所設置市を含む。以下同じ。)が行う研修を修了したことを登録の要件とすることとなりました。同研修の内容については、厚生労働省告示を定め、講義・演習のほか、施設における養育実習を科目とすることを予定しております。

厚生労働省といたしましては、虐待を受けた子どもなど家庭養育が必要な子どもを受け入れる養育里親について、基礎的知識や技術の修得等、その資質の向上を図るために施設現場で養育実習を実施することは、極めて重要であると考えております。

○ 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)及び 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)の単価の考え方について

小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) 及び児童自立生活援助事業 (自立援助ホーム) の単価の詳細については、後日交付要綱にてお示しする予定であるが、単価の中に含まれているものについては次のとおりである。

- 1. 小規模住居型児童養育事業 (ファミリーホーム) 施設と同様に事務費、事業費と分けて支弁することとし、その内訳は次 のとおりである。
 - (1) 事務費常勤職員1名、非常勤職員2名の人件費、その他旅費、庁費、職員研修費、補修費等の管理費

概ね、児童一人当たり月額約15万円程度(地域により異なる)

- (2) 事業費
 - 一般生活費、教育費、医療費等里親と同様の単価
- 2. 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム) 施設と同様に事務費、事業費と分けて支弁することとし、その内訳は次 のとおりである。
 - (1) 事務費

常勤職員2名、非常勤職員1名の人件費、その他旅費、庁費、職員研修費、補修費等の管理費

概ね、児童一人当たり月額約19万円程度(地域により異なる)

- (2) 事業費
 - 一般生活費 (概ね1万円程度) のみ